

令和元年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
令和元年12月4日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	13
会議録署名議員の指名について	14
議案の上程について	14
市長の提案理由の説明	14
報告について	18
請願について	19
令和元年12月6日	
出席及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により出席した者	22
本議会に出席した事務局職員	22
議事日程	22
議案質疑について（議案第85号）	23
（議案第86号～議案第88号）	24
（議案第89号～議案第90号）	25
（議案第91号～議案第97号）	25
（議案第98号）	26
令和元年12月10日	
出席及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により出席した者	32
本議会に出席した事務局職員	32
議事日程	33

一般質問について	33
佐々木創主 議員	33
橋本 憲之 議員	48
白谷 義隆 議員	66
新谷信次郎 議員	77
矢ヶ部広巳 議員	92

令和元年12月11日

出席及び欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により出席した者	104
本議会に出席した事務局職員	104
議事日程	105
一般質問について	105
緒方 寿光 議員	105
高田千壽輝 議員	122
今村 智子 議員	137
三小田一美 議員	154

令和元年12月19日

出席及び欠席議員	167
地方自治法第121条の規定により出席した者	168
本議会に出席した事務局職員	168
議事日程	168
議会運営委員長報告について	170
各委員長報告について	170
総務委員長報告について	170
建設経済委員長報告について	172
教育民生委員長報告について	173
議案の上程について	178
議員提出議案の提案理由の説明	179

第 3 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月4日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
12月5日	木	考 案 日	
12月6日	金	本 会 議	議 案 質 疑
12月7日	土	休 会	
12月8日	日	休 会	
12月9日	月	考 案 日	
12月10日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	木	休 会	
12月13日	金	委 員 会	
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	委 員 会	
12月17日	火	事 務 整 理 日	
12月18日	水	事 務 整 理 日	
12月19日	木	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 85 号	専決処分の承認について（専決第3号 「柳川市民温水プールの指定管理者の指定について」の一部変更）	1 . 12 . 6	承 認
議 案 第 86 号	令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 87 号	令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 88 号	令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 89 号	柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 90 号	柳川市民文化会館条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 91 号	柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 92 号	柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 93 号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 94 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 95 号	柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決
議 案 第 96 号	柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 6	原案可決
議 案 第 97 号	柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 12 . 19	原案可決

議案 第98号	市道路線の認定及び変更認定について	1.12.19	原案可決
議案 第99号	建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書	1.12.19	原案可決

報 告

報告 第10号	専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）	1.12.4	報 告
------------	-------------------------------------	--------	-----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第3号	建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書	1.12.19	採 択

柳川市議会第3回定例会会議録

令和元年12月4日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	酒見勇次												
教	育	長	沖	毅										
総務	部	長	石橋正次											
会計	管	理	者	白谷通孝										
市民	部	長	椛島謙治											
保健	福	祉	部	長	島添守男									
建設	部	長	松永泰治											
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介					
総	務	課	長	平	田	敬	介							
企	画	課	長	池	末	勇	人							
財	政	課	長	田	中	勝	裕							
税	務	課	長	山	田	秀	太							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦				
福	祉	課	長	武	田	真	治							
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋						
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	木	下	隆								
水	路	課	長	松	永	久								

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範									
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛				
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(令和元年7月分、8月分、9月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第85号 専決処分の承認について（専決第3号 「柳川市民温水プールの指定管理者の指定について」の一部変更）
- 議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定について
- 議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 市道路線の認定及び変更認定について
- 日程（４） 報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程（５） 請願について
- 請願第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和元年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

初めに、10月12日に関東、東北地方に上陸しました台風19号による河川決壊等で100名近くの方々がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災地の一日でも早い復興を心より祈念いたします。

本市では8月27日から発生した集中豪雨、9月22日午後から九州北部に接近した台風17号により農業施設の損壊や米、大豆の不作など大きな農業被害を受けました。このため、11月13日に上京し、地元選出国會議員へ被害状況の報告と支援措置を訴えてきました。あわせて、11月19日には福岡県農業共済組合に対し、農業共済金の早期支払い等について要請を行ってきました。

続きまして、広域で構成する市長会及び諸会議等について御報告いたします。

9月29日には本市を初め、みやま市、飯塚市、添田町、川崎町、築上町の3市3町で構成する福岡県市町村名勝庭園協議会によります「庭園ゼミ」を福岡市で開催しました。福岡都市圏の方々を中心に定員を大幅に超える申し込みがあり、県内にある名勝庭園の魅力を紹介してきました。

10月2日には筑紫野市で開催されました第137回福岡県市長会に出席しました。議案審議では「都市財政の拡充強化」や「地域防災体制強化のための施策の充実」など12議案全ての議案が承認・決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月10日には長崎県佐世保市で開催されました第125回九州市長会に出席しました。九州

各県市長会から提案された12議案が承認・決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することになりました。

次に、国や県等に対する要望活動について御報告します。

10月1日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会により県及び県議会に対し、来年度の事業予算の確保と事業促進について要望してきました。有明海沿岸道路につきましては、12月1日、(仮称)筑後川橋ケーブル定着を祝う会が行われました。令和2年度中には大川東インターチェンジから大野島インターチェンジまでの3.7キロメートルの区間が開通する計画で、利便性がさらに向上します。

10月29日には東京都で安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。

11月5日には高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進について、地元の河川改修協議会役員とともに、国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に対し、翌日には国土交通省並びに地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための予算確保について要望活動を行いました。

また同日、福岡県道路協会及び福岡県海岸協会においても関係省庁や地元選出国會議員へ事業促進や予算確保について要望活動を行いました。

11月7日には九州農政局に対し、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クレーン防災機能保全対策事業推進協議会において、また同日、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会において事業促進等について要望をいたしました。

11月13日には九州地方国道整備促進総決起大会が東京都で開催され、大会後には地元選出国會議員に対し、道路整備が着実に進められるよう要望活動を行いました。

11月15日には福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県に対し、有明海水産振興に関する8項目について要望を行ったところです。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

9月15日には市内最高齢と新100歳を迎えられた方への訪問、9月26日の柳川市戦没者追悼式、9月28日の柳川市高齢者福祉大会、10月19日の柳川市社会福祉大会、10月26日の柳川市防災運動会など福祉関係の行事に出席しました。

総務分野につきましては、11月14日、柳川市・みやま市暴力団等排除対策協議会発足式を橋本町の新ごみ焼却施設工事現場事務所で行いました。柳川市とみやま市で発注する大型公共事業に対して、発注者や受注者、警察が一致団結して、暴力団の介入や不当要求を阻止していこうという宣言をいたしました。

教育・文化関係分野では、来年の東京オリンピック事前キャンプとして、オセアニアオリンピック委員会から派遣されたバヌアツ共和国の女子卓球選手、プリシラ・トミーさんを8月から3カ月間、本市で受け入れました。トミー選手は柳川高校を拠点に練習していただき、

市内の卓球大会への参加や小学校での給食交流など、市民との交流もしていただきました。

詩聖・北原白秋先生の命日である11月2日には白秋祭式典を開催しました。ことしも姉妹都市の竹田市、友好都市の延岡市を初め、約300人の参加をいただきました。白秋献詩は全国33都道府県から8,267篇の応募があり、文部科学大臣賞には愛知県刈谷市立刈谷東中学校3年の石川珠愛さんが受賞されました。

また、白秋先生の命日の前後3日間で開催されます白秋祭水上パレードには、延べ約210そう、約3,300人の方々にお越しいただき、市民の皆様の温かいおもてなしに喜ばれていました。船頭不足に伴い、水上パレードの舟が毎年減っておりましたが、ことしは九州産業大学の学生や市職員有志の協力により、昨年から30そうほど舟をふやすことができました。

11月3日には第10代横綱雲龍顕彰記念第32回少年相撲大会に出席しました。ことしは県内外から45校、280人の少年力士が出場し、土俵で熱戦を繰り広げました。当日は琴奨菊関や佐渡ヶ嶽親方に参加していただいた模範稽古でも会場が大いににぎわいました。

建設分野では、9月16日、市営住宅柳河団地の落成式を行いました。老朽化していた柳河団地を建てかえるため、昨年9月から建設を進めていたもので、鉄筋コンクリートづくり4階建ての28戸の住居を整備しました。

観光分野では、10月18日にタイ在住で柳川高校附属タイ中学校副理事長のテムラック・チャオ氏への、また、11月8日にはイタリア在住で本市出身の画家、綿貫直諒氏への観光大使就任式を行いました。

10月28日には樽見議長と小川知事とともに、東京の駐日フランス大使館を訪れ、柳川の伝統工芸品であるさげもんをローラン・ピック駐日大使に贈るとともに、川下りなどの観光の魅力をPRしてまいりました。さげもんは大使を通じまして、フランス本国のブルユノ・ル・メール経済財務大臣に送られることになっております。

11月23日、24日には農業、漁業、商工業、観光業等に携わる皆様が連携して第15回柳川よかもんまつりを開催しました。24日の午前中が雨になったにもかかわらず、延べ4万8,000人の人出でにぎわい、成功裏に終えることができました。

結びになりますが、NHK大河ドラマ招致活動につきまして御報告します。

RKB毎日放送では10月から、立花宗茂と閻千代の魅力をわかりやすく伝えようと、歴史家で柳川観光大使でもある加来耕三先生をコメンテーターとしたラジオ番組「加来耕三が柳川で大河ドラマをつくってみた」が始まりました。毎週月曜日の午後6時45分から7時までの15分間、コメディ仕立てのラジオドラマが来年3月まで放送されています。

KBC九州朝日放送では10月7日からの1週間、柳川をテレビ、ラジオで特集する「ふるさとWish」が放送されました。私は10月9日、市民からいただいた宗茂のかぶとをかぶり、テレビの生放送に出演し、宗茂と閻千代の魅力についてPRしてきました。

10月28日には樽見議長と小川県知事とともにNHK本社を訪れ、上田会長を初め、木田放

送総局長などと、また、10月30日にはNHK福岡放送局を訪れ、歌川局長など幹部の皆さんと面談し、強く大河ドラマ招致を要望してまいりました。招致活動を始めて3年目になりますが、少しずつ応援の輪が広がっていることを実感しております。

以上、行政報告といたします。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和元年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る12月2日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告を申し上げます。まず、会期であります。本日、12月4日から12月19日までの16日間といたしております。その内容について申し上げます。

本日開会、提案理由の説明、5日、考案日、6日を議案質疑、7日、8日は休日で休会、9日は考案日、10日、11日、12日を一般質問、13日を委員会、14日、15日は休日で休会、16日を委員会、17日、18日は事務整理日、19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名について。

日程3 が議案の上程についてで、議案第85号から議案第98号までの14議案の一括上程であります。

日程4 が報告について。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程5 が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第3号は教育民生委員会に審査を付託しております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1 が議案質疑について。

初めに、議案第85号を議題とし、質疑終了後、即決としております。

次に、議案第86号から議案第88号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第86号は総務委員会に審査を付託、議案第87号及び議案第88号の2議案は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、議案第89号及び議案第90号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第89号は総務委員会に審査を付託、議案第90号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第91号から議案第97号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第91号は教育民生委員会に審査を付託、議案第92号は建設経済委員会に審査を付託、議案第93号及び議案第94号は総務委員会に審査を付託、議案第95号は教育民生委員会に審査を付託、議案第96号は即決、議案第97号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第98号を議題とし、質疑終了後、建設経済委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番菊次太丸議員及び15番矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第85号から議案第98号までの14議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回御提案いたします議案第85号の専決処分の承認、議案第86号から議案第88号の補正予算案3議案、議案第89号から議案第97号までの条例案9議案、議案第98号のその他1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第85号 専決処分の承認について（専決第3号 「柳川市民温水プールの指定管理者の指定について」の一部変更）について御説明申し上げます。

本案は、令和元年9月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容を申し上げますと、本年6月9日に柳川市民温水プールの天井材の一部が落下し、利用者の安全確保ができない状態が続いており、現在もプールを休館しております。そのため、プールの管理業務を行う必要がないことから、指定管理者の指定期間を変更したものです。

次に、議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,661千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33,961,550千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、特別職及び各款にわたります一般職の人件費につきましては、5,002千円を減額しております。これは人事院勧告による一般職の月例給や勤勉手当の支給率の引き上げ、特別職の期末手当の支給率の引き上げ、台風等災害に伴う時間外勤務手当等により増額になるものの、年度中退職、再任用職員の減等による減額がそれらを上回り、総額として減額となるものです。

なお、人事異動に伴う各款の人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

2款・総務費は27,248千円を減額補正しております。

人件費調整以外の内容としましては、公務災害補償に係る経費、マイナンバーカード交付に係る経費などを計上しております。

3款・民生費は677,825千円を増額補正しております。

内容としましては、入所措置者数の増加に伴う老人保護措置費、利用者の増加及び公定価格引き上げに伴う保育所運営等事業費などのほか、介護給付費などにおいて前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

4款・衛生費は19,886千円を増額補正しております。

内容としましては、子育て世代包括支援センター開設に係る経費などを計上するものです。

6款・農林水産業費は64,913千円を増額補正しております。

内容としましては、被災した農業者への補助金を計上したほか、外平排水機場の設備の更新に係る経費などを計上しております。

また、8月28日豪雨以降の漁場及び漁港への漂着ゴミ回収・処理事業については、県からの補助金受け入れに伴う財源更正を行っております。

7款・商工費では2,639千円を増額補正しております。

内容としましては、本市での新規創業を後押しするため、新規創業支援補助金を計上しております。

8款・土木費では17,346千円を増額補正しております。

内容としましては、台風10号及び17号による立花いこいの森公園の倒木等の伐採に係る経

費などを計上しております。

9款．消防費では14,622千円を増額補正しております。

内容としましては、防災行政無線子局設置事業について事業期間を短縮し、令和元年度、2年度の2カ年事業として実施するため、本年度に前倒しして設置する4局分の経費を計上しております。

10款．教育費では793千円を減額補正しております。

人件費調整以外の内容としましては、三橋生涯学習センター大ホール空調機修繕に係る経費を計上したほか、柳川市民温水プールの休館に伴い、指定管理者と管理期間の変更協定を締結したことによる委託料の減額補正などを計上しております。

12款．公債費では69,098千円を減額補正しております。

内容としましては、平成20年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債の利子減額、平成30年度借り入れ地方債の借入額や利率の確定による利子減額などを計上するものです。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款．地方交付税では普通交付税につきまして213,667千円を増額補正しております。

13款．国庫支出金では子どものための教育・保育給付費等277,353千円を増額補正しております。

14款．県支出金では子どものための教育・保育給付費等131,412千円を増額補正しております。

16款．寄付金では4,000千円を増額補正しております。

18款．繰越金では24,329千円を増額補正しております。

20款．市債では湛水防除事業費などにより49,900千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費など7件につきまして、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では水路保全事業費など7件につきまして追加を行っております。

第4表 地方債補正では湛水防除事業費など2件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和3年3月実施予定のオンライン資格確認の導入に向けた本市国民健康保険システムの改修と普通交付金及び特別交付金の額の確定に伴う県への返還金について、必要な額を増額するものであります。

歳出において、総務費を981千円、諸支出金を46,079千円、歳入において、県支出金を981千円、前年度繰越金を46,079千円それぞれ増額し、補正後の予算総額を9,457,970千円とするものです。

次に、議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療担当職員の人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動等に伴い、人件費を増額する必要が生じたため、必要な額を増額するものであります。

歳出において、総務費を800千円、歳入において、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる事務費繰入金を96千円、前年度繰越金を704千円それぞれ増額し、補正後の予算総額を1,085,800千円とするものです。

次に、議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として制定するものであります。

次に、議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、旧柳川市民グラウンドを中心とした敷地に現在建設を進めております柳川市民文化会館の設置及び運営などに関する方針を定めた条例を制定しようとするものであります。

この条例で定める主なものは、新しい施設の位置、名称、施設の使用料などです。

次に、議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律のいわゆる人権3法の趣旨を踏まえて、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本市下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計制度へ移行するため、改正が必要な関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部が改正され、令和2年4月1日から特別職非常勤職員の範囲が限定されることに伴い、特別職非常勤職員に対する報酬等を定めた本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て御説明申し上げます。

本案は、令和元年8月7日の人事院勧告に準じて、職員の給料表及び勤勉手当、住居手当を改正し、あわせて議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正しようとするものであります。

次に、議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部が改正され、特別職非常勤職員の範囲が限定されることに伴い、校区公民館長の報酬が報償費に変更されるため、任期を変更し、あわせて各校区公民館によって自主運営している専門委員会の規定を削除するものであります。

次に、議案第96号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容を申し上げますと、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものであります。

次に、議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い導入された指定給水装置工事事業者の指定の更新制に係る手数料に関する規定の整備を行うとともに、水道法施行令の一部改正に伴い、引用している条文の整備等を行うものであります。

また、利用者の負担軽減及び近隣自治体の状況を踏まえ、給水装置の開栓、閉栓に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第98号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業に伴う1路線の新規認定及び1路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4．報告について。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第10号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年11月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、令和元年9月24日午前10時50分ごろ、柳川市職員が路外から国道443号に進入する際、国道を走っていた相手側の車と接触し、公用車の前方部と相手側車両の左側が破損したものです。

この事故に係る損害賠償額を127,800円と決定し、相手側と示談いたしましたところ です。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全 員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（樽見哲也君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者 救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書については教育 民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

令和元年12月6日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	酒見勇次												
教	育	長	沖	毅										
総務	部	長	石橋正次											
会計	管	理	者	白谷通孝										
市民	部	長	椛島謙治											
保健	福	祉	部	長	島添守男									
建設	部	長	松永泰治											
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介					
総	務	課	長	平	田	敬	介							
企	画	課	長	池	末	勇	人							
財	政	課	長	田	中	勝	裕							
税	務	課	長	山	田	秀	太							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦				
福	祉	課	長	武	田	真	治							
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋						
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	木	下	隆								
水	路	課	長	松	永	久								
都	市	計	画	課	長	目	野	隆	広					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範									
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛				
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第85号 専決処分の承認について(専決第3号 「柳川市民温水プー

ルの指定管理者の指定について」の一部変更)

- 議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定について
- 議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 市道路線の認定及び変更認定について

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長(樽見哲也君)

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第85号 専決処分の承認について（専決第3号 「柳川市民温水プールの指定管理者の指定について」の一部変更）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 専決処分の承認について（専決第3号 「柳川市民温水プールの指定管理者の指定について」の一部変更）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について及び議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第96号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第96号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第98号 市道路線の認定及び変更認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

17番（藤丸正勝君）

質疑をいたしますけど、議案第98号、議案書の49ページでございますけど、市道路線の認定及び変更認定についてでございます。

私は初めて聞きましたけど、地元でもいろいろ聞かれましたので、ちょっとお伺いいたします。

議案第98号、新規認定道路の7875番、それと、変更認定道路の7696番の提案ですが、これは三橋町東部にまた墓所をつくるんじゃないかというような話がありましたので、ちょっとお伺いしますけど、1つは、墓所をつくるかつくらないかという質問でございます。

それと、参考資料の中に柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業予定地というのが書いてあります。今年5月に2つの土地改良区が合併して、三橋町には三橋上庄土地改良区というのがありますが、この柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業予定地は三橋町の土地改良区と共同で行う事業なのでしょうか、伺います。

それから、何のためにこの2つの路線を変更、新規認定するか、その事業とはどのような事業をされるか、答弁される範囲内でお聞きをいたしたいと思います。

建設課長（待鳥 哲君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

議案第98号の市道路線の認定及び変更認定に係る地区で進められている事業につきましては、土地所有者で設立する土地区画整理組合によって実施される土地区画整理事業でございます。

この事業地区は柳川駅東部のゆめモールの東側に隣接しており、店舗や駅が近いなどの利便性のよい立地であり、将来、無秩序な市街地形成が危惧されているため、計画的なまちづくりを行うことを目的として事業を実施されるものであります。

また、事業区域の施工面積は約2万8,600平方メートル、総事業費は約3億円、事業の完成は令和4年度中を予定されております。事業区域は住宅地として土地利用を予定されており、計画戸数は約90戸、計画人口は約270人となっております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

先ほど私は墓所はできないかということも聞きましたけど、この答弁はございませんでしたので、また墓所も入っておるかなという感じでございますけど。

それと、これは三橋上庄土地改良区がありますが、そことは関係ないということのようでした。

それから、2番目の質問でございますけど、路線番号7875、この観照寺東側の道路形態は

幅員が狭く、車も通られないような道路ですけど、これは市道として認定するにはクリアできるかということでございます。

また、路線番号7696の市道として残る189メートル、これについては区画整理事業で整備される道路との接続は、これは造成した場合は7696とは段差がかなりできるんじゃないかなろうかと思っておりますけど、これはどのようになるか、答えをお願いいたします。

また、区画整理事業地内になり、路線番号7696の認定を外す図面に書いてある黄色の部分、296.7メートルの部分の取り扱いと接続、これはどういうふうを考えておられるか。市でやるのか、業者のほうでやるか、お伺いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

今回提案する新規認定及び変更認定につきましては、合併前より路線番号7696号、市道道ノ下下田線として認定をしておりました。今回の土地区画整理事業により市道の一部が区画整理事業用地内になるため、用途変更を行うものです。それに伴い、区画整理事業区域外の市道認定を行っていた部分について新規認定及び変更認定を行うものです。

区画整理事業区域内の道路については、区画整理事業により新たに6メートル以上の道路が築造され、北側の市道につながる計画となっております。今回、2路線に市道が分割されますが、土地区画整理事業で築造された道路も市道として認定をします。北側市道7696号とは緩やかなスロープにより取りつけることとしており、事業完了後は連続した道路利用ができることとなります。

なお、今回上程しております箇所の市道認定廃止の時期につきましては、区画整理事業の事業着手に合わせ告示を行い、市道認定の廃止をすることとしております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

わかりました。

先ほど伺いました路線番号の7696の市道との接続ですね、黄色部分の接続、これはやっぱり1メートルか1メートル200ぐらいの段差がつくと思いますけど、それはスロープで住民に迷惑がかからないようにすると。それは7875も一緒ですかね。どちらも段差がかなりつくと思いますので、それはスロープでつくると。

それから、7696の黄色部分の残地ですね、この部分は区画整理の中で道路ができた後に市道認定すると、そういうふうなことでいいわけですかね。 わかりました。

終わります。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第98号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

令和元年12月10日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	10番 佐々木 創 主	1. 西鉄柳川駅西口川下り乗船場と柳川活性化 2. 柳川市における企業立地と商工業活性化
2	2番 橋 本 憲 之	1. 子供たちの明るい将来のために (1) 公共施設の今後のあり方について (2) 財政改善について
3	1番 白 谷 義 隆	1. 小野英二郎邸跡地活用について 2. 地域おこし協力隊について
4	5番 新 谷 信次郎	1. 市営住宅入居者選考について 2. 防災対策について
5	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 工場進出の騒音が終日で大迷惑 2. 課題多い駅前の川下り構想 3. 袋小路の私道も市へ提供できるように見直すべきでは 4. ごみ袋を厚手のものに 5. 結婚サポートセンター閉鎖となって

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(樽見哲也君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番(佐々木創主君)(登壇)

おはようございます。佐々木創主でございます。それでは、早速質問を始めたいと思いま

す。

今回は西鉄柳川駅西口川下り乗船場と柳川活性化、柳川市における企業立地と商業活性化、以上2点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、川下り乗船場と柳川活性化についてであります。

現在、国は観光立国政策を推し進めており、全国で外国人の観光客が増加し、全国の自治体が観光の取り組みに力を入れております。その観光にはさまざまなタイプがあると思います。大きく分けると、遊園地、フラワーパーク、動物園などのいわゆるテーマパーク型、スポット、点の観光。歴史、文化、名所旧跡、昔ながらの古い町並みや寺社をめぐるもの、そして、大自然の景色や自然の造形などをめぐるエリア型観光、つまり面的な観光に大きく分けられるのではないかと思います。

柳川の観光は、川下り、御花、白秋生家、うなぎ料理が定番となっておりますが、どちらかという、エリア型の面の観光というより、点と線という状況であり、通過型観光、観光客の滞在時間の短さが課題であり、その改善のため、現在、市はさまざまな取り組みを行っております。

そういう中、今回、西鉄柳川駅西口に川下り乗船場と周辺整備を行う計画が発表され、柳川市報でも紹介をされました。市民の反響はもとより、内外から大きな注目を集めています。私のもとにも市民の方からさまざまな反響、意見が寄せられました。

そこでまず、この事業の概要についてお聞かせいただきたいと思います。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

都市計画課長（目野隆広君）

佐々木議員御質問の川下り乗船場の事業概要についてお答えいたします。

今回の整備につきましては、福岡県と西日本鉄道株式会社、柳川市の3者連携により事業を進めてまいります。

具体的な整備の内容につきましては、福岡県におきまして、二ツ川から駅前までの区間に延長約120メートル、幅約7メートルから8メートルの掘割の引き込み等を整備いたします。

柳川市では、掘割に並走します延長約80メートル、幅員約8メートルの道路等の整備を予定しております。また、西日本鉄道株式会社におきましては、物販や飲食、観光案内の機能等を持ったにぎわい交流施設の整備について検討をされております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それでは、この事業の予定事業費、そして、この乗船場及び周辺整備、その目的と効果について答弁願います。

都市計画課長（目野隆広君）

川下り乗船場の予定事業費について先にお答えさせていただきます。

福岡県で実施予定の掘割の引き込み整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業で実施されます。事業費につきましては現在精査中となっております。

なお、市の負担はございません。

柳川市で実施予定の掘割と並走します道路等の整備につきましては、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業の活用を予定しております。交付率は40%となっております。また、道路整備等の概算事業費は約50,000千円を予定しております。

西日本鉄道株式会社の整備費につきましては、施設の機能や規模などの内容の検討が進められている状況であり、あわせて概算事業費の算出を急がれているところでございます。

次に、川下り乗船場の目的、効果についてお答えいたします。

柳川市の玄関口である柳川駅周辺地区は平成27年3月に整備が完了いたしましたが、駅から川下り乗り場や観光資源が集まる市街地への誘導、そして、駅前の柳川らしい空間づくりが不十分な状況であったことから、水郷柳川の風情ある空間を構成します二ツ川周辺の景観整備と歩行者動線を確保することで、市街地へのまち歩き観光などの交流人口の増加を図るとともに、駅周辺でのにぎわいを創出し、水郷柳川らしい空間づくりを図っていくことを目的としています。

また、こうした整備の効果としましては、駅をおりてすぐ掘割と舟が見えるなど観光資源を強調した柳川らしい空間が創出され、観光地柳川に来たというワクワク感を演出できるとともに、これまで駅利用の観光客の方からいただいていた川下りの乗り場がわからないといった意見に対して、わかりやすく誘導することができ、観光客の増加が期待できます。

また、整備する区域に隣接する建物等も柳川らしい景観に配慮していただくことができれば、さらに駅周辺の魅力向上が期待できます。

このため、今後開催予定しております市民ワークショップ等を通して、地域住民や事業者の方々と一緒に駅周辺の景観と対策についても検討してまいりたいと考えております。

観光課長（松藤満也君）

駅前の整備につきまして観光の面から目的、効果についてお答えいたします。少し都市計画課長と重複する点もございますが、申し上げます。

観光の面では、川下り乗船場を整備することで、西鉄電車に乗って観光に来られたお客様がスムーズに乗船して楽しめるストレスフリーな川下りができるとともに、観光資源や商店街へのまち歩きの誘導を目的といたしております。

また、御花、白秋生家、戸島邸など、市内の主要な観光施設の割引などを含んだ乗船券の販売や、船上で食事を楽しんでもらうサービスなど、さまざまな付加価値を検討し、観光入り込み客数や観光消費額の増加を図っていきたいと考えています。

さらに、今回の整備を契機に駅前のにぎわい空間の創出を行うことで、一つの観光の拠点

となり、人が集い、川下りを楽しんでもらった後の滞在時間の延長と集客力向上に向けたさまざまな施策を検討し、新規観光客の獲得とリピーターの増加につながるよう、施策の展開を通しておもてなしの心の醸成も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

市報に完成予想図とありますかね、絵が掲載されました。非常にほかには類を見ない駅の真ん前に堀があると、非常にインパクトのある絵で、それを基点に起爆剤にして観光客をふやす、滞在時間をふやす、多様性を持っていくということなんだろうと思うんですが、じゃ、現状として、まず、現状を捉える必要があるので、観光客の入り込み客数と統計を教えてください。

観光課長（松藤満也君）

柳川市の観光動態調査について申し上げます。

観光入り込み客数でございますが、平成28年が131万6,000人、平成29年が141万8,000人、平成30年が136万4,000人でございます。

外国人観光客数は平成28年が12万5,000人、平成29年が24万5,000人、平成30年が23万3,000人でございます。

川下り利用者数は平成28年が34万人、平成29年が42万8,000人、平成30年が42万2,000人でございます。

市内宿泊客数を申し上げます。平成28年が5万1,000人、平成29年が8万1,000人、平成30年が9万5,000人でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

10番（佐々木創主君）

それで、いろんなメニューをふやしていかなとといかんと、先ほどこの乗船場を基点にまち歩き観光も促進していくんだということですが、現在でもまち歩き、先ほど言った定番以外にいろんなところを散策していただく、そういう取り組みをしていかなとといかんとということ、その促進策を教えてください。

観光課長（松藤満也君）

まち歩き観光の促進につきましては、ことし10月から、これまで市と観光協会とそれぞれ観光ガイドがおりまして、その観光ガイドを柳川観光ガイドとして統一して、新しい観光コースを設けるとともに、定期研修を行い、ガイドの皆さんにさらにレベルアップしてもらい、柳川を周遊してみたいという観光客の満足度向上を図っているところでございます。

また、今年度の事業としまして、国の補助を受けまして、立花宗茂と閻千代、柳川藩にゆかりのある11カ所の施設に多言語での説明板を設置するとともに、QRコードをつけて自分

のいる位置情報や次の目的地へのナビゲーション機能をつけるなど、まち歩き観光のための新しい取り組みも行っているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。新たないろんな取り組み、QRコード、最近の若い人はスマホを見ながら次の行くところの情報、そういう取り組みもやっていただいているということですが、柳川の観光、柳川駅をおりられて川下りに行かれる方もいらっしゃるでしょう。まち歩きをする方、私は新外町に住んでおりますけれども、散歩道を地図を見ながら歩いていらっしゃる観光客の皆さんもよく見受けます。

その観光のあり方として、1つ、文学碑めぐり、柳川観光協会のホームページにも載っております。そのホームページによると、32カ所、32個の文学碑がある。駅をおりて一番最初にあるのが あった。あるんじゃなく、あったんですね。おりて、そしたら、そこからたちの花の碑があった。ところが、先ほど都市計画課長が平成27年度に駅前整備を行いましたと、その駅前整備にあわせて文学碑を業者さんが知らずに壊してしまった。もう一遍建て直そうと、いや、それはどこにいったかわからんと。

あれは文学碑めぐり、川下りコースにもありますけど、文学碑めぐりを目的に来られた方が、駅をおりて、からたちの花の文学碑、そこは1番なんですよ。札所でいうなら一番札所、それからずっとスタートしていかれる。それを指摘されて今パネルになっておりますね。パネルになったまま。観光協会の文学碑めぐり、1番、からたちの花文学碑、これはパネルなんですよ。そういうところにもやっぱりしっかり気を回してやっていくということは私は大事だということをおきたいと思います。

それで、まち歩き観光、いろんな取り組み、いろんなアイデアを出されて今までやってこられました、いろんな議論もあったんですが、柳川のまち歩きはなかなか促進されない。沖端商店街に比べて、京町、柳川の商店街、柳川の町なか、そこが見過ごされているというかね、エポック地帯になっている。そういうことで、現在よかもん館が建設をされたマルシヨク跡地、あその裏に商店街の駐車場がありますね。あの下は堀だ、外堀。あのふたを撤去して、あそこを川下り乗船場、中継点、そこを基点に、町なか、城内の御城下、いろんな昔の風情を残しておる町並みがある、いろんなスポットがある、そういうのを促進していかうという話があって、いろんな場面で私も9月の決算でも質問させていただいて答弁をいただいたので、再確認します。

あの駐車場の撤去と川下りの中継点、拠点化、それを基点にまち歩きコース、それはどうなっていますか。

観光課長（松藤満也君）

よかもん館南側駐車場の川下りの拠点化についてでございます。

駅西口の乗船場を進める中で、来年12月にオープンする市民文化会館、その前を通る南コース、それとあわせて、よかもん館を通る北ルートができれば、すばらしいことだというふうに思っております。

しかしながら、よかもん館南側駐車場を開削し乗船場を整備することは、代替の駐車場整備も必要となります。整備費用が膨大になることから、現時点では困難だと考えておるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

金がかかると。ふたを取るだけなら、そんなかからないでしょうけどね。あそこを建設された事業者さんが柳川市内にいらっしゃるのをお聞きしたことがありますけれども、相当な頑強の護岸というか、基礎があって、そこを撤去してそれなりの工事をすると、相当かかると。ただ、相当かかるといふ額が大きいかわからないかの判断というのはいろいろ視点で変わるといふんですよ。決算でも市長から、これはちょっと現在のところ相当かかると考えておりませんという答弁でございました。今、観光課長に再確認をしました。商店街の方、その辺の町なかの観光振興をしていらっしゃる方はちょっと残念なお話だと思いますが。

それで、その川下りということに焦点を当てて、じゃ、今、柳川に観光川下りに来られるお客様はどういう交通手段で柳川に来られるのか、川下り会社まで来られるのか、データありましたら、お願いします。

観光課長（松藤満也君）

観光動態調査では交通利用用具ごとの川下りをされているかという調査をいたしておりますけれども、いろんな各調査から推計をしてみました。平成30年の数値で申し上げますと、西鉄電車で来られたお客様は35万6,000人ございまして、そのうち約3割に当たる11万人が川下りをされております。また、大型バスを利用したお客様は20万5,000人で、そのうち約9割に当たる18万人が川下りをされております。自家用車で来られた方は80万3,000人で、そのうち2割弱の約13万人が川下りをされているというふうに見込んでいます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、今回の川下り乗船場、当然、西鉄電車で来られるという方をお迎えする駅前の整備なんですけど、現在、西鉄が天神なり薬院なりいろんなところで川下りとセットになった西鉄乗車割引券を販売していますね。じゃ、福岡から電車に乗られて柳川に着いた、あの柳川には主要な4業者の川下り業者さんがいらっしゃるんですけど、どの会社でも乗れるんですね。

観光課長（松藤満也君）

現在のところ、ある1社とのみの契約になっているということでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

1社ですか。じゃ、先ほどの西鉄電車を利用して来られた35万人のうちの3割の11万人が川下りをされると。私、独自に川下り業者さんにいろいろお話を聞かせていただきました。そうしましたら、全部で6社あると思うんですが、主要4社の話をしますと、三柱神社周辺には2社ありますね。御花周辺に2社。三柱神社周辺の2社の団体客、個人客は大体半々ぐらいのようですね。御花周辺の業者さんは8割から9割が団体、残り1割が個人ということなんです。沖端から上っていかれる方もいらっしゃいますけれども、大体が三柱神社。乗り場は三柱神社周辺に全社ありますよね。ただ、ばらばら、それぞれが持っていっしゃる。西鉄電車で来られる方が11万人、セット販売、西鉄に乗って割引で川下りに乗る人は1社しか乗れない。そうすると、この西口の乗り場がそこに建設されて、そこから当然乗るということになると思うんですが、この業者さん、それと利用者、お客様の利用形態はどうなりますかね。

観光課長（松藤満也君）

西鉄柳川駅で乗船場をつくる際に、川下り業者間で多少の料金の開きがあるとか、市内に6社ある分をどう整理するとか、運航の方法とか、船券の販売のあり方とか、特に議員がおっしゃった現在1社独占でやっている、それをどう解消していくかという、これが一番の課題でございますが、そのほかにも船券売り場の場所であったり、お客様、船頭さんの待機場所の確保であったり、さまざまな問題がございます。

それを解決すべく、川下り業者の代表者と観光協会と観光課による川下り代表者会議をことし10月から毎月開催していったって、そういう課題を解決していこうということで開催を始めております。この会議の中で駅の乗船場に係る一定のルール決めなど、慎重に協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

10月から川下り業者の代表者会議を始めた。この構想が市報に掲載されたのは10月1日号の市報ですね。発表されてから業者さんの代表者会議を始めた。通常、市がいろんな事業、いろんな団体関係と連携をして、農業であり、工業であり、商業であり、いろんな事業をやる際には、通常は関係者からいろいろ意見を聴取し、協議をし、その上で、じゃ、皆さんにとってどういう方法がいいんでしょうかというふうに持っていくのが通常の行政のやり方ですね。計画をあれだけ新聞発表もされた、市報にも掲載された。じゃ、事前に業者さんからの意見聴取り協議はなかったんですか。

観光課長（松藤満也君）

8月の末だったと思います、建設経済委員会でこの発表をさせていただいて、その直後の

たしか9月2日だったと思うんですが、川下り業者の代表者会議を招集しておりまして、その場で説明をしようということで予定をしておりましたけれども、たしか佐賀の大雨があったとき、佐賀鉄工所とかが、その日になりまして柳川の船会社の舟もかなり沈没したりとかして、予定しておった会議ができずに、説明は10月4日になったところでございます。

その以前に話をしていなかったかどうかということでございますが、この構想が10年ほど前にそういう構想が出てきておったということで、川下りの業者の皆さんは御存じであったということと、もともとこれにはほとんどの業者の方が賛成だったということを知っておりまして、そういうことで、叱られるかなというふうなことも思いましたけれども、ほとんど否定的な意見は10月の時点ではなかったところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

済みませんね、観光課長、あなたが責任者みたいに感じて言うてもろうとります。そうじゃなくて、業者さんにいろいろお聞きしたら、全然知らんやったと。発表でしょう。現在は西鉄の電車とのセットは1社独占と。非常に今後どうなるのかなという気はするんですが。

いずれにしても、この発着場、それと川下り業者の連携というのは、発着場の構想以前に今までもずっといろいろ話が出ては消え、やはり観光に限らず、特定業種で非常に注目、その業種の方々に頑張っていたかんといかん。そうなると、複数出ると、そこがやっぱり連携して組合をつくろうよ、統一ルールをつくろうよ、こういう形で協力をしていこうよ、その上でそれぞれの企業が企業努力をしていこうということが経済界の常なわけですが、業者、この川下り発着場に限らず、業界の連携と意思統一、これは大きな今後の柳川観光発展には欠かせないと思うんですが、どうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

今回の駅前の乗船場の整備を一つのチャンスと捉えております。川下り業者の代表者会議の中で慎重に、当然、船会社組合の設立の話もしております。ルールをどうするかという話もしっかり詰めていって、何とかこのチャンスを成功させたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

通常の何も無い状態でそういう議論を始めるというのは難しいので、いいきっかけだと思いますよ。

それで、今現在の御花周辺の2社と駅前、三柱神社周辺、対象のお客さん、営業形態、全然違うわけですから、この両側の業者さんが業態をある程度変えざるを得ない。団体9割でやっていた方がそれなりに個人客がふえる。個人と団体、それぞれバランスよくやっていたが、個人客が減る、当然同じパイですから。ただ、同じパイではなくて、これを基点にもっともっと売り上げを伸ばしていただくということを当然考えていかんといかん。そのため

には、当然業者さん方には身を切る、それで、知恵を絞って、さらなる事業展開をやっていたかないといけない企業努力が必要なことですよね。

それともう一つ、組合という話をしましたがけれども、白秋祭で以前は100そうを超える舟が出ておったのが、最近は舟が1日当たり60そう。舟はいっちょんおらんやっかい。新外町の方とか、沿川の方々出られますよ、花火だ、手を振り。あれ、もう終わったばい。少なかね、最近。そうすると、船頭さんが足りない。船頭さんが足りんから、舟はあるけれども、出せない。ただ、それだけじゃないですね。天竜川の転覆事故から船会社は当然舟に保険を掛けんといかん。だから、年間を通じて稼働できる舟、それ以上の舟に幾らとおっしゃってましたかね、50千円か60千円の保険料を払わんといかんから、やはり無駄になるから、それほどのやつは掛けられん。それぐらいの稼働状況しかない。船会社がふえたことが関係するかどうか分かりませんが。

そういった意味で、船頭さんが足りん。現在、柳川市が、地域おこし協力隊3人ですか、2人ですかね、何人か 4人か。地域おこし協力隊の人というのは国から全て費用が賄われて、市が雇って3年間柳川でいろんなチャレンジをしてください。3年間のうちにノウハウをしっかりと身につけて、それで、それを生かして企業を起こして、その職業でひとり立ちをして柳川に定着をしてくださいねという制度じゃないですか。けども、船頭さんを3年間やって、じゃ、卒業しました。船頭で若い30代の人、これから家庭を持とうという方、まず、飯が食えない。そのためには、やはり待遇改善をしてやらんといかん。そうすると、一社一社が現在ほとんど正規の職員さんというのは1%いないですよ。1人、2人か、そういうところもあるように聞いております。

そういった意味で、各社が共通をして組合をつくって社会保険制度を整備してあげて、売り上げを上げて、私はもっと 個人の川下り料金1,500円から1,700円とばらばら。柳川ほどのこれだけ、こんなほかにもない落ちついたゆったりとしたあの70分間をするなら、もっともっと料金を上げてもお客さんは十分いらっしゃるんじゃないかな。その辺の連携をして、そういう方向に行こうということを行行政がしっかり尻をたたき、引っ張ってあげ、そして、誘導してやっていく、そういう起点にさせていただきたいというふうに思います。ぜひ観光課長、都市計画課長、市長、市長が先頭になってこれを推し進めておられますので、それぐらいのことをやっぱりやっていかんといかんと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、この川下り乗船場に関していろんな市民の方から御意見をいただいたんですが、現在でも商店街を素通りする。駅前にできると、ほんなごて素通りする。11万人ですけどね。けども、今でも駅までわざわざ車で迎えに来る。あんた、迎えに来るげと、ここんにきで御飯食べたり、物を買ってくれんやっかん。いんにゃ、迎えに来んげと、駅に近か業者にとられっしまうけん、迎えに来ざるを得んじゃなかですかという話も聞きます。

それと、駅前から舟に乗って、国道443号の下をくぐると。ところが、水位が高いときは恐らくあそこをくぐれんごとなる。だから、あそこの現道をかさ上げせんといかん。かさ上げをせんといかんけれども、すぐ東側に踏切があるけん、そげんかさ上げはされんとか、船だまりになるから、水質の問題とかですね。それと、市報に掲載された絵を見ると路線バスのバス停がないですね。バス停はどこに行くのですかね、あれは。東口んにき行くのでしょうかね。

だから、いろいろ課題があると思います。まず、現段階では構想ということですから、しっかりその辺のところは じゃ、市長どうぞ。

市長（金子健次君）

課長のほうが答弁をしてきましたけど、十分打ち合わせをして答弁させましたけれども、私のほうからも考え方なりを申し上げたいと思います。

この構想そのものはずっと以前からあったというふうに伺っておりましたが、最初、福岡県のほうから柳川が主体的にこの事業を、要するにお堀の引き込みの分をやってもらいたいということ saying していたんですけれども、とてもじゃないが、技術的な分と費用の面では非常に厳しいというお話をした。立ち消えになったんですけれども、最終的には福岡県の都市計画の県土整備がやりましょうということによっていただくことになりまして、引き込みのお堀の分については裏負担なしでやってくれるということと、50,000千円ぐらいのそれにまつわる道路、広場を柳川市が負担する。それと、今金額は出ていませんけど、そこに交流施設を西日本鉄道が実施をする、建てるということでございます。一番ネックになったのは、あの土地が西日本鉄道、西鉄の土地だったということです。そのことは解決したということです。

それと、あの道路の443号をどうやって通すかという問題もありました。踏切があって、高さをこうやっての形だったら、全部だめだし、フラットに持つていくためにどうしたらいいかということで、その技術的な問題がありまして、その問題も解決しなければならないというふうにあります。

また、下水道が通っているし、NTTの回線が通っているし、また、水道管が通っていると、そういう問題もクリアすることにより十分打ち合わせをしたわけです。

一番問題なのは、今、佐々木議員から指摘があった川下り業者をどうやってまとめていくかということ。そしてまた、来るお客さんが満足をしてもらうか。リピーターがふえる、評判がよくなったということで、やっぱりある程度の事業者さんの給与の問題がありましたけれども、そういうことを含めて検討していく今後大きな課題があります。それはある程度私は柳川市が、行政がイニシアティブをとってリードをしていかなければならないというふうに感じているところでございます。業者だけだったらまとまらないというふうな感じがいたしますので、いろんな問題、諸問題を提案してございましたけど、そういうことを思って、

2024年にできますので、それまでには間に合うような形をとっていきたいというふうを考えているところです。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。県のほうからお声がけをいただいたと。副市長は元知事の秘書で右腕としているんなことに精通していらっしゃるの、そういうパイプが働いたかどうか分かりませんが、市長から今いろいろ課題を含めて認識をいただいて、その辺の行政がいかにリードしてやっていくかというお話でございますので、そういうことだと思います。

ただ、私個人の意見を言わせていただくと、冒頭、観光にはテーマパーク型、エリア型という話をしましたが、テーマパークの最たるものはディズニーランド、ちょっと規模が違い過ぎて比較対象になりませんが、あそこは京葉線の舞浜ですか、駅をおりて直通の陸橋を渡って、あそこの売り場。まさしくああいうテーマパーク、そういうフラワーパークとか、そういうところはその閉鎖的なそのところに行くのが目的ですから、当然、交通手段、駅なり、バス停なり、近いほうがいいです。ただ、エリア型は、その地域のあそこに行きたい、何々を見たい、こっちの何々をしたい。で、ことしの5月でしたか、議運で視察に行きました鎌倉、鎌倉はまずどなたも行かれるのが鶴岡八幡宮、あそこは駅から2キロぐらいありますかね。沿道にずっといろんなお土産物屋さん、だっと真っすぐ八幡宮に行かんですよ。ちょこちょこ、特に女性、いろんな店を見ながら、帰りに何を買おう、かにを買おう、女性の最大の楽しみは観光に行ったら買い物ですから。

そういった意味で、駅をおりて乗船場、堀、非常にインパクトがあります。ただ、私から言わせると、せっかく柳川に来て川下りをしよう。川下りじゃなくても、現在、柳川市が熱心に市長を先頭に進めていただいている大河ドラマ「宗茂と閻千代」、立花宗茂公、閻千代姫、そして、岳父の戸次道雪公がまつられている三柱神社 三柱神社までの道のり、あの二ツ川沿いの小道、それをずっと歩いて目的地に行くときのあのわくわく感、川下り、舟に乗る前に三柱神社に行って、宗茂と閻千代の物語、戦勝の神様宗茂公、復活の神様宗茂公、その物語、あそこにいるんなからくりをしながら触れていただいて、宗茂と閻千代、あそこに参らんと、柳川に何しに行ったのと言われるぐらいのまさしく三柱神社じゃないですか。

三柱神社に行ってお参りをし、そして、宗茂と閻千代、その話に興味を持っていただいて、その上で田中吉政公、宗茂公がしっかり整備をされた、そして、白秋の詩歌の根源となったこの掘割、名勝指定を受けたこの掘割。まず、メインイベントの川下りの前に、プレイベントの宗茂と閻千代の話に触れていただいて、あそこに広場があるじゃないですか、琴奨菊が大関で祝勝会をやって、あそこでイベントをやった、ことしもイベントがあった。どうせ共同の乗船場をつくるなら、まず、三柱神社で宗茂と閻千代に触れて、そこで精いっぱいわくわく感を持ってもらって、それで、川下りの共同の乗船場で川下り、私はそっちのほうがべ

ターじゃないかなと個人的には思っております。

答弁されますか　ちょっと時間も短くなりましたので、手短にお願いします。

市長（金子健次君）

短い答弁をいたしますけど、立花宗茂と閻千代については、今回、NHKがきょうのニュースでは会長がかわるということですがけれども、大分県中津市出身ということで、大友一族ということでゆかりがありますので、好都合だなというふうに思っております。

それもいつかは実現をできるというふうに思っておりますので、そういう動線の部分と、それはこういう船着き場ができることによって、全ての人たちがそこに集中するわけじゃありませんので、そういう十分楽しさの部分等味わって、また、そういう歴史を探索してもらおうという方もたくさんおいでいただくとおもいます。

また、まだ発表していませんけど、中国の大きな映画が来る予定でございますので、近々のうちには記者会見で発表したいというふうに思っておりますので、そういうところにおいていただく分についての準備を、あと、立花宗茂についてもまだしばらくかかるとおもいますけれども、柳川に来てものがっかりして帰ってもらってはいけませんので、柳川にもう一回行ってみたいような、そういうようなまちづくり、おもてなしの体制づくりをしていかなければならないというふうに、市民挙げてやっていきたいと思っております。

佐々木議員が言われるような分については、そういう観光の資材、資源がたくさんありますので、それを絡ませてどうやっていくかということはこれから十分検討していかなければならないというふうに十分感じております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

観光客の動線をどう誘導するかなんですよ。そういった意味で、非常に大きなインパクトを持っている宗茂と閻千代、三柱神社、そこを最初から素通りするのは私はもったいないということだけ申し上げておいて、もうあと16分になりましたので、次に行きます。

柳川市における企業と立地という点について質問させていただきたいと思っておりますが、全国の自治体、自治体消滅と、全国の自治体が人口減少、少子・高齢化、この課題を抱えております。人口が減る、そうすると、当然生産年齢人口も減る、人口が減れば税収も減る、働き手も少なくなる、企業の雇用もままならない、そして、便利な道路の整備されたところに工業団地があるところに企業は出ていく、ますます、スパイラルじゃありませんが、そういう環境の中で、全国の自治体が企業誘致、企業誘致と、柳川市も同様に企業誘致、誰しもが企業誘致と言います。しかし、考えてみると、ここ数年で柳川市から企業が流出した、出ていった、その企業は縮小するから出ていったんじゃないで、新たな展開を求めて流出をされた、出ていかれた。そういうことから見たときに、意外と私が知っている範囲でも柳川市に本社を置く企業で頑張っている企業、ええ、こげな会社がこげなことしよったとというよう

な本当に元気な企業が少なからずあります。

そこで、柳川市の企業、これまで流出、転出したというか、その辺の状況を簡単にお願ひします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

地場企業の市外展開の状況についてお尋ねがございました。ここ5年間でお答えをさせていただきますと、市外へ転出した企業は平成28年度にいすゞ自動車九州株式会社柳川営業所ががございます。また、本社機能を柳川に置きながら、市場エリアの拡大、大口取引先との近接性、また、自然災害での被災からのリスク回避等により、近隣市や県外に工場や営業所等を設置し、経営拡大を図っている製造業の地元企業は3社、そういうふうな形がございます。

この地元企業の市外展開の状況把握につきましては、平成28年度に実施をいたしました市内企業の立地に関するニーズ調査の中で、市内外に新設、拡張、移転を検討されていますかと、こういう問いに対して、検討していると答えた40の市内事業者を中心に直接訪問しながら把握を行ってきたところでございます。今後更なる確かな企業情報を把握しながら、地場企業の経営拡大の支援や市外転出防止に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

調査をされたら、それで、今後、拡張なり新規展開を検討しているのが40社と、すごいですね。市内に本社を置く企業さん、それなりにこういう厳しい時代、頑張っていらっしゃる。じゃ、流出をしていく、行かんとなってくれと言って、ほんならわかったというわけにいかないで、抑制策、具体的に簡単にお願ひします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

地場企業の市外転出防止策ということでございますけれども、現在、柳川市企業立地等促進条例を制定いたしまして、市内に事務所、工場、または倉庫等を新設、増設し、新規に5人以上を雇用した企業に対して、奨励措置といたしまして固定資産税の課税免除、新規雇用奨励金の交付、借入金に対する利子補給金の交付、そういったものがございます。

これまでの5年間の中で奨励措置を適用した企業といたしますのは、製造業が1社、運輸業が3社でございます。市内の雇用につきましては、34人の雇用が生まれたというところでございます。

また、この市内地場企業への就職の促進ということも市外転出防止につながると考えております。

そこで、市民の皆様は柳川市内の企業を見て、体験して、知ってもらうために、平成27年度から市内で頑張っております企業を毎月1日号の市報で紹介をするとともに、平成28年度

から実際に工場を見学するオープンファクトリーを実施しているところでございます。さらには、柳川高校と杉森高校での企業PR大会、また、有明高専でございますけれども、ここで地元学の講義、あるいは企業説明会を行うなど、地元企業への就職の促進も図っているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。本当思わぬ業務内容といえますかね、市報に企業訪問いろいろ掲載していただいていますね。ある会社にお寄りしたら、なかなか地域の方々に我が社の業務内容をわかってもらっていない、本当はうちはそんなに求人は困っていないんだけど、もっとわかってもらって、もっと優秀な人材を地元から集めたいんだというお話がございました。そういった意味で、いい取り組みをしていただいているし、その40社をきちっと把握されてフォローしていかれるということで、ぜひともそれはよろしく申し上げます。

それで、今後の展開、進出、新工場建設、その把握状況というかね、その辺の今後の行方をお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、国は平成30年度において生産性向上特別措置法、また、平成29年度において地域未来投資促進法を制定いたしまして、地場企業の拡大、あるいは発展に力を入れているというところでございます。

これを受けまして、現在、柳川市では、老朽化した設備を先端的設備に一新させることで中小企業の生産性向上を図る生産性向上特別措置法の制定を受けまして、導入促進基本計画を策定し、地場企業の先端設備導入計画の認定を行っております。これまでに平成30年度におきましては製造業が17件、小売業が2件、飲食業が1件、建設業が1件の合計21件、令和元年度におきましては9月まででございますけれども、製造業7件、建設業4件、農業1件、卸売業1件、医療・福祉関係が1件、サービス業1件の計15件、そういったものを認定しているところでございます。

また、柳川市におきましては観光やノリの養殖、そういったものなど地域の特性を生かしまして地域に高い経済的波及効果を及ぼす、そういったところで新たな地域経済牽引事業を創出するために、地域未来投資促進法というものが国で制定をされました。経済産業省では地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業として、地域未来牽引企業というものを全国で3,691社選定をいたしました。その中で、柳川市からは株式会社ファインテック、竹下産業株式会社、井上製氷冷蔵株式会社の3社が選定されているところでございます。

株式会社ファインテックにつきましては、携帯電話用フィルムや自動車部品などの切断に用いる産業用刃物を製造する本社、また、工場を市内に有する会社でございます。また、竹

下産業株式会社におきましては、ノリ機械の国内シェア約50%を占める本社及び工場を市内に有する企業でございまして、全国のノリ生産者を支えているというところでございます。井上製氷冷蔵株式会社におきましては、冷蔵倉庫業を行い、本社及び倉庫を市内に有する会社でございまして、冷凍食品事業や物流エコ商品事業にも積極的に取り組んでいる、そういうところでございます。

本市にはこの3社のほかにも優秀で元気な企業もたくさんございます。これらの企業がそれぞれの企業の特性、強みを生かしまして、高い付加価値を創出し、柳川の地域経済をリードする企業へと成長できるように、国と県と連携しながら支援をしていきたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

10番（佐々木創主君）

随分時間使っていただいてありがとうございました。

本当そういう国の制度、認定を受けて、その次にはいろんな助成制度等があると思うんですね。まさしく地域未来牽引と、地域の未来を牽引して引っ張っていくんだというところに、先ほどおっしゃった3社が認定をされた。まだまだ次なる候補といいですかね、そういう企業もあると。今回、議会開会前に市長から報告のあった市内優良企業が外に出ていこうとしているので、ピアス跡地を入札を行って何とか踏みとどまって、ただ、入札ですからどうなるかわかりませんが、そういう企業もある。

それで、私がいろんな企業を訪問すると、特に柳川の西部に行くと、大川と近いということがあって、家具メーカー、それと家具の材料メーカーがかなり立地していますね。ところが、大川の家具は製造は長らくがくんと落ちて、それで、卸売のほうはまだ活気がありますけれども、それでもいろんな工夫をされて生き残っておる家具産業がありますけれども、家具工業界ががくっとなると、当然その材料を製造している事業所も落ち込むと。ああ、大変だろうなと思っておったら、ある家具材料を製造する企業が、その会社は古い建物ですよ。ところが、県外にすさまじい工場をつくって、その材料に特化して別分野にそれを供給するすごい有名な企業に発展してある、そういう企業もある。本当すごいですよ。やっぱり社長さんなり経営者の感覚、それと努力をされる、そして従業員とともにやっていく。働き方改革、来年の4月1日から中小企業にも適用されて、それで勤務時間、時間外20時間以内、いろんな待遇を改善せんといかん。

いや、うちはもう今から取り組んでおりますと、じゃ、20時間に残業を減らさんといかんから、同じ生産性を維持して売り上げを維持する、そのためにどうするかということ社員と一丸となってそのためにいろんな工夫をやって、できるんですよ、これが佐々木さんという会社もありました。すごいですね。だから、こういう厳しい状況の中、民間の企業努力というのは大変なもんだなと思います。

ただ、その中で先ほど言った立地、ある会社を訪問したら、本当はこの本社の横の田んぼ、ここに建てられるなら、もうちはここに建てとったほうがよかった、わざわざ県外に行かなくてよかった。いすゞの例がそうでしたね。ピアスを見に行かれて、ほかには農地しかない、だから、柳川は諦めてやはり広大な工業団地を柳川は持っていないわけですから、そうなると農地ですよ。農地はそんな簡単に転用できませんからね。ただ、みやまに行ったいすゞの営業所、格上げで支店、あそこは農地やったじゃないですか。

そういった意味で、行政が、市が、いかにそういう小まめな情報を把握し、それと農政課なり、裏の護岸をしっかりとせんといかんで水路課なり、企画課なり、いろんなどころと連携しながら、小まめに小まめに知恵を出して支援をしていくか、やっぱりこれだと思うんですよ。これからの行政はそう変わっていくといかん。その先端で特に商工業の分野ね、商工・ブランド振興課長は頑張ってください。ほかの関係部課長もそういうそれぞれの部署で今までどおりのやり方じゃなくて何ができるのかを考えていく。そうしていくと行政は変わる。行政が変わって行政というのは最大のサービス産業ですから、そういう意識を持っていただきたいということをお願いして、終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

一般質問初日の2番バッターということで、たくさんの傍聴者の方々、皆さんいらっしやる中で一般質問がこうやってできることに關しまして、まずもって感謝いたしたいと思っております。

それから、昨日、御遺体が大牟田へ到着いたしましたけれども、アフガニスタンにおいて平和活動に長年御尽力され、銃弾に倒られた中村哲医師に心より御冥福をお祈りしたいと思っております。

さて、12月に入りまして柳川のどんこ舟にも火鉢のこたつが乗りました。澄んだ空気に船頭さんの歌声が響き渡り、柳川もやっぱりよかなとつくづく思っているところでございます。

私自身、いろんな団体の運営スタッフとして10月から11月にかけて怒濤のイベントラッ

シユでございました。まず、10月のおにぎえから始まりまして、駅前ハロウィン、11月頭の白秋祭では昨年同様、観光課長を初め、市役所船頭部の職員さん方、それから、ことしは九産大の学生さんたちも加わり、おかげさまで昨年より延べ30艘の舟を増便して柳川市内外からのお客様を喜ばせることができました。おもてなしの心を身をもって表現された皆さんに心より感謝申し上げます。皆さんの格好いい姿を見ていますと、私も来年船頭デビューせやんとかたと少し思っているところでもございます。

11月中旬からは柳川駅前イルミネーションの点灯が始まりまして、最後はよかもんまつりと、例年になく、ほぼ天気に恵まれ、たくさんの皆さんが集まって楽しんでおられる姿を見ますと、柳川もまだまだ捨てたもんじゃないのかなと思ったところでもございます。

さて、最近のニュースでよく聞くのが児童虐待による子供たちの被害でございます。未来を担う子供たちが近親者による虐待でけがを負ったり、命を落とすということは、大変いたたまれないものです。こうした状況からも地域で子供たちを、目配り、気配りで一体となって異変を察知して、守っていかねばならないものと考えます。

きょうはそんな子供たちが将来明るく柳川で暮らしていけるよう、持続可能な柳川市政を目指しての今後の公共施設のあり方と財政改善について、質問と自分なりの提案をさせていただきたいと思います。具体的内容につきましては自席にて行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

2番（橋本憲之君）続

まず、傍聴席の方々、あるいはインターネットで多くの市民の方が見ていらっしゃる中で、この後の質問ではなかなか耳なれない言葉が出てくると思います。何より私自身が余り理解できておりませんので、まずは基本的な事柄からお聞きしたいと思います。

最初は、市政を語る上でたびたび出てくる中期財政計画という言葉について、そもそも何なのか、これを教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

中期財政計画とは、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくために、現状分析に基づいた中・長期的な財政収支を見通し、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするものでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

そしたら、その策定の根本となっているものは何なのか、教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えします。

地方自治体は地方自治法において住民福祉の推進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとしてされており、最少の経費で最大の効果を上げることが求められております。

そのため、自治体財政の優劣にかかわらず、継続して住民サービスの向上に取り組んでいく必要があります。この取り組みを支えるものが行財政改革であり、その行革の取り組みの柱の一つである持続可能な財政基盤を確立するために、中期財政計画を策定し、財政運営や予算編成の目標・指針としているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。中期財政計画は持続可能な財政基盤を確保するために最少の経費で最大の効果を上げることが目標で策定されているということで、大変重要な計画であるということが理解することができました。

それでは、その中期財政計画をもとに行財政改革を進めてこられたと思うんですが、これまでの取り組みとそれによる成果を教えてくださいませんか。

財政課長（田中勝裕君）

これまでの具体的施策としましては、歳入に対応した歳出予算編成のために、歳入予算枠の範囲内で各事業を展開する枠配分予算と、事業を見直した上で、より効果の高い重点事業に予算を措置する重点事業の2つによる予算の重点配分を実施しております。

このうち枠配分予算については、経常経費を削減し、経常経費に充当する一般財源を5年間で10%削減する目標を立て取り組みを進めており、枠配分予算導入の平成28年度からの4年間で9.5%の削減をしているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。一般家庭において例えると、子供が親からもらう使い方が自由な小遣いに似た一般財源義務的経費を抑えて、4年間で10%近く削減されてきたということはおおむね目標達成されているのかなということ垣間見ることができます。

職員の皆さんも努力されていることは理解できますけれども、最近の経常収支比率、家庭の中で例えると、家賃や光熱費などの固定経費が給料の中で占める割合に似ている性質のものが年々増加して、妥当な範囲とされる90%を超える現状があって、政策に流動的に使えるお金が少なく、弾力性が少し失われているのではという印象を持ちます。とはいえ、お金がないから何もやりませんとなれば、市政は衰退する一方だというふうに思います。

そこで、さまざまな施策を行われているようでございますが、中期財政計画の想定と違う状況になってきたとき、この中期財政計画のフォローアップはされているのでしょうか、お聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本市では平成28年度に令和2年度までを計画期間とする中期財政計画を策定しておりました。その後、市民文化会館、一般廃棄物処理施設、広域火葬場整備事業の見直しが行われ、また、合併特例債の活用期限が延長されるなど大幅な条件変更が生じております。

そこで、平成28年度策定の中期財政計画の考え方を踏襲し、国の地方財政計画等の考え方を踏まえた上で、新たに財政シミュレーションを行い、将来にわたって持続可能な財政構造の確立を図るために、平成30年に中期財政計画の見直しを行っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

時代の流れ、状況に応じて財政シミュレーションを行われて、計画を見直されているということでございますけれども、今後、財政面において負担となってくる可能性のある事業だったり、項目だったりがありましたら教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

中期財政計画をもとに説明しますと、扶助費や繰出金については、少子・高齢化の影響で年々増加する見込みとなっております。

また、公債費については、大型事業の事業費増額や新規財政需要への借入額増加に伴い、令和7年度までは増加の傾向ということになっております。

さらには、公共施設の老朽化が進むことから、維持管理費及び更新費用が本市財政にとって大きな負担となっていきます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。今後はやはり生活保護費、医療費とかの扶助費、それから、繰出金は少子・高齢化の影響で年々増加していくということで、また、借入金の利子となる公債費も事業費の増額に伴って増加していくという大きな負担となるようでございます。

当然のことですが、市としてもこのような状況を静観されていくというわけではないというふうに考えます。

そこで、それぞれに対する対策をお聞かせ願えたらなというふうに思います。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

扶助費の増加に対しましては、健康寿命の延伸を図る取り組みなど予防的取り組みが重要となってまいります。

公債費の増加につきましては、事業費の見直しや補助金の活用など借入額を抑制する取り

組みに加え、将来負担を適切に見込む中での基金積み立てを行ってまいります。

公共施設管理経費の増加につきましては、公共施設等総合管理計画による公共施設マネジメントを適切に推進することで、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中での住民サービスの向上を目指すものでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。さまざまな方策で対処していかなければならないようでございます。

また、新しい言葉が今出てきましたね。公共施設等総合管理計画、これが出てきましたけれども、耳なれない言葉でございます。概要について教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

公共施設等総合管理計画は、総務省から平成26年4月に公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針が示されましたことから、本市におきましても平成29年3月に策定をいたしております。

この計画は、長期的な視点から、計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、施設の長寿命化や統廃合を進めることにより、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供することを目的としております。

計画策定における財政シミュレーションにおいて、40年後には233億円のマイナスとなり、財政を悪化させないためには公共建築物の更新金額を削減し、財政がマイナスにならないようにする必要があるとの結果が出ています。

さらに、更新時期を迎える公共建築物が今後10年間に集中するため、直近の10年間で116億円のマイナスとなる。よって、直近の10年間で約20%の面積削減が求められますというふうに結んでおります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

この計画段階の財政シミュレーションでマイナスということになるという試算が出ているということで、まず、民間企業では考えられないことかなというふうに考えるんですが、そういう状況に陥ることのないように、この公共施設等総合管理計画の実行が柳川市の未来を語る上ではかなり上位に位置する取り組みじゃないかなというふうに思います。

先ほどの説明は概要を説明していただきましたので、これからは実際どう進めていかれるのか、ここを教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画においては、先ほどの財政シミュレーションから見えた課題に対

して、次の世代に大きな負担を残さないため、公共施設マネジメントの基本理念を定め、それを実現するための基本原則を設定しております。

具体的に申し上げますと、1つ、次の世代を担う若者が柳川で夢と希望を持って暮らしていけるよう、将来負担を可能な限り軽減するため、効率的に公共施設を維持管理し、さらに保有量を見直すこと。

2つ、自然災害や施設の老朽化に備えて市民の安全確保を図りながら、本当に必要な公共施設を市民に提供し、安心して利用してもらえるように維持管理していくこと。

3つ、限られた財源の中でも充実した行政サービスを安定的に供給すること。

この3点を基本理念といたしております。その上で、基本原則としましては、費用対効果を十分に踏まえた整備を行うこと、維持管理費を縮減すること、PPP、PFIなどの民間活用を推進することを定めています。

以上の基本理念、基本原則のもと、現在、公共施設等総合管理計画の実施計画となります個別施設計画の策定を進めています。

個別施設計画では、施設の類型ごとに、その現状と課題を分析し、総合管理計画の考え方や目標に基づきながら、施設ごとに存続、縮減、統廃合など施設配置の最適化の検討を行い、施設ごとの長寿命化計画及びその実施計画等を定めることとなります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。3点の基本理念が今出てきましたが、何より基本原則の1つ目、私のライフワークでもございます、次の世代を担う若者が柳川で夢と希望を持って暮らしていけるよう、将来負担を可能な限り軽減するためという文言が全てを物語っているのではないかなというふうに感じるところでございます。

ところで、市民の皆さんに聞きなれない言葉が2つ出てきました。民間活力を活用するPPP、PFIについて少し教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

PPPとは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、パブリック「公」とプライベート「民間」とが連携して公共サービスの提供を行うことを総称したもので、公民連携を意味するものでございます。PPPには、指定管理者制度、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出し、第三セクターなどさまざまな手法があり、PFIもPPPの手法の一つでございます。

次に、PFIについてでございますけれども、PFIは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であります。こういったものかといいますが、公共施設の設計、建設、維持管理、運営などの公共サービスの提供を民間主導で、かつ民間の資金とノウハウを活用

して行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行うものでございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。既に柳川市でも市民会館だったりプールだったり指定管理者制度という形で民間に施設の運営を委託しているのもPPP、すなわち民間活力の活用の一環なんだなというふうに理解することはできました。

また、PPPの一つでありますPFIにつきましても、簡単に言うと、民間の資金によって整備された施設を利用して公共サービスを行う方法なんだなというふうに理解することはよくできました。

それでは、そのPFIについて他の自治体等で具体例などがございましたら、教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

PFI事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法という法律の裏づけがある取り組みであり、平成30年度までに、国、地方、合わせて740件にも上る多数の事業が着手されております。

実績が多い順に申し上げますと、公営住宅整備事業、文化施設整備事業、給食センター整備事業、義務教育施設整備事業となっています。

また、こういった事業以外にもさまざまな事業、分野で活用されています。全国的に実績の多いこれらの事業は本市でも実施が見込まれます。事業着手に当たりましては、市の財政負担の軽減という観点からもPFIの活用も視野に入れて検討する必要があると考えています。

PPP、PFIにつきましては、本市におきましても講師を招いての勉強会の開催や研修会への参加などを通じて調査研究を行っております。

また、来年1月24日には国土交通省政策企画官による「公民連携の基礎・国土交通省の取組」と題した講演を初め、4人の講師をお招きしたPPP、PFIに関するセミナーが大牟田市で開催されます。このセミナーは国土交通省、大牟田市のほか、本市も後援団体として協力しておりまして、本市からも職員を派遣し、理解を深めていきたいと考えています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

PFI事業に関しましては柳川でもかなり当てはまる事業があるんじゃないかなというふうに思います。研究していただいて、検討のほうをいただきたいなというふうに感じるわけですが、来年1月24日、実は私の誕生日でございますが、このセミナーに私たちも参加することは可能なんでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

このセミナーは、民間企業や金融機関のほか、筑後地域の自治体職員や議会議員も対象とされていますので、市議会議員の皆様には改めて御案内をさせていただきたいと思っております。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。それでは、ぜひ我々も個人的に研修に参加してみたいなというふうにしたところでございます。皆さんもそうですね。

今、課長が言われましたように、柳川市でも民間のノウハウ、資金を最大限に活用して、公共サービスを民間主導で行うやり方が非常に効率的で、なおかつ財政への負担が少ないのではないかと感じるところでございます。ぜひとも積極的に研究されて活用の検討をお願いしたいというふうに感じます。

それでは、柳川市における公共施設の実態について次はお伺いしたいと思います。

市の施設において、面積ベースでの割合上位3つ、これを教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

公共施設等総合管理計画策定時のデータになりますけれども、施設の機能別で床面積が多い順に、小学校33.9%、中学校が17.5%、小・中学校を合わせると51.4%になります。次いで公営住宅が13.7%、庁舎等が6.2%の順になっています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。小・中学校などの学校施設が全体の約50%、5割を超える、これを筆頭に公営住宅、それから、庁舎、この3分類で70%を超えるということで、この3つの管理がこの後のポイントになってくるのではないかなというふうに思います。

そこで、公共施設等総合管理計画では、施設ごとに長寿命化の計画、その実施計画を定めるということをお先ほど答弁いただきましたが、今お聞きした3分類、これについて今後の個別計画を教えてくださいませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

学校施設の今後の個別計画ということでございますが、今年度中に学校適正規模・適正配置化検討委員会を立ち上げ、来年度末に答申をいただく予定にいたしております。この委員会の中で、柳川市の子供たちにとって最良の教育環境が実現できるよう、保護者や地域の皆様の理解と協力のもと、子供たちをどういった環境で この環境というのはもちろん学校の規模も含みます そして、どう育てたいのか、地域にとって学校はどういうものなのかなどについて、しっかり議論をしていただき、その上で答申をいただきたいというふうにご考えております。その後、その答申を受けまして教育委員会としての考え方を取りまとめでい

くことになると考えております。

以上でございます。

建設課長（待鳥 哲君）

橋本議員の御質問にお答えします。

市営住宅の個別施設計画としては、財政状況が厳しい中、市営住宅のストックを的確にマネジメントし、市営住宅の寿命を延ばす補修工事などを計画的に進めるため、平成30年3月に柳川市公営住宅等長寿命化計画を策定しました。この計画の策定では10年後の令和9年度における市営住宅の目標管理戸数を560戸程度としております。この計画は、前期5カ年、後期5カ年の計10カ年の計画としており、前期5カ年経過後、社会経済情勢の変化を踏まえ、目標管理戸数につきましては柔軟に対応することとしております。

以上です。

財政課長（田中勝裕君）

小・中学校と公営住宅を除く全ての公共建築物についての個別計画は、財政課が中心となりまして、先ほど答弁しました基本原則にのっとり、昨年度と今年度の2カ年で策定することとして取り組みを進めているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

それぞれ答弁ありがとうございました。

それぞれ担当の課でしっかりと計画は立てておられるようでございますが、その計画を策定される上で必要となる過程、プロセスですね、これを教えていただけますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

現在、財政課で取り組んでいる公共建築物の個別計画の策定のプロセスを御説明いたします。

初めに、施設の築年数、改修履歴、劣化状況、使用状況などを整理した施設カルテを作成いたします。その際には、施設の劣化状況、配置等を把握するため、建築士による現地調査も実施しております。

これらの結果をもとに、施設の所管課にヒアリングを行い、公共建築物の個別の方針について協議を行いました。

現在、公共建築物の配置の最適化に向けて考え方を整理し、統廃合や再配置の計画を検討しているところでございます。床面積の削減という方策だけではなく、施設の長寿命化による建てかえ時期の繰り下げや維持管理費の縮減などにより、財政負担を抑えることによって面積削減と同等の財政的な効果を得ることなども検討しながら、計画の策定を進めております。あわせて、長期間維持する施設については、施設ごとに今後40年間の改修計画を作成い

たします。

個別施設計画の案ができましたら、パブリックコメントなどにより、市民の方の御意見を反映することといたしております。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

現在、市が作成されている施設カルテ、これもつくられているということでございますけれども、作成内容について若干違うかなというふうには思うんですが、我々、先月、総務常任委員会で行政視察に訪れた浜松市の取り組みで施設カルテについて興味深いものがありましたので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

浜松市は、平成21年度から資産経営推進方針を公表されて、既に公共施設等再編を実行されて効果を出されている先進地でございますけれども、取り組みの一つとして、先ほどの答弁の中にもございました施設ごとのカルテを作成という取り組みがございました。浜松市では、約2,000ある施設全ての施設のカルテを築年数や財政面、利用状況など、具体的なデータを網羅した形式で作成し、今後どうすべきなのかまで客観的意見まで個別方針として明記されています。皆さんのお手元にある両面刷りの資料が2,000ある施設のうちの1枚でございます。しかも、このカルテは市民の目につくホームページ上に全て公表されて、それぞれの公共施設の今後のあり方について市民の皆さんとの議論の材料としてあります。また、このカルテは毎年更新されていまして、本市においてもこのような先進地のいいアイデアはぜひとも取り入れてみられてはいいかなというふうに思うところでございます。

また、最後にございましたパブリックコメントについても、形式だけではなく、広く皆様からの意見をいただけるような方策でやっていただけたらなというふうに感じるところでございます。

このように公共施設等総合管理計画を効果的に進める上で、具体的には言いませんけれども、ポイントとなるものは何なのか、市としての考え方をお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画を効果的に進める上では、先ほど申し上げました公共施設マネジメントの基本理念と基本原則を着実に実施していくことが必要です。

そのため、本市では副市長をトップに部長級職員で構成する柳川市公共施設マネジメント委員会を設置し、全庁横断的に連携して公共施設の適正な維持管理を推進することといたしております。

また、公共施設の廃止や統廃合を実施すると、それまで施設を利用されていた市民の方にはサービスの低下につながりますが、先ほどの財政シミュレーションの結果や現在の厳しい財政状況を鑑み、人と資源を集中的に投資することで将来負担の軽減を図り、限られた財源

の中で充実した行政サービスを提供することについての合意形成を図っていくことが必要です。

そのためには、本市の公共施設に対する取り組みを広く情報発信し、市民の皆様の御理解を深めていくことが重要であると考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、面積上位3分類の個別計画について質問させていただきますけれども、学校施設の問題については、合併後、一度統廃合について議論がなされて頓挫したという話も聞いておるところでございます。市民の皆さん、それぞれの地区に対する深い地元愛が絡んで非常にナーバスにならざるを得ない問題ではないかなというふうに思います。また、何よりここに通う子供たちが一番の影響を受ける問題ですので、特に慎重に、そして、丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。

公営住宅、庁舎に関しましては、理想のきわみのような意見でしょうが、財政負担が少しでも軽減されるよう積極的に民間活力を利用して、市民サービスの質が絶対低下することがないように計画を立てていただければというふうに思います。

また、いずれにせよ、今後この公共施設等総合管理計画を迅速で効果の高いものにするためのポイントは、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、市民の皆さんと行政、それから、我々議会における合意形成であると考えます。この公共施設の老朽化をめぐる状況は極めて深刻ではございますけれども、取り組みの各段階において常に合意形成に気を配り、皆さんとともに一步一步着実に推進していくことが重要ではないかと思えます。

以上で公共施設の今後のあり方についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、関連事項にはなりますけれども、財政の健全化について質問させていただきます。

まずは、収入のほう、歳入についてでございます。

わかり切ったことではございますけれども、今後の柳川市予算の歳入の見通しについて教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

中期財政計画によりますと、市税は、生産年齢人口の減少により、平成30年度と比べて令和5年度では約365,000千円の減少を見込んでおります。また、普通交付税においても、人口減少、合併の優遇措置の一つである普通交付税の合併算定がえ縮減などにより、令和5年度までには平成30年度と比べて約3億円の減少を見込んでおります。

これらの要因によりまして、一般財源総額では約7億円の減少と、非常に厳しい財政状況が想定されているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり人口の減少、これは全ての根幹を揺るがす問題であると再認識させられるところでございます。

交付税が減るから財政が厳しくなるという点でいくと、それでは、それ以外で少しでも自主財源をふやせないかと思うのが今まで民間企業で経営に携わったことのある人なら考えることだと思うんですが、稼げる行政についてどうお考えでしょうか、市の見解をお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

稼げる行政という御質問ですが、これまで市で取り組んできた持続可能な財政基盤の確立を目的とした自主財源確保策についてお答えいたします。

厳しい財政状況の中で安定的な収入を確保するためには、市として積極的な歳入確保策を推進する必要があります。

その取り組みとして、未利用の公有財産について宅地分譲に適した市有地の分譲売却を進めております。また、普通財産の貸し付けを進め、貸付料収入を得ることに力を入れております。そのほか、ふるさと納税の返礼品に工夫を重ね、さらなる寄付を募るなど、自主財源確保のための取り組みを行っているところであります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。昨今、大変話題になっておりますふるさと納税というフレーズが出てきましたけれども、本市では年々減少しているというふうにお伺いしております。賛否両論あるみたいではございますけれども、自主財源確保の一つのいい取り組みかなというふうに思いますので、今後、内容や運営方法など抜本的に見直されてみてはいかがかなというふうに思うところでございます。

また、そのほかではございますが、本市でも少しは採用されてある広告収入等でございます。行政財産の有効活用ということで市有地の貸し付けだったりということがございますけれども、庁舎の玄関マットとか壁の空きスペースに広告モニターを設置したりだとかということをしてみてはいかがかなというふうに考えるところです。

それと、来年完成する市民文化会館の命名権、ネーミングライツですね、これを販売されてみてはいかがかなというふうに思うところでございます。

先ほどの質問でも話題にしましたけれども、浜松市では行政財産有効活用によって、年間230,000千円の歳入があり、また、ネーミングライツ収入では2,500千円の歳入があるということでございます。

いずれにせよ、一番影響が大きいのは税収をアップさせることではないかなというふうに

思うんですが、この税収をふやすための特効薬はございますか。

財政課長（田中勝裕君）

まず、中・長期的な対策としては、市有地の活用などによる企業誘致や、起業・創業の支援、移住・定住対策などで、法人税、市民税などの増収に取り組んでおります。あわせて、市税の課税客体のさらなる把握に努め、税収の向上を図っているところでございます。

しかしながら、これらはすぐに大きな効果があらわれるものではありませんので、税収増の取り組みと並行して、先ほど述べました市有財産を活用した自主財源確保の取り組みなどに努めているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

やはりすぐ効く薬はないと。あれば、既に処方してあったはずですね。それでも、時間がかかるだけけれども、企業誘致等は財政面、雇用創出面では大変大きな役割を果たすので、企業が来たがるさらなる事業の推進をよろしく願いいたします。あえてここでピアスのことについては触れないようにしておきます。

それでは、歳入が減っていくならば、歳出も減らさなくてはいけないというわけですが、きょうの私の質問の冒頭にもありましたように、中期財政計画の質問の答弁で、扶助費が増加するというのは少子・高齢化の影響で自治体の医療費負担が増加するのにも一因があるということで、本市ではどれだけの後期高齢者医療費がかかっている、市としてこれに対してどれだけ負担しているのか、また逆に、それ以外の皆さんの医療費は幾らかかっているのか、これを教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

後期高齢者医療につきましては、保険料の賦課、療養費の給付、保健事業などを福岡県後期高齢者医療広域連合で行っており、本市においては医療給付費負担金を一般会計から広域連合に納めております。

後期高齢者医療に係る本市の平成30年度の医療費は総額で約12,780,000千円、被保険者1人当たりの医療費は約1,111千円、これにより広域連合に納めた額は948,713千円でございます。

ちなみに、本市の国民健康保険につきましては医療費総額が約7,480,000千円、被保険者1人当たりの医療費は約430千円となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございました。75歳以上の後期高齢者の方の医療費総額が、それ以外の方、それよりも年が若い方の約1.7倍、1人当たり換算でいきますと約2.6倍と、正直言ってびっくりする数字でございました。

何としても健康寿命を延ばす取り組みをしていかなければならないのではないかというふうに思うところがございますが、現在のそれに対する市の取り組みについて教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

健康寿命を延ばし、いつでも健康で心豊かに毎日を送りたいと思うのは誰もの願いでございます。

本市におきましては、市民の皆さんがいつまでも住みなれた地域で健康に暮らしていただけるよう、「『明日の健康 自分でつくろう 元気な柳川』進めよう生活習慣病・がん・介護予防対策を」のスローガンのもと、がんの早期発見や食生活やライフスタイルの変化によりふえている生活習慣病予防に取り組んでいるところでございます。

また、体をつくるもととなる食生活に関しては、健やかな生活習慣形成のため、柳川市食生活改善推進委員会に委託して、乳幼児健診時に保護者に対し、野菜スープの試飲や、間食、砂糖の摂取量についての展示と説明を行い、塩分や砂糖の適正量を周知し、減塩と砂糖の過剰摂取についての啓発を行っております。同時に、一日にとるべき野菜の量についても情報提供を行い、野菜の過不足がないかの確認をしていただく機会としております。

このほか各地域での生活習慣病予防料理の伝達活動や野菜たっぷりメニューの親子料理教室を行い、健康寿命の延伸のための食生活改善の活動を推進しているところでございます。

福祉課長（武田真治君）

福祉課では、健康寿命を延ばすため、さまざまな介護予防事業を行っております。

具体的には、各校区コミュニティセンターで月2回、1回2時間程度ですが、運動機能の向上や認知症予防のための体操教室、元気サークルや、保健センター水の郷、サンブリッジにおいて、少し虚弱な高齢者に向けた送迎つきの介護予防教室、元気クラブや元気が出る学校を行っております。

また、認知症予防についてもサンブリッジにおいて、5月から3月まで毎週金曜日にボランティアの皆さんの協力のもと、脳の健康教室を実施しております。

さらに、65歳時の介護保険証交付会や70歳時の前期高齢者医療証交付会、校区コミュニティセンターの巡回の際に、筋量、筋肉の量などの測定を行う介護予防健診を実施し、要介護状態になる前の早期発見を促進するとともに、介護予防教室等への参加を促しております。

ほかにも地域住民が主体となって実施する地域デイサービスへの運営費補助や介護予防を自主的に行う団体や集まりに音楽を通して介護予防を行う講師を無料で派遣し、行政主導ではなく、住民一体となって健康寿命延伸に取り組んでいるところです。

それから、ことし11月より県運動習慣定着促進事業費補助金、10分の10の補助金でございます、これを活用しまして福岡県民運動のメニューであるケア・トランポリン教室を週1回、市内4カ所、昭代コミュニティセンター、蒲池コミュニティセンター、豊原コミュニティセ

ンター、サンブリッジの4カ所で開催をし、多くの方に参加をいただいているところです。
以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

健康づくり課、福祉課におかれましては、さまざまな形態によって健康寿命を延伸させる取り組みがされているということがよくわかったんですが、ここでは少し財政についてお話を聞いておりますので、その取り組みに対する予算、これを教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

平成30年度の決算ベースで申し上げますと、みずからの健康状態を確認し、疾病の予防に役立てていただけるように、40歳以上の国民健康保険加入者に対して実施する特定健診の費用と、その健診の結果、生活習慣の見直しが必要な方に対して保健師が行う特定保健指導にかかった費用が約47,100千円、早期にがんを発見するためのがん検診費用が約38,880千円、糖尿病や高血圧、脂質異常症等の未治療の方に対し、保健師や管理栄養士が訪問指導を行うことで腎症、心疾患等の発症、進行を抑制することを目的とした生活習慣病重症化予防事業への支出が約5,180千円、食生活改善のために支出した費用が約450千円となっており、これらを合わせて当課では健康寿命延伸のための事業に約91,610千円を支出しております。

福祉課長（武田真治君）

介護予防事業につきましては、福岡県介護保険広域連合より配分されます地域支援事業交付金を活用して実施をしているところです。

本年度の主なものとしましては、元気サークルが6,475千円、元気クラブ3,378千円、元気が出る学校5,213千円、介護予防健診が2,793千円、脳健康教室が2,298千円となっております。以上、合計で20,157千円を健康寿命延伸のための取り組みのために支出しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。全て合わせて約110,000千円の予算ということみたいなんですが、これが多いのか少ないのかという判断は単純にはできないと思うんですが、最少の経費で最大の効果が発揮されるよう努力していただきたいなというふうに思います。

少し話は健康寿命の内容に戻りますけれども、最近よくいるなところでフレイルという言葉を目にいたします。この言葉について簡単に御説明いただけますでしょうか。

福祉課長（武田真治君）

フレイルについて説明をさせていただきます。

フレイルとは、高齢化に伴う筋力の低下などの身体的問題、認知機能障害やうつ病などの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題を含む包括的概念と言われておりま

す。健康から要介護へ移行する中間の段階と言われ、具体的には加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。

しかし、フレイルは、早く介入して対策を行えば、もとの健康な状態に戻る可能性があると言われ、本市としましては、先ほど答弁でお答えしました介護予防事業への参加を促し、フレイル改善に努めているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。フレイル、単純に言いますと、高齢者の皆さんが日常生活を送る体力を維持できなくなって要介護になる手前の状況ということがフレイルというフレーズだということです。

実は私も大牟田市が取り組んでいるフレイル予防の仕掛け人で大学教授のお医者さんと話す機会がございまして、少しフレイルについて教わりました。この先生は、フレイル予防には認知機能障害予防も大切なんだが、筋肉減少症、いわゆるサルコペニア予防がまずもって必要だと強くおっしゃっておいりました。柳川でも行政がいろいろと手がけてはあるようでございますけれども、方法や効果について、客観的、それから、科学的な評価は十分でなく、効果が薄いんじゃないのかというふうにも言われておいりました。

ここでも専門的な民間活力を活用して、先ほどの九産大の大学生じゃないんですが、大学や病院とタイアップされてみてはいかがでしょうかという御提案でございまして。

また同時に、市民の皆さんの意識の向上を図る啓発活動も重要課題だというふうに思うんですが、どのように啓発活動をされているのか、お聞かせください。

福祉課長（武田真治君）

フレイルに関しましては、市民の皆様、特に高齢者の方に知っていただきたい内容だと考えております。

そこで、来年の2月か3月の広報「やながわ」でフレイルの特集を組んで周知を行いたいと計画をしております。

また、フレイル予防につながる各種介護予防教室の周知につきましては、市報、行政区回覧、校区コミュニティセンターにチラシなどを配置し、現在も周知を行っているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。私も民間の医療機関が開催しますフレイル講習会に参加したことがございますが、非常に多くの方が参加されて非常に興味津々に話を聞かれておいりました。健康なときにやるのがフレイル予防ということで、もっと啓発活動をしっかりとさせていただ

きたいなというふうをお願いいたします。

また、2月か3月には市報で特集がされるということで、こちらのほう非常に楽しみにしておきます。

以上、質問は終わりますけれども、ことし市長の所信表明の政策目標にございました「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる「ひとづくり」」とありますように、希望ある未来へのまちづくりは人づくりだと切に思うところでございます。

今回もお金についての話が中心ではございましたけれども、民間の活力をうまく活用して、改革、再編する際には、市民の皆さんと合意形成を図って、市民の皆さんの危機意識を高めて、市民主導で事業を行っていくことがこの後のコンパクトなまちづくりにつながって、ひいては財政の健全化にもつながっていくのではないかなというふうに思うところでございます。

最後になりますけれども、中期財政計画によりますと、一般家庭における貯金に当たる基金でございますが、年々減少するとなっておりますけれども、非常にお答えにくいことだと思いますが、もし基金が枯渇した場合、どうやって市政、財政を運営していくのか、これをお聞かせください。

市長（金子健次君）

橋本議員の質問に答える前に、質問のやりとりで、きょうは福祉の関係、健康の関係を御質問いただきました。橋本議員が議員に就任をされた当時は丸々太ってあったんですけれども、現在スリムになってあって、本当に健康に気をつけていただいているかなと、ひょっとしたら体重15キロも落とされたということで、まさに健康的なスタイルだなと思って改めて私もちょっと見直さんといかんなと感心したところでもございます。

基金がなくなったときの財政運営のあり方について、非常に難しい答弁なんですけれども、答弁させていただきたいと思います。

地域の課題を把握し、解決のための事業を展開することは、住民福祉の向上を図っていくということが市民の皆様が一番近いところで仕事をする地方自治体の大きな責務であるというふうに思っております。あわせて、地方自治体として持続可能な財政運営を行うことも必要不可欠であります。これらを両立しなければなりません。

柳川市は平成17年3月21日に1市2町が合併をいたし、新市が誕生いたしました。そのときに普通交付税の合併算定がえ 合併算定がえというのは、柳川市、三橋町、大和町の当時もらっていた交付税のやつも合併したから減らしませんよという算定がえを加算していただきました。そういうこととあわせて、70%が交付税で措置される合併特例債、合併のいろんな形でしたことによってする事業のうち、借金の70%は合併特例債で多目に見ましようという措置を受けていました。という2つの大きな財政的優遇措置がありました。この優遇措置を活用して、できる限り市の財政負担を減らしながら、柳川市の発展のために事業を

行っていたところでもあります。

あわせて、後年度の財政需要に備えるための基金の積み立ても行ってまいりました。基金残高は合併直後の平成16年度末では66億円でしたが、計画的に積み立てを行ってきた結果、平成30年度末で120億円になり、63億円の増加をいたしております。

この基金のうち、財政調整基金については平成16年度末の22億円から平成30年度末の60億円へと38億円の積み増しを行っております。同様に、減債基金については5億円から31億円と26億円の積み増しを行いました。特に、減債基金には合併特例債の借入れ可能額274億円のうち137億円を超える借入額の30%を計画的に積み立ててきました。これはなぜ30%を積み立てたかと申しますと、これは後の世代の市民に財政負担がないよう、償還時の市の実質負担額をあらかじめ確保しておくための措置であります。これは議会にも申し上げたとおりでございます。今後、一般廃棄物処理施設、火葬施設、市民文化会館など大型事業の影響もありまして地方債の償還費用の増加はいたしますが、その償還財源として基金積み立ての目的に沿って、計画的な基金繰り入れを予定いたしております。

一方で、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、高齢化による扶助費の増加など、さらなる歳出の増加の要因もあります。このため、適切な事業見直し、特に今回、全員協議会で説明いたしましたけれども、電力の自由化に伴いまして、公共電力の一括購入をいたしました。入札で64,000千円減になって、今までスマートエネルギーで5,000千円ぐらいになっていたんですが、それが64,000千円に今回なったというふうなこと、これは大きな行財政改革の見直しの中では効果があったというふうに思っております。

自主財源確保などの行財政改革を推進することで、財源不足への基金繰り入れを抑制し、持続可能な財政基盤を確保してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

なかなか難しい質問に市長の直接答弁ありがとうございました。基金がなくなることがないように、市の財政運営をされるということで大変ありがたいことだなと思います。

柳川市の子供たちの将来が少しでも明るいものとなりますよう、皆様からのお力添えをいただくようお願い申し上げます。きょうの私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

今回は小野英二郎邸跡地利用について、それと地域おこし協力隊についての2点を予定しております。

まず、小野英二郎邸跡地利用についてお尋ねいたします。

小野英二郎邸跡地は新外町にあり、平成26年に購入したものでありますが、購入時の市の説明では、ビートルズのジョン・レノンの夫人であるオノ・ヨーコさんは英二郎氏の孫に当たり、この跡地にジョン・レノン資料館を建設できれば柳川観光の大きな名所になるのではとの期待を込めたものでありましたが、いまだ跡地利用について何ら説明がありません。

そこで、お尋ねいたしますが、この跡地利用はどうなっているのでしょうか。

あとの質問については自席からいたしますので、議長によりしくお取り計らいをお願いいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

小野家屋敷跡につきましては、平成26年6月26日の議員全員協議会で購入意向の説明をさせていただきましたが、その際、ジョン・レノンの遺品や資料を譲り受け、資料館などを建設すれば観光の名所になるのではと考えてある方もおられるとの説明もさせていただいたところです。しかし、遺品や資料を譲り受けることは非常に困難であることから、まずはシラサギ、アオサギの鳴き声、ふん害などの環境上の迷惑や被害解決を図ってまいりました。

現在は平成29年9月1日の議員全員協議会で柳川市公園条例の一部改正についての中で御報告させていただいておりますとおり、小野家屋敷跡の説明板を設置しました新外町緑地広場として整備をし、一般の方でも利用できるようになっております。

議員御質問の今後の活用についてでございますが、ジョン・レノンやオノ・ヨーコさんの資料館等の建設ができれば大きな観光資源になるのではと思っておりますが、世界一有名な日本人女性として知られておりますとおり、連絡をとること自体がかなり難しいと考えております。しかしながら、市といたしましても、まずはオノ・ヨーコさんと直接の接点ができればと考え、整備完了後の平成29年9月20日にオノ・ヨーコさん宛てにお手紙と現状の写真などを添えた資料を国際郵便にてお送りしておりますが、現在のところそれに対する返事はあっていない状況でございます。したがって、この緑地広場は当面の間、観光スポットとして、また、まち歩きの休憩箇所として活用していきたいと考えておりますが、もしオノ・ヨーコさんとの接点ができ、資料館等のお話できて遺品や資料を譲り受けることになれば、議員

の皆様の御意見を伺いながら、ほかの活用方法も踏まえ、協議、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

先ほどの説明によれば、オノ・ヨーコさん宛てに手紙を出されたということでしたかね。返事がなかったということですが、その後、何らかのフォローはされたのでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

手紙を郵送した後の対応についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成29年9月20日にお手紙と現状の写真を添えた資料を国際郵便にて送付した後、手紙や返事が返ってこないか期待をして待っておりましたが、残念ながら現在に至るまで返事はございません。まずは実際に連絡がとれる窓口ができることが先決かと考えておりますが、オノ・ヨーコさんは世界でも有名な方でありまして、接触しようと試みる個人や団体も多いかと思われれます。このため、頻繁に手紙を送っても失礼に当たるため、以前、小野英二郎邸跡で開催されていたイマジン音楽祭のようなイベントなどが今後も検討されておりますので、こうしたイベントの開催などの機会を見て、報告を含めて再度連絡をとってまいりたいと考えております。

1 番（白谷義隆君）

今後、連絡をとっていききたいということですが、具体的に計画等がありますかね。平成29年に手紙を出されたということですが、もう2年過ぎておりますが、具体的にどういうふうに進めていこうと考えられているのか、教えてください。

都市計画課長（目野隆広君）

具体的な計画ですけれども、これまで小野邸跡の敷地ではイベントが開催されております。先ほど申し上げましたイマジン音楽祭などですね。こういったイベントが今後また開催される予定ということで検討が進められております。ですので、こうしたイベントごとに活動状況、こちらのほうを一緒にあわせてまた連絡をとってまいりたいというふうに考えております。

また、オノ・ヨーコさん自体、体調不良との報道も出ておりますので、状況を見ながらそうした取り組みというのを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

先ほど答弁で、連絡がとれて接点ができ遺品や資料を譲り受けることができればとありましたね。ただ、確かになかなか簡単に手紙のやりとりだけでは話は進まないと思うんですね。ですから、接点ができ資料等を譲り受けることができれば資料館等も考えたいということですけど、ただ、その接点をつくるために、ちょっとさっきの話と重複しますが、まず

接点をつくることですね。それをしないことには、ただ単に待っておっても話は先には行かないわけですからね。ですから、接点があれば資料館等もということですが、その接点をつくるために、さっき音楽祭か何か、そういうことがあるからそれを報告しながらということですが、果たしてそれだけで接点ができるのかですね。ただ単に待っているだけでは私はできないと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

これまでオノ・ヨーコさんとの接点を求めるためにいろいろ調べを行っております。その上で、一番窓口として確実だろうというところでニューヨークにありますオノ・ヨーコさんの事務所のほうに手紙を送らせていただいたところです。そのほかにも接点がある方というのはいらっしゃるようでございますけれども、なかなかそういう方でも直接話ができないというところがございますので、まずもってはやはりその事務所のほうを通して進めていきたいと考えておるところでございます。

1番（白谷義隆君）

話がなかなか先に行きませんが、ただ、何回も言いよるように、果たしてそれだけで接点ができるのかですね。ましてや、資料とか遺品の提供をしていただけるのかですね。ですから、これは先ほど壇上でも言いましたけど、購入するときに市長の説明で、この小野英二郎邸は、オノ・ヨーコさんが英二郎さんの孫に当たると。ですから、ジョン・レノンの資料館等をつくれれば大きな目玉になるという話がありましたね。この用地の説明のときにある議員から、ただ荒れ地を買うだけでは何にもならないと。跡地の活用をどうするのが大事なことだという意見というか、指摘があったんですね。それに対して市長からは、そういったジョン・レノンの資料館等がもしできれば観光の大きな目玉になるということでしたから、皆さん期待はされたと思うんですね。私自身も、例えば、柳川のそこにジョン・レノンの資料館等ができれば、できるかどうかわかりませんが、そういう話があれば、やはり用地購入について反対はできないんですね。反面、期待をするわけですね。ですから、今の課長の答弁だけで、果たしてどこまで話が進んでいくのかですね。これからどう進めていこうとしているのか、ちょっともう少しそこら辺をわかれば市長でもお願いします。

市長（金子健次君）

手紙を私が書きましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

当初はその地域がサギとか、そういうのでいろいろな形で苦情、クレーム、ふん害等もありまして、その対策を講じなければならないということで、恐らく100羽以上の鳥がおったと思います。そういう中で対策を講じることで、千葉県野田さんという直系の方じゃないんですけども、縁戚の方が土地を所有してあったので、相談に行きました。快く、本当だったら寄付をすればいいんですけどということで、高齢でもあったし、不動産鑑定みたいな形で譲り受けたところでございます。

オノ・ヨーコさんには現在のこういふことで変わりましたという当時の写真と、そしてまた公園化した分の写真を送りました。手紙の中にはそういう遺品とか何かを下さいということを書いていませんで、オノ・ヨーコさんがそれを見て感じられて、何とか柳川市に役に立つことがあればというときにはそういうことをと思ったんですけども、手紙が本人に届いているかどうかは確かめていません。確かめようがないんですね、実際言って。事務所については紹介していただいた方で届いているというふうに思います。確かな方だったからですね。

それ以上、私は逆に言ったら、考え方が2つあって、そのことを見られてされないのか、見ていないのか。いずれにしても、それを今、オノ・ヨーコさん関係の方に言ってもなかなか厳しいかなというふうにして、当時はこういう状況でした。野田さんという方に聞いたときは民間の人に売る予定やったと。そして、そこには福祉の施設ができるようになっていたと。ああ、それやったら私は困りますと。あそこに白い建物ができて景観を損なうことになりますから、ぜひ柳川市で公園化したいから譲ってくださいというお話をしていたところなんです。あわよくばオノ・ヨーコさんがそういうことで自分たちの遺品を寄付して、建物を建てれば寄付してもいいですよというところまで到達していないんですね。実際、その後聞いたときには、かなり病気に伏されてあるという中において、あえてその場にもって私たちが接点を持つことは非常に厳しいかなというふうには私は思っております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

購入の経緯について、それは全協で説明を受けました。市長は先ほど景観の話、老人施設ができれば景観の問題があると言われましたけど、そのとき全協の中で議員からも出ましたけど、ここは景観条例の範囲内ですから、景観については条例があるわけですからですね。ただ、川沿い、川下りコースのところ、例えば、用地が売りに出されたときに全部を買うことはできないわけですから、そのために景観条例があるわけですから、景観を損なわないようにということで景観条例はあるわけですからね。ですから、先ほども言いましたけど、ただ荒れ地を買うだけではできないということで、市長も先ほどなかなか厳しいと。そして、さっき市長言われるように、実際、手紙がオノ・ヨーコさんに届いたのかどうか、私もこれも疑問だと思うんですよ。ただ、それでも、せっかくオノ・ヨーコさんの祖父に当たる方の用地があって、そのとき市長も説明されましたけど、オノ・ヨーコさんも何回か柳川を訪れて、その地に行かれたという話もされたじゃないですか。そしたら、やはりそこに何らかの形で実現をさせていただきたいと思うんですよ。

そいけん、なかなか連絡をとるのも難しいかもしれないけど、市長言われたように大きな観光の目玉になるわけですからね、やはりもう少しクモの糸でもすがりながらでも、まずそういうふうでオノ・ヨーコさんに接点を設けていただいて、そして何とか努力をしていただ

きたいと。必ずしもなるわけじゃないかもしれませんが、せっかく用地を買うときにそういう構想も挙げられたわけですから、そしたらそれに向かって、なかなか難しいとか、接点ができれば云々じゃなくて、接点をつくるための努力をやっぱりしていただかないと、私は何にもならないと思うんですよ。ですから、いろんな人脈を使いながら、まず接点を持っていただく、そのことが先だろうと私は思いますけどね。

市長（金子健次君）

ここで言いにくいんですけども、それも含めて、若干そのルートの方にお話をしたんですけども、そこまでしないほうがいいだろうと、逆に言ったらですね。彼女に対してはしないほうがいいだろうということがあったから、あえて踏み込まなかったということでございますので、あえて柳川市がそういう資料館をつくるとか、そういうことで下さいというような形はとらないほうがいいだろうと。そいけん、柳川市があそこに跡地を購入して公園化しているんだという中において、彼女がみずからこれを使ってくださいということであればいいと思うけれども、何かないでしょうかということはないほうがいいだろうということ等もあわせて話があったから、そこには踏み込んでいない大きな理由です。

1番（白谷義隆君）

あえてされなかったということですけど、それはそれでもいいんでしょうけど、ただ、さっきから何回も言うように、そういった話があって、私たち議会も、恐らく市民の方もそういったことを期待されたと思うし、私自身も期待をしたし、議員の中からも、私たち団塊の世代のビートルズといえ、それこそ世界的なアーティストですから、なかなか簡単にそういった遺品がもらえるとは思いませんけどね、ただ、そうした期待を持ったことは事実ですから、何とか努力をしていただきたいと言いますよ。ですから、まず接点を持っていただいて、そして、こうした跡地を、さっき市長言われるように公園化したと。そこから始まって、何らかのことで形が残ればと思いますからね。やっぱりまず接点を持っていただいて柳川の状況を知っていただく。その後でオノ・ヨーコさんがどう動くかは、それはわかりませんが、まずそこが私は先だろうと思うんですよ。

市長（金子健次君）

確かにそういう考え方もあろうかと思えますけれども、私は船頭さんが舟で紹介をされて、オノ・ヨーコの祖父の屋敷跡ですよと言うだけでも、きれいに公園化していることによって、私はそれでも十分賄っているんじゃないかというふうに思っています。

当時、私はサギに関しても、あのとき鳴いていたんですね。ふん公害のときのあのままじゃいけないということで、あわよくばそういう私たちの柳川市の気持ちが伝わって、和紙に筆で書いて送ったんですけども、それが見てあるか見ていないか、わからないんですよ。見てあるか見ていないか、わからないけれども、その後にかなり重篤な病気になってあるということ、これもうわさで確かめていません。

そういう状況の中で、あえて押していいのかどうかということでもある。写真を見られて、何とか柳川のほうにこういうことを、ジョン・レノンのを寄付してもいいんじゃないかというようなこと等が思っているならばそういう気持ちは伝わってきたらう。見ていなかったら全く伝わっていないかもしれませんが、私は今、あえて踏み込んで、病気はどんなですか、かんですかと、そこまで踏み込まないつもりです。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

これ以上議論しても先には行きませんが、ただ、この跡地について、いずれにしても、もう購入してから5年たっているわけですから、この購入の跡地の活用が公園だったわけではないでしょうからね。公園じゃなかったらと思うんですよ、購入した跡地活用は。そしたら、この後、この跡地をどういうふうに活用していこうとしてあるのか、ちょっとそこら辺も教えてください。

市長（金子健次君）

その後、オノ・ヨーコ邸ということではいろんな方がおいでになりました。ジョン・レノンのギターとか、いろんな方たちがこれを柳川市で購入しませんかという方もありました。全部、全て断りました。私、断ってよかったというふうに思っています。そのことが恐らく物すごい金額だというふうに感じましたので、断りました。彼女からそういう形で寄付をするという形だったらいいと思いますけれども、その話がない限りは私は今の公園のままでいいというふうに思って、川下りの船頭さんが小野邸跡地ですよという紹介だけでも私はいいというふうに思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

市長は跡地は公園のままでということですが、だとすれば、用地購入するときに跡地の活用をどうするかという話じゃなかったですか。ですが、市長自身も跡地をどう活用していくか大きな課題だと言われましたよね。だとすると、公園のままでいいということになれば、買おうと提案されたときには跡地を活用したいということやなかったですか。そしたら、公園用地であれば、そのときに公園用地としてと言われたはずじゃないですか。

市長（金子健次君）

どうしても理解できないことが残念なんですけれども、そういう気持ちは当初あったと思います。もしオノ・ヨーコさんがそういうことで公園化したことによってジョン・レノンのやつを贈ってもいいということになれば、館を建てて資料館にしてという気持ちは私自身もありました。しかし、そういうお手紙を出して、そのことについてしばらく時間をかけて、ないとするならば判断をしていかなければならないと。何もなくて館を建てるということにもならないと。このまましばらくこういう状況の公園化の中で私はしておきたいとい

うふうに思っています。

1番（白谷義隆君）

今、市長は先ほどこのまま公園のままという話でしたから、そしたら、最初の購入の目的と違うんじゃないですかと言っているんですよ。先ほど課長は、当面、公園用地として活用策を考えていきたいという答弁だったと思うんですけどね。そこら辺はどうなんですか。

市長（金子健次君）

私がおかしいんですかね。ああいう状態であるから、しばらく公園化をこのまま継続していいんじゃないですかと。川下りの船頭さんが元跡地ですよということだけでできんとですかね。（「できん」と呼ぶ者あり）何かしゃっち建てんといかんとですかね、逆に聞くけど。

1番（白谷義隆君）

いや、私はそれは否定していませんよ。（発言する者あり）いや、確かにそれでも効果はあると。ただ、用地購入のときの経緯から見れば、公園用地じゃなかったんじゃないですかと。先ほど課長も具体的な活用策が決まるまではこのまま公園として活用していきたいという答弁じゃなかったですか。

市長（金子健次君）

最初から公園用地でということを行っているわけじゃありませんので、そのとき私は、もしオノ・ヨーコさんが反応してくれて、そういう資料とかができれば資料館をつくるという考え方を持っていました。しかし、そのことは返事が来ないし、今のままの公園化のままでしばらくはしていいんじゃないかということで課長が答弁したというふうに理解をしていたかと思いますが、これじゃでけんですかね。何か何回も何回も言われるけど、どこかに狂いはないと思うんですけども。

1番（白谷義隆君）

いや、そのまま 要するにジョン・レノンの資料館の話も含めて、新たな活用策が決まるまでは、このまま公園用地として活用していきたいということでしたから、それはそれで理解したんですけど、先ほど市長がそのままずっと公園用地でいいんじゃないですかという発言をされたから、それは少し違うんじゃないですかと言っただけで、船頭さんが説明して、そして当分、新たな活用策が決まるまでは私も公園用地として、それは別に否定はしていませんよ。

市長（金子健次君）

白谷議員が言われるのと同じなんですよ。今のまましばらくは公園化で、もしいい案ができて、突然ジョン・レノンさんの遺品が入ってきて、誰か持っていて提供していいよと、そういうことでオノ・ヨーコさんがそういう資料館について承諾していただくならつくってもいいんじゃないですか。当面、今のままでは現行のままでいきたいということを私は言っているわけでありまして、永久的に公園化ですということを行っているわけじゃなくて。まだ

おかしいですかね。

1番（白谷義隆君）

私もそういうことを言っているだけで、済みませんね、繰り返しになりますけど、新たに何かの活用策ができるまでは当分それは仕方ないでしょうと言っているわけですからね。そいけん、今後また、さっきから言いよるように、オノ・ヨーコさんと接点がとれれば とれればじゃなく、何かの手段を使いながらでも、クモの糸をたどるようなことであっても、やっぱり接点を持っていただきたいというのが私の第一の希望であって、それができなければ、また新たな活用策をしていただきたいと。それまでは今の公園のままで、それはいたし方ないということは思っているんですよ。ただ、そのことを確認しよるだけですので、よろしいですかね。もうよかですね。それでは、これ以上はなかなか先に行かないようですので、私の意図するところだけは酌んでいただきたいと思います。

それでは次に、地域おこし協力隊についてお尋ねをしたいと思います。

本市では数年前から国の制度を利用して地域おこし協力隊を採用していますが、地域おこし協力隊の役割とその目的を教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

地域おこし協力隊の目的と役割についてお尋ねがございました。

地域おこし協力隊制度の目的につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持強化を図るために地域外の人材を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員の定住、定着を図ることを目的といたしております。

地域おこし協力隊員の役割につきましては、おおむね1年以上3年以下の期間で農林水産業の支援、地域ブランドや地場産品の開発、販売による地域おこしの支援など、各種の地域協力活動に従事すること、これが役割となっております。

地域おこし協力隊に要する人件費を含む経費につきましては、隊員1人当たり年間4,000千円でございますけれども、特別交付税措置の対象となり、国の支援を受けることができます。この地域おこし協力隊制度というのは平成21年度から総務省が始めたものであり、本市においては平成25年度から活用をしているところであります。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

それでは、地域おこし協力隊は現在まで何人採用されたのか、教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

平成25年度に採用を開始して以来、これまで平成25年度に3人、平成26年度に2人、平成28年度に3人、平成29年度に6人、平成30年度に7人、令和元年度に1人の合計22人を採用

いたしております。

以上でございます。

1番(白谷義隆君)

それでは、現在の隊員数と活動内容、それと隊員さんの勤務時間というか、勤務日数とか、それはどうなっているんですかね。

商工・ブランド振興課長(古賀和明君)

それでは、お答えをいたします。

現在の地域おこし協力隊員数は9名でございます。

活動内容につきましては、観光課の活動では川下りの船頭を育成する柳川観光の未来を担うマルチプレイヤー事業に5人。この中には篠笛の演奏家としても名高く、付加価値を加えた新たな川下りの形を追求している隊員や、船頭の傍ら新規就農を目指し、地域の農家さんと連携し、既にソラマメやオクラ、レンコンを生産している隊員もおります。また、同じく観光課の活動の中で着地型観光等を担うコーディネーター事業に1人おりまして、これは柳川により多くのインバウンドを誘致するため、語学力を生かして積極的に海外への観光プロモーションなどを行っております。

続きまして、水産振興課の活動では柳川ブランド海苔の販売アドバイザー事業に1人でございます。こちらは柳川のノリのブランド化を進め、これまでの民間での経験を生かした販路拡大を進めているところでございます。また、同じく水産振興課の活動の中で食と人材づくりコーディネーター事業に1人。これはことし7月に開校いたしましたやながわ食の学校の運営に携わり、料理雑誌やレシピ本の編集を担当した経験を生かして地元の食材を使った新商品の開発などに取り組んでおるところでございます。

商工・ブランド振興課の活動では特産品の販売促進事業に1人。柳川の特産品を市外、県外のさまざまな場所でPR販売し、一人でも多くの柳川ファン、リピーターの獲得に努めているところでございます。

それから、白谷議員のほうからは勤務時間につきましての御質問がございました。勤務時間につきましては1日7時間45分、それと一月17日というふうになっております。

以上でございます。

1番(白谷義隆君)

ちょっと済みません。7.5時間で月何日でしたかね。

商工・ブランド振興課長(古賀和明君)

繰り返し申し上げます。

勤務時間につきましては1日7時間45分、それと勤務日数につきましては一月17日となっております。

以上でございます。

1 番（白谷義隆君）

それでは、地域おこし協力隊の目的は隊員の定住だという説明がありましたが、現在まで22の方が採用されて9人が現在いらっしゃるわけですが、差し引きの13人ですかね。そのうち何人の方が本市に移り住んでこられたのでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えいたします。

現在までに何人が本市に移り住んでいるかという御質問でございますけれども、任期満了後、柳川市に在住し、起業している隊員が3人、任期満了後、市外に転出した隊員が1人、任期中途で退任した隊員が9人でございます。

少し任期満了後の隊員について御説明をさせていただきます。

任期満了後も柳川市内に在住している隊員の3人につきましては、平成29年3月に退任された隊員におきましては、現在、柳川フィルムコミッション理事長及び観光協会事務局長として、映画やテレビ等の撮影の誘致を通じて柳川市のPRや大河ドラマの招致活動など、今では柳川観光の中心的な役割を担っていただいております。

また、平成31年3月に退任をいたしました隊員の1人は、市内にスイーツ店を構え、柳川の食材を使ったスイーツの製造や市外での出張販売を行うなど、柳川の特産品のPRにつなげていただいております。

またさらに、平成31年3月に退任したもう一人は、柳川の特産でありますとか、イベント、柳川の観光PR等のポスターやパンフレット、さらに商品パッケージのデザイナーとして柳川の魅力を発信するようなPRに取り組んでいただいております。

この3人が任期満了後に柳川に在住している隊員の紹介でございます。

以上でございます。

1 番（白谷義隆君）

3人の方についての現在の状況を詳しく説明していただいたわけですが、そうすると転出された方が1人、途中で退任された方が9人ですね。13人のうち10人が転出なり途中で退任をされているわけですが、定住が目的だとすれば、13人のうち、結果的に3人だけが定住をしていただいたわけですが、そうした中で、転出された方や、あるいは途中で退任された方、そうした分についての分析等はされたのでしょうか。なぜそうなったのかとか、原因は何か、そういった分析はされたのでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、中途退任の理由について御説明を申し上げます。

中途退任の理由といたしましては、隊員本人や家族の病気によるもの、また隊員によっては地域協力活動や生活環境が赴任前の想定と違うと感じるなど、市がやりたいこと、また隊員がやりたいことの認識の違いによるものであると、そういうふう考えております。

以上でございます。

1 番（白谷義隆君）

要するに、地域おこし協力隊員に応募はされたけど、実際来てみたら自分が考えとったとは違ったということでしょうけどね。だとすれば、やはり先ほどから言いますけど、定住が目的ですから、先ほど説明にもあったようですが、定住するための活動ですね。来て、また柳川に移り住んでもらうための活動が基本だろうと思うんですね。すると、そこにどうしてもミスマッチが起きているだろうと思うんですね。ですから、先ほど佐々木議員の話で船頭さんの話がありましたね。船頭さんだけでなかなか生活は難しいんですね。

水郷柳川で船頭で地域おこし協力隊として活動すると耳ざわりはいいんですけど、実際に後にそれにとどまってもらって生活が果たしてできるのかという現実的な問題があるわけですね。ですから、やはり募集をするとき、そして面接するときにもそこら辺を詳細に話をし、そこら辺を後からの分も納得していただいて、そして後から定住できるような、そうしたミッションで採用をしていく、そういうことが私は大事だろうと思うんですよ。これはただ単に、ほとんど国の金ですから、せつかくなら国の金だから、市が負担するわけじゃないから誰でも来てもらって、国の金で何か仕事をしてもらおう、それじゃ本来の地域おこし協力隊の意味はないんですね。ですから、後から定住していただく、そのことが一番大事ですから、今、13人のうち3人しか残らなかった。病気とかもあったけん、それはやむを得んとしてもですよ。

ですから、そういったことにならないように、最初からミスマッチを起こさないように、そういった説明なり取り組みが必要だと思うんですけど、そのところをどう考えてありますか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

白谷議員のほうからは任期中の活動と定住との関係性をどう分析していくのかということであろうし、任期途中で退任が多過ぎるのではないかと、そういったお尋ねかと思えますけれども、地域おこし協力隊の目的が隊員の任期後の定着、定住にあるにもかかわらず、隊員が任期中途で退任をしていくという課題は全国の自治体が抱えている問題であり、本市においても同様でございます。

地域おこし協力隊員は遠く離れた土地から単身で柳川に來られて、日々奮闘されております。そういった意味で、しっかり応えていかなければならないというふうに思っております。

市と隊員の認識の違いを防ぐためにということで、地域おこし協力隊員の役割であります任期中の地域協力活動が任期後の起業、就業に結びつき、柳川暮らしのイメージができるような明確なビジョンを募集、採用前に確立させる必要があると思えますし、採用後は市と隊員との間で密接なコミュニケーションを図る必要があると考えているところでございます。

そこで、現在、市では地域おこし協力隊を募集する場合に、総務部、産業経済部の関係部署で構成をいたしております地域おこし協力隊募集選定会議といったものを開催いたしております。ここでは地域おこし協力隊員に従事させようとする地域協力活動が柳川市の活性化につながるのかどうか、おこし隊にしかできない事業であるのか、また、将来、隊員が自走していくことが可能な事業であるか、地域と連携がとれる事業か、こういった基準を設けて、募集の是非、募集の人員の数、そういったものについて審査をしているところでございます。

また、先ほど申しましたように、今、特に力を入れて頑張っていかなければならないと考えておりますのは、現役で活動している隊員が9名おります。この9名の方が任期満了後も本市への定着、定住につながるよう、本当に密接なコミュニケーションを図っていきたいと、また図っているというところでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

確かによその地から柳川に来られるわけですから、なかなか自分が考えておったようにはいかないことも多々あるだろうと思うんですね。それでも募集時にちゃんとそこら辺の話をしながら、本人さんの意気込みとかもやっぱり確認しながらやっていただきたいと。

それと、やっぱり知らない土地で定住をされようとするれば不安なことはいっばいだろうと思うんですよ。ですから、そうした後のフォロー等も十分市としてしながら、柳川市に定住していただくのに、できるだけ不安なことがないように手助けをしながら、そして定住を図っていただくというようなことでお願いをしたいと思います。そして、現在9人の方が活動しておられるということですから、9人の方が全員が柳川に移り住んでいただくように、そして柳川に移り住んでよかったと思えるような、そういった対応もしていただきたいと。私のほうからはそれをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さまこんにちは。5番新谷信次郎です。議長の発言の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

冒頭、アフガニスタン・ジャララバードで12月4日、福岡県出身、民間活動団体ベシヤ

ワール会現地代表の中村哲さんが銃撃され亡くなられました。アフガニスタンの人々の命と大地を救う、緑の大地計画が16年の歳月をかけて一区切りつこうとしていたやさき、志半ばで亡くなられた中村哲医師と同じく、同乗されて亡くなられたアフガニスタン人5人の方々に深く哀悼の意を表します。

さて、ここ数年来、台風、集中豪雨がたび重なる中、河川氾濫などの防災、避難救助の最前線に立たれている消防署職員、消防団員の方々に敬意と感謝を申し上げます。また、市の対策本部、避難所開設等においては、市長を初め、市職員、関係機関の方々、区長、公民館長などの御苦勞に敬意と感謝を申し上げます。

2019年10月12日、伊豆半島に上陸した台風19号による関東、東北の被害は、死者98名、行方不明者3名、そのうち60歳以上は全体の7割近くを占めました。屋内にいたと見られる人は33人、車で避難・移動中だったと見られる人も31人に上りました。いずれも避難がोकくれたための犠牲でした。

特別警報の指標となる48時間雨量は、神奈川県箱根町で1,001ミリ、関東甲信地方と静岡県17地点で500ミリを超えました。死者10名、行方不明者1名を出した宮城県伊具郡丸森町は588ミリの雨量でした。

台風19号による関東、東北の豪雨被害は、柳川では心配しなくていいのでしょうか。柳川市防災マップ作成のもととなった矢部川の洪水浸水想定区域図は、矢部川流域の基準点、船小屋で9時間総雨量533ミリを想定して作成されています。宮城県丸森町と同程度です。

平成29年6月、水防法が改正されましたが、その理由としては、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものへと意識を根本的に転換し、逃げおくれゼロ、社会経済被害も最小化を実現するための抜本的な対策が急務としています。

また、本年5月に修正された国の防災基本計画には、みずからの命はみずからが守る意識の徹底とあります。要するに、今後はダムや堤防などの施設では防ぎ切れない災害を前提に、自助、共助によってみずからの命はみずからが守ることを強調しています。

以後は自席にて柳川市における防災対策について質問しますが、その前に、住民から相談を受けた市営住宅入居者選考について質問します。

以後、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5番（新谷信次郎君）続

最初に、市営住宅入居者選考についてお尋ねします。

市営住宅の入居募集に応募した方から相談がありました。抽せんに落選したが、当選順位は次点ですから、もう一つあいた部屋を紹介できるかもしれないという話があったので、入れるだろうと期待した。ところが、建設課から、協議したところ無理でしたという連絡があったそうです。納得できる説明はなかったということです。

まず、この件に関して、市営住宅に入居する条件、手続はどうなっていますか。

建設課長（待鳥 哲君）

新谷議員の御質問にお答えします。

市営住宅の入居の条件についてお答えします。

柳川市住宅管理条例第6条に入居者の資格が定められております。条件としては、1つ目、市内在住、または市内に勤務していること。2つ目、同居、または同居予定の家族がいること。ただし、60歳以上の高齢者や障害者の人などは単身でも可能です。3つ目、現に住宅に困窮していることが明らかであること。4つ目、入居者全員の所得が一定の額以下であること。5つ目、申込者と同居予定の人ともに市税の滞納がなく、かつ暴力団員でないことなどの条件があります。入居するには、このような条件を満たしておかなくてはなりません。

次に、入居の手続についてですが、まず、あっせん可能な空き家を毎年5月、9月及び1月の年3回、入居申込期間を設け、公募を行っております。公募することについては前月の市報に掲載し、また、入居申込書と一緒に配布しています募集する団地の戸数や家賃などの詳細を記載した入居者募集要項を作成します。入居希望者は、申込期間中に入居申込書及びその他添付書類を提出していただいています。入居申込者が募集戸数を超えるときは公開抽せんを行い、入居者を選考しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

申込者数が募集戸数を超えたときの抽せんはどうされているか、質問いたします。

建設課長（待鳥 哲君）

入居申し込みが終わった段階で、申込者それぞれについて入居資格の審査を行い、問題がなければ抽せん番号と抽せん会の日時、場所等をお知らせする文書を郵送します。抽せん番号は、原則として申込者1人につき1つですが、市営住宅管理条例第9条第2項の規定により、障害者世帯、母子世帯、高齢者世帯などについては、住宅困窮度が高いので優先的に選考するものとして2つの抽せん番号を付与しています。

抽せんは、抽せん会場に来場された方に立ち会いをしていただき、抽せん器を用いて行っております。抽せん番号の数だけ抽せん器の中に玉を入れ、出てきた玉の抽せん番号の順番であっせん順位を決めます。

なお、通知書にも記載しておりますが、申込者は必ずしも抽せん日に抽せん会場に来てもらう必要はありません。

選考結果については、申込者全員に文書で通知し、抽せん順位に基づいて入居あっせんを行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

入居者の募集及び抽せんの方法についてはわかりましたけれども、今回相談があったよう

なケースについて、今回の応募から抽せんまでの経過はどうであったのか、それについてお願いします。

建設課長（待鳥 哲君）

今回の応募から抽せん、抽せん後の経過を申し上げますと、入居者抽せん前に入居のあっせんできる空き家が1戸発生しておりました。

今回の入居募集の締め切りが9月27日で、入居者抽せんを10月21日に行っております。

今回の空き家は、入居募集締め切り後の9月30日に退去されております。

入居者が退去され空き家になった場合は、速やかに公募を行いたいと考えておりますが、提供できるようにするための部屋の修理やクリーニングなどにある程度の時間を要しております。今回の空き家は、部屋の傷みも少なく、軽微な補修とクリーニングなどを行えば提供可能な状況でありました。

しかし、この団地は、募集要項で募集戸数を1戸として入居募集を行っております。また、抽せん時にも募集戸数は1戸として抽せんを行っております。

募集戸数を1戸としていたものの、その後、提供できる空き家が1戸発生したことにより、次点の方に提供できないものか検討しましたが、募集要項で募集戸数を公表している以上、次点の方に提供することはできないと判断をしたところでございます。

5番（新谷信次郎君）

市営住宅に入居を希望される方は、いろんな事情がありながら、ぜひ入居できるように切に思って入居の応募をされると思います。だからこそ、市営住宅の入居募集及び抽せんは条例や規則などに基づいて厳正、または適切に行わなければなりません。

今回のようなトラブルが発生しないために、今後どのように対応されるか、それについてお願いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

今後は、入居抽せん前にあっせん可能な空き家が生じた場合は、速やかに提供することが入居希望者及び柳川市、双方の利益になると考えております。

次回の令和2年の1月入居募集時には、今回のようなケースがあった場合は対応できるよう、募集要項、取扱要領の見直しを行い、募集戸数に変更が生じた場合は、入居者抽せん前に応募者に対し文書で通知し、抽せん順位に基づいて入居のあっせんを行っていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

以上の回答を聞いておりますと、今回は窓口での対応の問題というより、あっせん可能な空き家が抽せん前に生じ、募集戸数の変更がある場合を想定した募集要項、取扱要領になっていなかったということだと受け取っております。

市営住宅の入居及び抽せんは、厳正かつ適切な対応が求められており、今後とも市民の皆さんに公正公平な対応ができるように、そういう体制、受け付けの準備を丁寧によくお願いしたいと思います。

以上で市営住宅入居者選考のことについては質問を終わります。

次に、市の防災対策について質問いたします。

防災対策の基本姿勢に関してですが、本年、令和元年6月5日、筑後川河川事務所において、筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策（合同）協議会が行われました。筑後川・矢部川流域関係の市や町的首長、福岡県県土整備部河川管理課長、佐賀県県土整備部河川砂防課長、熊本県土木部河川港湾局河川課長、大分県土木建築部河川課長など、福岡、佐賀、熊本、大分、各県行政関係課長、気象庁福岡管区气象台長など総勢70名のそうそうたるメンバーで行われたと聞いています。柳川市からは、金子市長の代理として平田総務課長が出席されています。

その協議会の目的は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、「施設では（つまり、ダムや堤防では）防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、气象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、筑後川中・下流部、矢部川において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とするとあります。

こういう大がかりな、しかも、これは水防法で規定された法定の協議会ですけれども、そういう会議でこういったことが協議されたのか、まず、お聞きしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

新谷議員の質問にお答えします。

6月5日の筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会でこういったことが協議されたかということですが、概要を申しますと、情報提供として、福岡管区气象台から3カ月予報、福岡県からは県管理ダムのダムホットラインについての説明、筑後川河川事務所からは筑後川・矢部川防災ポータルサイトの説明、気象庁からは警戒レベルに関する記者発表について報告がありました。

また、筑後川河川事務所から平成29年の出水被害対応のための工事の進捗状況の説明や各機関、県、市町村の防災・減災の取り組みについて、資料に基づき報告があったところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この協議会は、先ほど申しましたように、筑後川中・下流、矢部川流域においてもそういう洪水が発生することを十分予測して広域での対策を立てなさいと、そういう目的だということをもう一度確かめた上で、以下について、まず、柳川市内の自主防災組織についてお聞

きしたいと思います。

今述べました中で、矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会の中で、おおむね5年間で実施する取り組みについてのアンケート結果が発表されております。

その中の項目として、自主防災組織の設立や地域防災リーダーの育成を支援するという点について、柳川市は平成28年度より引き続き実施していると答えています。これは丸印ということですが、

また一方で、柳川市地域防災計画第1章、総則、第2節、関係機関等の業務大綱において、管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する点の中に、自主防災組織は地区社会福祉協議会、行政区等を単位とする自治組織とありますけれども、この中で地区社会福祉協議会において、自主防災組織としての災害予防・災害応急対応の役割が明文化されているのでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

明文化ということですが、少しその前に自主防災組織の組織化の取り組みのことについてお話をしたいと思います。

市では平成23年度から自主防災組織の組織化に力を入れまして、平成24年度に市内19の地区（校区）に自主防災会を設立ということになっております。その際、各地区の社会福祉協議会がもともと要援護者支援の地域共助の活動を取り組まれていることから、地区社会福祉協議会を自主防災組織として位置づけていただくよう、地区社協会長初め、役員の皆様にその当時の市の安全安心課から働きかけをしまして、全地区で設立の運びとなったものであります。

なお、設立に際して、今後の活動に必要な防災資機材について、地区ごとに希望をとりまして、1地区当たり200千円相当の機材を市から全ての地区社協にお渡しをしております。

お尋ねの地区社会福祉協議会に災害予防・災害応急対応の役割が明文化されておりますかという質問でございますが、市では地区社協のそれぞれの会則を改めて確認はしておりませんが、この設立の働きかけ、依頼の際に地区社協の会則等に「要援護者等に対する平時及び災害時の支援活動」という項目も加えていただくようお願いをして、設立の働きかけを行ったところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁に関して質問します。

それで、地区社会福祉協議会を自主防災組織として全地区で設立されているという点は間違いはないのでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

平成24年の時点では、全ての地区社会福祉協議会が自主防災組織としての受け皿となった

ということは間違いないというふうに認識しております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

そうすると、柳川市の自主防災組織というのは、地区社会福祉協議会を一つの柱として全地区に設立されているということですが、今、私が質問しているのは、そういう体制で柳川の防災の対応ができるのかということで、以下質問を続けていきます。

つまり、水防法や防災基本計画にいう、今後はダムや堤防などの施設では防ぎ切れない災害を前提に自助、共助によってみずからの命はみずからが守る、そういう自主防災組織としての役割を果たすことができるのかということです。その点についてのお答えをお願いします。

総務課長（平田敬介君）

新谷議員のおっしゃるとおり、自主防災組織は自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自助、共助に取り組むための組織、そういうことで社会福祉協議会を母体とした自主防災組織の組織化を平成24年に取り組んであります。その時点では、もちろんそういう目的、役割を果たす組織ということで設立の働きかけをしているということでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

平成24年、この柳川の地においても矢部川・六合地区、それと沖端川・中山地区が決壊したわけです。もちろんその時点で自主防災組織づくりが進んだということはありませんけれども、ここ二、三年の状況は、さらにそれに輪をかけた非常に危機的な状況になっているということで、水防法も平成29年に改正され、そしてまた、防災基本計画も変更されているのではないかと思います。

そういう意味で、地区自主防災組織は非常に重大な役割を担いますがゆえに、行政区長がリードし、そして、公民館、その中に地区社会福祉協議会など地域の各種団体が一致団結しないと地区防災の役割を果たせないのではないかと思います、どうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

先ほど平成24年の話をしましたが、平成24年度以降に地区社会福祉協議会主催での防災訓練を行われた地区が11校区ございます。実際にそういう地区では地区社協が自主防災組織であるという認識を持って、地区社協を構成する各種団体の皆さんが団結して取り組まれているものと思っております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

地区社会福祉協議会が自主防災組織となっている点は、特に高齢者、あるいは避難要支援

者等の確認、そしてまた、援助のために取り組まれたということがあって地区社会福祉協議会を自主防災組織とされていますけれども、そういう高齢者、要支援者対策を柱とした地区社会福祉協議会を防災組織とするには、先ほど申しましたように、もうダムや堤防では防ぎ切れない、そういう洪水を前提にした防災対策が必要ですよという現段階では対応できないのではないかという大きな不安があるわけです。

そういう意味で、先ほど申しましたように、地区社会福祉協議会にも地区の各種団体が参加してありますけれども、最近ますます重要になっている自主防災組織の役割を本当に果たすためには、強力なリーダーシップと、そして、各参加団体の一致が必要だというふうに思います。

そういう意味で、例えば、大和町の六合校区では、地区社会福祉協議会の防災組織から六合校区自主防災会を立ち上げてあります。私も六合校区の区長さんなどにいろいろお話を伺いましたけれども、こういう非常にたくさんの書類をつくられた、そういう形でもって綿密な組織づくり、あるいは避難訓練等の計画がなされています。

市は、そういう六合校区の自主防災会づくり、平成28年に立ち上がっていますけれども、そういう自主防災会、六合校区の自主防災会に何らかの援助をしてきたのか、お尋ねします。

総務課長（平田敬介君）

六合校区の自主防災組織は、自主防災会が平成28年6月15日に設立をされたことは存じております。平成24年当時には六合校区でも地区社協に対しまして自主防災組織として、市から災害時に使用するワイヤレスマイクやメガホン、トランシーバーなどの資機材の支援を行っております。その後自主防災会というのが改めて設立されておりますが、そちらに対しましても、市と会との間では、保存用の水や保存食、また、今後活動に必要な資機材がある場合は、市で準備できるものは現物を用意する旨を、協力できる分は協力するというようなことをお伝えしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

先ほど申しました筑後川中・下流、矢部川流域の協議会、その中で柳川市は自主防災組織、地域防災リーダーづくりにも取り組んでいますというふうにアンケートで答えられたと思います。しかし、その答えられた内容は、先ほども何回も繰り返し申しますように、いつ洪水が起こってもおかしくないような状況での、みずからの命はみずからで守る、そういう地域防災組織づくりという意味でのアンケートだと思います。そういう点でいうと、今答えられている平成24年度以降の地区社協を中心にした自主防災組織で果たして対応できるのか、それは非常に疑問に思います。

そういう意味で、今後、市としても、最近の厳しい自然災害状況、特に水害による洪水が十分に予想される段階での自主防災組織について、市自身が積極的にリードして、そういう

状況に合った自主防災組織づくりを進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

地区（校区）によりましては、社会福祉協議会が主体となって防災訓練を実施するなど実質的な自主防災活動を行っております。

ただ、平成24年から時間が経過をしまして、それ以降、具体的な取り組みがなくなったり、余り取り組まれていないという地区もありますので、現在は改めて実質的な組織化、自主防災会の組織化の支援や働きかけを行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは次に、校区ごとの避難訓練についてお尋ねします。

柳川市の地域防災計画、第2章の災害予防計画、第1節、災害に強い組織・ひとづくり、第5、防災訓練について、「総務部、消防本部は、関係機関の参加と住民その他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を実施する。」、そしてまた、その後の住民等の訓練については、「市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。」とありますけれども、こういう点についての実施状況はどうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

防災訓練の実施状況ということでございますが、平成24年度以降に、これまで11校区、それから、2行政区に対しまして延べ29回、市のほうから職員が出向いて実際の防災訓練の取り組みを行うという支援を行っております。

また、参考までに申しますと、福祉課の所管ではありますが、平成28年から防災運動会というのが毎年開催されておりました、主催は柳川市身体障害者福祉協会ですが、地域で生活する障害のある方や地域住民の皆さんが、楽しみながら防災意識を高め、お互いに助け合う力をつけ、安全・安心のまちづくりを目指していこうということで取り組まれておりました、障害者の当事者の方を初め、一般市民、福祉サービス事業所、手話の会、民生・児童委員、さらにボランティアとして市内高校などの生徒や学生の皆さんなどの参加を得て実施されております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

各地区の防災訓練は毎年行われているのでしょうか。蒲池地区では平成25年に行われたと聞いていますが、私は蒲池に住んでいて、訓練の呼びかけがあったことや参加した記憶がありません。

避難訓練は平成24年以降行われているというお答えでしたけれども、やはりこの避難訓練

は毎年行ってこそ実のあるものになると思います。避難訓練の現在の実態についてお願いします。

総務課長（平田敬介君）

避難訓練につきまして、蒲池の部分をお答えさせていただきますと、蒲池校区では平成25年度に蒲池地区社会福祉協議会からの呼びかけで、3回にわたって行われております。

1回目は平成26年1月15日に行われまして、要援護者の避難についてのワークショップを行い、事例学習や机上での避難経路確認、要援護者、それと支援者の同意活動について勉強をしております。54人が参加されています。

2回目が2月21日で、1回目のワークショップの振り返りと、情報連絡体制図づくりなどを行われております。103人が参加されていると記録があります。

最後の3回目が3月15日に実施をして、実際に災害が発生したと仮定をしまして、市から行政区長会長、民生・児童委員の代表の方へ避難情報の発令を連絡する。連絡を受けた区長会長や民生・児童委員の代表の方は各区長や各民生・児童委員へ連絡をする。連絡を受けた区長や民生委員は連絡網に従って、支援者に要援護者の避難を呼びかけ、実際に支援者が要援護者を連れて一緒に蒲池農村環境改善センターまで避難してくるという避難訓練を行っております。3回目は要援護者と支援者で166人、それに役員の40人を加えた206人が参加をされております。

ただ、蒲池地区では私どもの記録している範囲では、平成25年度の訓練が最後かと思いません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

やはり今までの答弁をお聞きしても、自主防災組織にしても、避難訓練にしても、避難要支援者、あるいは高齢者を柱とした、そういう対応ではないかというように思います。

今まで申しましたように、今現在の状況は、洪水がいつ起こってもおかしくないということをお前提にして、住民全員がみずからの命はみずから守る、そういう自主防災組織訓練が必要だということになっていると思います。これは、いわゆる私たちの気持ちとか目標ではなくて、国の水防法とか災害基本計画等、そういう法令によってもそういう方向がしっかり柱づけられているということをお、ここで再度押さえておきたいと思えます。

次に、矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会のおおむね5年間で実施する取り組みについてのアンケート、先ほどのアンケートと同じですけれども、柳川市は住民目線のソフト対策として、各地区で自主防災組織の設立や勉強会の開催、マイハザードマップ作成や地域防災マップを活用した防災訓練等の取り組みを支援するというおことについても柳川市は引き続き実施しているとありますが、どういう進捗状況でしょうか。

総務課長（平田敬介君）

先ほども少し、平成24年度の社協への設立のお願い以降、活動が余り取り組まれていないというようなこともありましたので、現在、改めて自主防災会の組織化の支援を行っているというふうに申し上げましたが、今年度は東宮永校区自主防災会組織づくりの支援に入っております。

来年4月には東宮永校区としての自主防災会の設立を目指して、校区の準備委員会の皆さんと一緒に、今年度は3回にわたって勉強会をしてきたところでありますので、4月の段階では校区として設立が多分まとまると思います。

加えて東宮永では、各行政区ごと、もしくは地区の公民館の集まりごとでつくってくださいという働きかけも勉強会の中でやっております。それに対する反応も、半分以上はつくってみられるというようなアンケートの回答もありますので、そのようなことを行いながら、自分たちで毎年、実質の防災訓練をやっていただきたいということで、今支援に入っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

行政のほうも努力してあると思いますけれども、やはり現在の柳川市の防災組織、あるいは訓練等については、平成24年の水害をもとに進めてきてあるのではなかろうかと思えます。しかし、私の現在の質問の一番大きな目的は、それでは、現在の気候変動、そして、防水害対策としては手おくれになりつつあるのではなかろうかということでの質問ということです。

先ほどの筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会、これは筑後川、矢部川の洪水を前提にした対策を流域に求めています。しかも、先ほど申しましたように、各県にまたがる非常に大規模な会議ということでありまして、その中で柳川市は、自主防災組織づくりにしろ、あるいはそれらの対策にしろ、現在も進めていますよというふうに言っているけれども、本来の目的である洪水を前提にした防災組織づくり、訓練という、そういう内容が伴っていない、手おくれになっているのではないかと、そういうふうに考えて今までも質問してきました。

そういう意味で、柳川市の防災対策の基本姿勢について市長の考えをお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

柳川市は平成24年7月14日に集中豪雨で、市内を流れる2つの河川の堤防が決壊いたしました。市内の約3分の1が冠水、浸水するという事態になったわけです。ちょうどそのときは朝の8時に職員たち、部長、課長が集合して情報の共有化をしようということで、1カ月ぐらいずっと作業服で対応いたしました。

市長として経験したわけですがけれども、災害のないまち柳川へという思いで、これまで河川堤防の強化、排水機場の整備などハード面の対策、これも国、県等で行っていただきまし

た。矢部川については国のほうで、沖端川については県のほうで行って、200億円近くの河川の河道のしゅんせつとか、護岸の工事とかをやっていただいたところです。そういう対策と、自主防災組織の育成や防災訓練の実施などのソフト面の対策、これら両面から防災対策に取り組んでまいったところです。

今、平成24年から7年もたっていますので、若干意識が薄れているような感じもいたします。しかしながら、近年は何十年に一度というこれまで経験したことのないような水害、台風、地震などの災害が全国で頻発しております。

このような状況でどう取り組んでいくかということですが、防災には3つの、先ほどから出ておりました助けがあると言われております。自分で自分や家族を守る自助、隣近所、地域で助け合う共助、そして、行政や消防、自衛隊などの公の機関で行う公助の3つです。この3つがうまく機能すると、災害に強いと言われております。

本市を襲った平成24年の大水害から7年が経過いたしまして、ややもすると市民の皆さんの頭の中から災害の記憶が風化をしております。自助、共助など災害への備えに対しての意識が少しずつ薄れ、各校区の自主防災組織の活動も低下していることも、実態もそういう状態になっているというふうに私も認識をしております。

自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を常に頭の中に置いていただき、いざというときには助け合い動けるように、行政としましても改めて自助、共助のかなめである自主防災会の活動を支えて、継続的な取り組みがみずからできるように支援していきたいと思っています。

あの災害で経験したことというのは、やっぱり早目の避難ということで、私は常に心がけているスタンスとしては、空振りでもいいから早目に避難しようということで、防災については早く市民を安全な場所に移動するというのを常に職員たちにも言っていますし、これからのそういうことで動きたいなというふうに思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

市長のお答えを踏まえて、もう少し踏み込んで言いますと、今までの柳川市の自主防災組織づくりが地区社会福祉協議会、課長のほうからもそういう言葉が何回も出ましたけれども、地区社会福祉協議会を柱とした、そういう自主防災組織では、いわゆる現状の危機的な状況には間に合わないのではないかと。しかし一方では、本格的に自主防災組織をつくらうとするならば、これはかなり強いリーダーシップと、時間、労力が必要だと思います。そういう点で、ぜひ市、行政が各地区に再度働きかけて、地区社会福祉協議会頼りではなくて、現在の危機的な状況に見合った自主防災組織づくりを、私の考えではやはり各行政区の区長が各地区のリーダーシップをとって再構築していく必要があるのではなかろうかと思っております。一応そういう点を踏まえて、また今後の検討をお願いしたいと思います。

次に、具体的な水防対策についてお聞きします。

ことし8月28日に冠水被害に遭った諸藤、長藤地区の排水のために若宮樋門西北に強制ポンプ設置ができないでしょうか。この地区は豪雨のたびに冠水被害に遭っています。いかがでしょうか。

水路課長（松永 久君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

諸藤、長藤、枝光地区の排水のために若宮樋門西北に強制ポンプの設置ができないかということでございますが、諸藤、長藤、枝光地区の排水につきましては、国営筑後川下流土地改良事業の受益地でありまして、国営水路西浜武線及び昭代3号線のエリアとなっているところでございます。下流には昭代3号、4号、5号ポンプ場と六双ポンプ場が設置されております。また、県営かんがい排水事業で造成されました小坪ポンプ場が隣接しております。

近年の大雨に対しまして、現在行っている排水対策が不十分な面もあるために、これを強化するなど、地元関係者や樋門管理人の皆様方と連携しながら効果的な先行排水対策を行っていきたいと考えております。

また、既存の強制ポンプ施設や排水樋門を有効に活用しまして、これらの施設を最大限に発揮するため、貯水能力を向上させる水路しゅんせつ等の水路整備を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

強制ポンプ設置は国や県が関係してきますので、なかなか難しいでしょうが、市の対策で不十分な場合は、ぜひ国や県への働きかけをお願いしたいと思います。

次に、柳川市の南矢加部付近の沖端川北側護岸は、土盛りだけで不十分ではないかということについて質問します。

満水時にここが決壊すれば、塩水まじりの水が矢加部一帯に流れ出します。米、麦、大豆などの農作物が壊滅します。護岸の補強ができないでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

新谷議員の御質問にお答えします。

沖端川は、議員御承知のとおり、平成24年7月、九州北部豪雨により中山地区の堤防が決壊し、大きな被害を受けました。

そこで、福岡県では、沖端川の全区間の漏水調査及び河川断面調査を行い、国より沖端川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、矢部川から分流するみやま市の松原堰付近から柳川市の小坪水門付近までの約8.8キロメートルの区間において、平成24年度から平成29年度にかけて集中的に整備が行われました。

整備内容を申し上げますと、堤防を強くするための築堤工事、川の流れをよくするための

河道掘削、大門橋・出の橋のかけかえ、磯鳥堰の改築などが行われました。

議員御質問の南矢加部地区においても事業が実施され、平成29年度までに完了しております。

また、福岡県では、沖端川において昭和40年代から河川改修事業及び高潮対策事業により、堤防補強やかさ上げなどの河川の整備が実施されております。

柳川市としましては、流域住民の皆様にご安全で安心して生活していただくため、河川堤防の情報提供や事業をスムーズに実施していただくための地元調整などを積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

平成24年の水害を受けて、護岸等についても対策が行われたことはわかりました。ただ、現在でも、先ほども言いましたように、筑後川、矢部川での洪水、いわゆる堤防の決壊を前提にした対策が必要だということですので、より今後も、対策が講じられた後の時点でも調査、あるいは対策がさらに必要ではないかどうか、そこら辺の検討をお願いしたいと思っております。

それでは次に、ことし台風19号など3つの台風が日本に上陸しました。亡くなられた方のうち60歳以上は全体の7割近くを占めています。朝日新聞の集計によると、年代がわかっている犠牲者104人のうち60代が25人、70代が21人で、80歳以上も25人に上りました。

筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策（合同）協議会において、現状の課題と改善策として、柳川市は避難行動要支援者の名簿登録を福祉課にて再度行っているとしています。進捗状況はどうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

協議会のほうに報告したのが名簿登録を福祉課にて再度行っているということですが、その避難行動要支援者につきましては、過去からの積み上げをもとに、毎年の移動分を加えたりしておりましたが、対象となる高齢者が漏れている可能性もあったため、昨年、民生・児童委員の皆様にご改めてひとり暮らし高齢者、それから、高齢者のみの世帯を一斉に調査してもらったものです。このことを減災対策協議会で報告をしておりました。

現在は、昨年の調査結果をベースに毎年更新をしながら、避難行動要支援者の把握、登録を行っているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

要支援者の調整に当たられた民生・児童委員さんの御苦勞に感謝申し上げたいと思います。

この避難行動要支援者名簿を活用し、誰が支援し、どこへ避難するかを決めておく個別計画はできていますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

現在、市に避難行動要支援者として登録されている人の個別計画策定率は24%です。ただ、この数字は過去からの積み上げと昨年の調査結果をもとにしたものでありまして、私たち防災担当職員が校区の避難訓練に行ったりしますと、それぞれの行政区などで既に調査を終えて協力員を決めるなど、いわゆる個別計画が策定されているところもございます。この個別計画の策定というのは、やはり地域で顔が見える人たちの間で実際に作業してつくっていくということが必要でありまして、自主防災組織にまず初めに取り組んでいただきたいことの一つでございますので、いろんな機会を捉えて自主防災会に働きかけをしているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針というのがあります。そこには、市町村は実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていくこととありますから、自主防災会頼りでは不十分ではないでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

この個別計画の策定というのも、例えば、今までは民生・児童委員さんにいろんな要支援者の調査を行ってもらって、民生委員さんが支援者を見つける、協力員さんを見つけるようお願いをしていることもございますが、それでは余りにも民生委員さん頼みになります。

先ほど自助、共助の意識を持ってもらったものが自主防災組織というふうに言っておりますが、その意識をしっかり持って、自分たちの地域は自分たちで守るということの中で、顔の見える関係の中で支援者を決めて、そして、決めた人たちの間の 間と申しますか、それで毎年避難の訓練を実際に行うと。やはりそういうことが必要だろうと思いますので、自主防災会頼みというか、自主防災会にそういうふうに取り組んでもらうことを支援していくことは私たち行政の仕事ですが、やはり自分たちで動けるように支援していく、そこで毎年避難訓練をしたり、避難の勉強をしたりすることが自分たちを守るということになると思っておりますので、決してそこ頼みということではなくて、そこに対する支援はもちろん行政としてしっかり行っていくということを答弁として述べさせてもらいたいと思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、総務課長が最後のほうに答えられた内容が、本当に身近に実行されていくということが市民の一人一人にも伝わるように、さらに市のほうが、行政のほうが防災対策について積極的にリードしてもらいたいと思います。

最後に、8月28日の午前5時50分、柳川地域に大雨特別警報が出されました。そのとき、

私のそばにも市がことし2月に配りましたこの立派な防災ガイドブックがありました。（現物を示す）

1ページをめくると、「「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。」ということが書かれています。特別警報が発表されるときは、NHKのアナウンスは、もちろんNHKだけじゃありませんけれども、テレビを見れば各局のアナウンサーが「至急命を守る行動をとってください」というふうに叫んでいます。しかし、私が住んでいる蒲池校区で、いつ、誰が、どこへ避難を呼びかけるのか、わかりません。同じ行政区にひとり住まいの高齢者がいます。その人はどうするのか。あるいは、すぐそばにグループホームがありますけれども、その裏にはクリークがあります。平家建ての建物に浸水が始まったら、グループホームの高齢者はどうするのでしょうか。もちろんお聞きしましたら、職員さんで対応するということはありますけれども、もし夜間等、職員が少ないときにこういう事態になれば、とてもじゃないけれども、避難行動は間に合いません。

心配することはたくさんありますが、信頼できる自主防災組織がありません。六合、あるいは東宮永も、今そういう防災組織づくりに取り組んであると思いますけれども、地区社会福祉協議会を柱とした防災対策で終わるのではなく、市長には地区自主防災組織づくりを積極的にリードしていただきたいと思います。

このほかにも、総務課のほうにはたくさんの防災対策についての具体的な質問をしておりましたけれども、時間の関係がありますので、次回に回したいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時8分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、記念すべき令和元年の納めの一般質問をさせていただきます。

まず、お礼を述べさせていただきます。この場で何度も取り上げました佐賀線跡の道路開通では、多大なるお力添えをいただきましてありがとうございました。30キロメートルの道路標識、小学校前の横断歩道、矢加部駅高架下の交差点には、上のほうに「交差点注意」、左右には「事故多発」と表示していただき、懸案の事故防止策の一里塚となったと思われま

す。

だが、矢加部駅高架下の交差点のところと橋本簡易郵便局の県道23号との交差点のところでは、今でも接触事故が起きております。パトカーも気をかけてもらって、パトロールされているのを見かけます。「交差点注意」「事故多発」の文字が蛍光塗料を使ってあったら、夜間も目立ってもっとよかったではなかろうかとのほかない希望もあります。御検討願えれば幸いです。

せっかくの機会です。もう一つ言わせてください。どうしても解せないことがあります。それは佐賀空港着陸経路変更の見直しについてであります。滑走路はたしか東西に走っています。なのに、どうして南からの着陸ができるのだろうか。それも、ほとんどの95%がです。ならば、当初から有明海上の南からにしておればよかったのにと感じてしまうからであります。私の素朴な疑問は、稚拙と笑われるかもしれませんが。下手な考え休むに似たりなのでしょうか。

さて、今回の一般質問で5項目をあらかじめ通告させてもらっています。

最初に、工場進出の騒音が終日で大迷惑、次に、きょうの最初の登壇者の佐々木議員とかぶっている駅前の川下り構想、3番目として、袋小路となっている私道でも市へ提供できて公道にできるよう見直すべきではなかろうか、4番目に、すぐに破けてしまうような今のごみ袋を少し厚手のものにしたらどうだろうか、最後に、人口減の歯どめ策の1つとして、せっかく立ち上げた結婚サポートセンターが閉鎖されて、執行部にただしたいと思います。

あとは自席で一問一答でやらせていただきます。議長のお取り計らいを心からお願いいたしまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

それでは、最初の工場進出の騒音が終日で大迷惑について入らせていただきます。

ストアが移転した跡地に新しく工場が進出してまいりました。その工場では、朝も昼も夜中も、そして土曜もなか、日曜日もなか、騒音が途切れることはありません。さらには、別府温泉地のように水蒸気ももうもうと何カ所からも上っています。工場の裏に住んでおられる方はノイローゼになるほどに大迷惑であります。

ところが、このごろでは終日ではない日もあって、近くの方々は幾らかほっとされている実態であります。

実態調査をしていただきまして、騒音が法で定められた基準値を超えていましたら、的確なる指導をしてもらいたいと願うところでございますが、伺います。

生活環境課長（江口英範君）

矢ヶ部議員のほうからそういった工場の騒音というお話をお聞きしましたので、私ども職員の方で現地を見に行かせていただきました。その見に行った状況について少し御報告をさせていただきますというふうに思います。

12月2日、午後になります。工場は稼働しておりました。その際、近隣で建物の解体工事が行われておりました、そちらのほうの大きな音がしているという状況でございました。

12月6日、午前1回、午後1回、それで確認したところは、工場は稼働していなかったというところです。

それと、12月9日の午前にまた再度見に行ったところ、これも工場は稼働しておりませんでした。

6日と9日、いずれも近くに解体工事が行われておりました、そちらのほうの音が大きくしていたというふうな状況でございます。

今後につきましては、地元の区長さんなどへの聞き取りも実施しながら、現地の状況を把握したいと、そういうふうにご考えておりますし、また、個別に相談があれば、一般の騒音の苦情とかの相談と一緒に個別の対応をしていきたいというふうにご考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

騒音公害の基準は法的にはどうなっているのか、お答えください。

生活環境課長（江口英範君）

騒音公害につきましては、環境基本法の第16条第1項の規定に基づきまして規制基準が設けられております。この規制基準につきましては、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、騒音等の基準値が設定されております。

環境基本法における騒音の基準値を申し上げますと、午前6時から午後10時までの間が55デシベル以下、午後10時から翌日午前6時までの間が45デシベル以下というふうな規制基準になっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

この工場は、ほとんどが外国人雇用者であって、国からの補助、援助等がある会社と耳にしています。さらには、工場の西隣の田んぼでもその工場の拡張工事が進められておりました、これがもっと広くならんやろうかという心配をしておるところであります。

さらには、つい先日には従業員間の暴力事件がありまして、パトカーが来ていたという地域住民のうわさがあります。

国から援助をもらうと進出してきた会社が、住民の安寧を壊し、果ては職員同士の暴力事件を起こすなんて決して許されることではありません。市民が安全で安心して暮らせるように関係機関にも常に連絡をしていただいて、そうしていただきますように要望いたしまして、この質問は終わります。

2番目の項に入ります。

課題多い駅前の川下り構想についてであります。

広報「やながわ」10月1日号で、「西鉄柳川駅前西口川下りの乗船場に！」のタイトルで市民に流布をされました。それによりますと、市、県、西鉄、3者共同で今年度から、今年度からですよ、駅前周辺整備事業をするとあります。

そこで、質問をいたしますが、3者協議はいつごろ始まったのか、お答えください。

都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

駅前周辺整備事業はいつごろから3者協議が始まったのかという御質問でございますが、今回公表いたしました西鉄柳川駅周辺地区の整備につきましては、前回整備を行いました柳川駅や東西駅前広場、自由通路を供用開始しました平成27年度から、駅前周辺整備の可能性などについて福岡県と柳川市、また、西日本鉄道株式会社と柳川市といった2者間で話し合いを続けてきました。

その結果、3者での事業実施の可能性が見え始めましたので、平成30年5月から福岡県と西日本鉄道株式会社、柳川市の3者による協議を行ってきました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、前回整備した駅や自由通路、東西駅前のところの供用開始後の平成27年度から県と市が、一方で西鉄と市が、それぞれに2者間で話し合いを続けてきたと、その結果を踏まえて事業実施の方向性、つまり明かりが見え始めたから、平成30年、つまり去年5月から3者による協議を始めた。

そこで質問をしますが、市は50,000千円の支出だけで本当に済むのだろうか伺います。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

柳川市は本当に50,000千円の支出だけで済むのかとの御質問でございますが、これまで議員全員協議会や委員会等で御説明しましたとおり、今回公表いたしました柳川駅西口の交番付近から二ツ川までの範囲の整備では、掘割の引き込みを福岡県において整備していただくため、柳川市では掘割に並走します道路等の整備のみとなりますので、概算事業費ではございますが、本市の支出は約50,000千円を予定しております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁では、これまで委員会等で説明をしてきたとおりに、今回公表した駅西口の交番近くから二ツ川までの整備では、市は掘割に並走する道路等の整備で50,000千円を予定しておるそうであります。

それでは、掘割を二ツ川から駅西口まで引き込むのに、国道443号の道路の下を通るそう

ですが、そんなことができるのか、その工事をやるのに国道443号の道路を閉鎖するのか、その2点についてお答えしてください。

都市計画課長（目野隆広君）

掘割を二ツ川から引き込むのに国道443号の下を通せるのか、また、工事を行う場合に国道443号を閉鎖するののかとの御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の掘割を国道443号の下に通すことにつきましては、これまで福岡県において測量、調査を行い、検討していただいた結果、施工可能であります。

また、道路の下を通ることで道路が山なりになるのではないかといった市民の方からの問い合わせもあっておりますが、完成後の道路の高さは踏切の高さとほぼ同じ高さで、山なりになることはございません。

2点目の工事を行う場合に道路を閉鎖するののかとの御質問についてですが、国道443号は市域の東西を結ぶ重要な道路であります。朝夕の通勤、通学の時間帯は交通量も多い状況であるため、道路を通行どめにして工事を行うことは考えておりません。しかし、工事期間中は一時的に片側交互通行など御不便をおかけする場合がありますので、道路利用者並びに議員の皆様様の御理解と御協力をお願いさせていただきたいと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

1点目の掘割を国道443号の下を通すことはできると今答弁をもらいました。

もう一点は、国道443号は東西を結ぶ重要な道路でありますから、当然、朝夕のラッシュの時間帯では交通量が多いから、国道443号の下を通しながらも、通行に支障がないような工法で検討中ですという答弁がございます。閉鎖をすることは考えとらんと強く断言されましたが、一時的に片側通行なども想定されるが、ラッシュの時間帯を避けることもあるよと答弁も受けました。

そこで質問をしますが、ところで船着き場は1カ所かについて伺います。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

船着き場は1カ所かとの御質問ですが、今回整備を行う船着き場は、1カ所で約10艘の同時係留が可能な施設を計画しております。

このため、今回整備いたします施設を含め、川下り業者が所有しております既存の船着き場の運用方法につきましては、今後、川下り業者や観光協会、観光課で協議が進められる予定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

船着き場は1カ所で10艘程度の同時係留が可能であると、だから、施設の運用方法については、これから川下り業者や観光協会、観光課で、現在それぞれ川下り業者で所有してあ

る船着き場も含めて話し合いを進める予定だと答弁をされました。

私は今回、この問題を一般質問に取り上げたのは、今言ったそこですよ。船着き場が一緒になったときに、お客様の奪い合いになって、醜い争いが柳川の恥さらしにならないかという懸念があるからであります。取り越し苦労であればいいわけですけども、その私の考えはうがった見方であるでしょうか、伺います。

観光課長（松藤満也君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

西鉄柳川駅西側の開発における川下り乗船場の整備で、お客様の奪い合いになるのではないかというお尋ねでございます。

昭和57年当時、約半年間そういう奪い合いのことが起こったということがあっておるようございまして、佐々木議員の質問でも答弁いたしました。各川下り会社の代表と観光協会、観光課による代表者会議を10月より開催しております。決して議員御指摘のとおり、お客様の奪い合いになることにはならないように、これから全力で協議を重ねていきたいというふうに考えています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

口で言うのは易しいですよ。お互い商売ですからね、そこなんですよ、問題は。今までだって人には言われんばってん、ここで口で言うのははばかりますが、口にしません、そういう不安があつとは事実でしょう。実態を知っているでしょう。私、言いたいんですよ、その問題。しかし、言いませんが、やっぱりお客様の奪い合いになって感情問題になる、それが新聞やテレビになる、大きな恥さらしになってはいけないよということを私は強く言いたいわけでありませう。

そこで質問をしますが、川下り業者は何社あるのか、お尋ねをいたします。

観光課長（松藤満也君）

川下り業者の数についてお答えいたします。

現在、高畑周辺、駅前一帯ですけども、から沖端のところまで川下りを行う業者が4社、それと、沖端付近を周遊する業者が2社と、合計の6社となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

次に、やっぱり心に持っていただきたいのは、建前と本音は違うということを執行部の皆さんはしっかり心に持っていただきたいと思ひます。これの基本構想を立ち上げるに当たりまして、川下り業者との話し合いはされたのか、伺ひます。

観光課長（松藤満也君）

今回の二ツ川からの掘割の引き込みについては、佐々木議員の質問にもちょっとぼやっと

答えたわけですが、西鉄柳川駅西側の乗船場の整備計画につきまして、当初、所管委員会であり、建設経済常任委員会において、8月26日に報告をさせていただきました。

そして、その直後の8月28日の川下り代表者会議にて報告を予定しておりましたが、当日は佐賀県に大きな被害が起きた大雨により、川下りの舟などにも被害があったため、会議を延期せざるを得ず、最終的に10月4日の代表者会議にて整備内容を報告させていただいたところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

まことに恐れ入りますけれども、この問題が10月1日号で皆さんに知らされました。その声で、私が一般の人から、あるいは業者の方から耳にする限りは、市民の声は芳しくはありません。その点、市としてはどのように判断をされているのかについて、この質問の最後としてお尋ねをいたします。

観光課長（松藤満也君）

今回の西鉄柳川駅西側の開発における川下り乗船場の整備につきましては、マスコミなどに公表した後は、観光の面では称賛の声を多くいただいております。川下り代表者会議においても、否定的な意見はほとんど出ていない状況でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、課題もたくさんございますので、今後も代表者会議におきまして、川下り業者の皆様、観光協会とともにしっかりと議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

一つ一つ課題を乗り越えていただきまして、本来の川下り構想の目的が達成されるように、これからも努力をしていただきたいということで、この問題は終わります。

3番目に入ります。

袋小路の私道も市へ提供できるように見直すべきではという質問に入ります。

道路が私道で袋小路となっているところは、合併前の三橋町では公道として提供し、路線認定はできませんでした。合併後の現在ではどうなっているか、質問をいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市では、私道路の市道認定については、平成17年3月の合併のときに、柳川市私有道路の寄附採納に係る市道認定要綱を策定し、私道路の寄附採納申請を受け、市道として認定するために必要な事項を定めております。

この要綱では、袋路状の私道路については、都市計画法の開発行為に基づき築造された道路に限り、寄附採納申請後、市道として認定することができるものとしておりました。

しかし、都市計画法の開発行為によらず築造された袋路状の私道も数多くあることから、平成22年12月17日にこの要綱の一部を見直し、一般の袋路状の私道につきましても、都市計画法の開発行為に基づき築造された道路と同等の整備をされた私道については、寄付採納申請を受け、市道認定を行うこととしております。

寄付採納の主な条件としましては、幅員が6メートル以上、両側に内径30センチメートル以上の排水施設が設けられていることとしております。

今後も条件を満たしました私道で寄付採納申請があれば、市道認定を行い、市民の皆さんが安全で安心して通行していただけるよう、道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

平成17年3月の合併時に寄付採納申請後、市道として認定できるようになったと今答弁がありました。問題は、条件がついているということで困っておられる方が非常に多いわけがあります。道路の幅が6メートル以上だとか、両側に内径30センチメートル以上の排水施設が整備されているとか、そういうのは前の家が建っているのにはないわけですよ。前のはほとんどが6メートルなんて、やっぱり3メートルの道路幅がやっとですよ。高齢化が進みまして、子供たちはもうほとんどが柳川を出ておられる方もあります。そして、道路は袋小路になって、今の条件にはかなわないと、そんなこんなで、道路を自分の金で管理することなんてできんわけですよ。もう子供たちはおらんわけですから。

だから、条件を取り除いて無条件でできるように、これから見直すべきではなからうかと要望いたしまして、この質問は終わります。

次の4番目のごみ袋を少し厚手のものにしてはどうかという問題に入らせていただきます。

これは奥さんたちの切なる強い強い希望であります。現在使われているのは、もう薄うしてくさんも、すぐ破れてしまうと、少し厚手のものにできんやかのもと、金は少しぐらいは高くなってもいいと。近隣の市や町の実態を調査してもらって検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、可燃ごみの指定袋が多少破れやすいことは承知しておりますが、これは集められたごみをクリーンセンター内で中身を分散させる必要があるからでございます。

各家庭からのごみは、紙類やプラスチック類など燃えやすいもの、水分を含んで燃えにくい生ごみなどがあり、それらをそのまま焼却炉に入れると、激しく燃えて温度が上がり過ぎたり、水分が多くてくすぶったりと焼却温度が安定いたしません。そのため、集められたご

みはクリーンセンター内のごみピットでクレーンを使って攪拌し、ごみを均一にします。その際、ごみ袋が厚過ぎると破けず、中身を分散できなくなります。そのため、可燃ごみの袋は高密度ポリエチレンという若干裂けやすい材料で、厚さも0.025ミリメートルと薄くし、少しでもごみかさがふえないようにしております。同様の理由で近隣の大川市やみやま市、大木町も同じ材質、同じ厚さのごみ袋です。

このようなことから、指定ごみ袋の材質及び厚みにつきましては、現行の仕様を維持したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ごみ袋をつくっている会社が、今後いろいろ改善しながら、少し厚くなっても、温度が燃やすときに上がらないようにとか、そういうことを工夫、今後改善されることもあろうかと思えますから、よかったら、そういう情報を取り入れていただきまして、これからの検討課題にしてください。終わります。

次に、最後の問題に入ります。

結婚サポートセンターが閉鎖となつての問題に入らせてもらいます。

結婚サポートセンターが閉鎖となりまして、現在はどこの課が担当しているのか、まず伺います。

企画課長（池末勇人君）

矢ヶ部議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

平成22年度からスタートいたしました結婚サポートセンターなかだつあんにおきましては、翌23年度にみやま市が参加し、平成24年度には大牟田市が参加して、大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンターとして、結婚相談やパートナー紹介、マナー研修などを開催してまいりました。

設立当初は、自治体が設立していることで安心感もあり、登録者数やカップリング数も順調に伸びてきましたが、近年は新たな会員数が少なくなり、イベントの減少などマンネリ化により、相談件数、お見合いの件数などの減少が目立ってきました。そこで、3市で協議をした結果、センターが一定の役割を終えたという結論に達しまして、ことし3月31日をもって閉鎖をしたところでございます。

現在、どこが担当しているかということでございますけれども、これまでも各市が独自で開催をしてきました婚活イベントなどの出会い応援事業を引き続き企画課のほうで実施しております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりこの結婚サポートセンターが閉鎖されたということで、市民の皆さんは、これが

らは柳川市は積極的なサポート、つまり援助は続けないのではなかろうかという疑問を持っておられます。その点についてお答えください。

企画課長（池末勇人君）

お答えいたします。

本市といたしましても、結婚支援事業は有効な少子化対策と考えているところでございます。現在、出会い応援事業といたしまして男女の出会いを創出するイベント事業を開催しているところです。今年度、7月と12月に2回開催しております。7月はむつごろうランドのほうで開催いたしまして、ひまわり園やくもで網体験を取り入れまして、カップルが3組成立をしております。また、12月に開催いたしましたイベントでは川下りを取り入れまして、こちらも3組のカップルが成立しております。イベントでは、結婚後に柳川に住みたいと思っただけのように、柳川の特徴を生かしたイベント内容としているところです。

さらに、今年度からは新たに市内の企業、団体と連携を図りまして、市内で働く者同士の新たな出会いの機会や結婚を考える機会を設けることを検討しているところです。このことを通しまして、市内の企業、団体が結婚しやすい環境づくりの一助になればと考えております。

今後も引き続き多くの方々が結婚できるように支援を行っていきたいと考えているところです。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

平成22年から始められて、その翌年の平成23年にはみやま市と一緒にあって、その何年か後には大牟田市と一緒にあって、みやま市と柳川市と大牟田市がやってきましたということなんですが、これからもその柳川市、みやま市、大牟田市との横のつながりはどのように生かしていくのか、よかったら御答弁をお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えいたします。

大牟田・柳川・みやま結婚サポートセンター閉鎖後は、これまで培ってきました関係性を大切にして、相互の婚活イベントの情報交換や問題解決に向けた連携を図るため、大牟田・柳川・みやま結婚サポート連絡協議会という名称で、担当課長が一堂に集まりまして、各市が企画する婚活イベントやセミナーの実施について情報を共有したり、お互いが広報紙やホームページで参加者を募集し合うなどの連携を図っているところです。

このように、大牟田市とみやま市とは引き続き連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁で、ちょっと私、残念に思ったことがあります。市民から見えない企画課が担当しているということは、私はこれは噴飯物であると、残念ですが、言わざるを得ません。行政が最優先的に最重要課題として取り組むべきことは、いかにして人口をふやしていくのか、いかにして人口減に歯どめをかけるのかに、私はそれに限ると思います。こんなそんなで柳川市の未来はなかくて思うですよ。私の言い過ぎでしょうか。私はそげんは思いません。

重ねて言わせてもらいますが、人口減の歯どめ策として立ち上げたこの結婚サポートセンターであります。閉鎖となりまして、正直忍びない、正直むなしい。市民の代弁者として強く強く訴えまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 51 分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

令和元年12月11日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	13番	高田千壽輝
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2. 欠席議員

12番	荒木憲	18番	田中雅美
19番	伊藤法博		

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	袖	崎	朋	洋
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	平	田	敬	介
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	田	中	勝	裕
教	育	山	田	秀	太
部	長	田	島	雅	彦
兼	三	武	田	真	治
橋	庁	古	賀		洋
庁	舎	新	開	文	隆
舎	長	待	鳥		哲
長		木	下		隆
消	防	松	永		久
人	事	竜		晴	美
秘	書	乗	富	由	美
課	長	目	野	隆	子
総	務	松	藤	満	広
課	長	中	村	正	也
企	画	目	野	康	光
課	長				彦
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
市	民				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
都	市				
計	画				
課	長				
観	光				
課	長				
水	産				
振	興				
課	長				
図	書				
館	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
兼	庶	務	係	長					

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方 寿 光	1. 柳川駅前に「堀割を引き込む整備計画」について 2. 本市の「インバウンド誘客(戦略)」と施策は 3. 小中学生の「インターネットトラブル」への対策は 4. ひきこもり(学生、中高校)の実態と支援策は
2	13番 高 田 千 壽 輝	1. 8月末の水害や台風17号の被害 (1) 農業関係の被害状況について (2) 漁業関係の被害状況について 2. 民生児童委員について
3	4番 今 村 智 子	1. 柳川市外国人市民施策について 2. これからの図書館について (1) 学校図書館 (2) 市立図書館
4	20番 三小田 一 美	1. 東京オリンピックを前に、災害時の危機管理能力向上の取り組み 2. 住みよい街づくりを目指す方向は

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員17名で定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(樽見哲也君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番(緒方寿光君)(登壇)

皆さんおはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、早速一般質問を行います。

私の今回の質問は、大きく4点です。

まず1点目の質問は、柳川駅西口前に掘割を引き込む整備計画についてお尋ねをいたします。

昨日、執行部から説明がありましたが、今回の事業目的としては、駅から川下り乗り場や観光資源が集まる市街地への誘導、また、水郷柳川の風情ある空間を構成する二ツ川周辺の景観整備と歩行者の動線を確保することで、市街地へのまち歩き観光などの交流人口の増加を図るとともに、駅周辺でのにぎわいを創出し、水郷柳川らしい空間づくりを図っていくとされておりました。

また、この事業の効果として、成果といたしましては、駅をおりてすぐに掘割と舟が見えるなど観光資源を強調した柳川らしい空間が創出され、観光客にこれまでになかった新たな魅力を感じていただき、さらに、観光客から川下り乗り場がわからないといった意見に対し、わかりやすく誘導することができ、結論として、観光客の増加が期待できるというものであります。

昨日の一般質問でも議論が行われておりましたが、私は今回の整備において事業目的を達成させ、さらに、最少の経費で最大の成果を上げるためには、ハード面でのインフラの整備計画と同時に、この事業の整備全体における関係事業者や地元住民との協議のもとで運営計画などの両面がしっかりと練り上げられておくことが最も重要ではないかと考えております。

また、11月28日の建設経済常任委員会における議会報告会では、市民よりさまざまな意見をいただいておりますので、この意見交換会内容を入れまして質問をいたします。

2点目の質問は、インバウンド誘客の戦略と本市の施策について質問をいたします。

なぜ今回質問するのか。皆さん御存じのように、これまでふえ続けてきました外国人観光客の入り込み数にブレーキがかかっておりまして、ことしは昨年に比べ、入り込み客数が減少している中で、結果として昨年より観光消費額は減少することが予測されております。

本市として、このことに歯どめをかけるために、今何を行うのか。本市のインバウンドの現況と今後の訪日外国人旅行者の誘客に向けての施策をお聞きします。

3点目の質問は、小・中学校のインターネットトラブルについての対策についてです。

なぜ質問するのか。近年、ネットトラブルとして、ネットによる陰湿ないじめ、また、サイバー犯罪などでのトラブルに巻き込まれるなど、青少年のネットによる事件が社会問題となっています。また、本市の中学校でのネットトラブルの事例もあるようです。

そこで、市内の小・中学校の実態と本市の対策について質問をいたします。

4点目は、本市におけるひきこもりの実態と支援策の充実に向けての施策についてお聞きします。

なぜ質問するか。3年前の2016年9月に内閣府の調査結果において、学校や仕事に行かず、半年以上自宅に閉じこもっている15歳から39歳のひきこもりの人は全国で推計54万1,000人

と発表されました。また、ことし3月末には、40歳から60歳の、いわゆる中高年を中心とするひきこもりの人は全国で推計61万3,000人と発表されております。全国で110万人以上のひきこもりの人がいると推定されておまして、現在、社会問題ともなっております。

そこで、本市の現況とひきこもりの人への支援が現在どのように行われているのか、その施策と今後の方針について質問をいたします。

以上の4点が今回の私の質問です。

また、これから先の質問は自席より行います。議長の取り計らいをよろしく願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、西鉄柳川駅前に掘割を引き込む整備計画についてお尋ねをいたします。

昨日の質問と重複する点は、できるだけ割愛をさせていただきたいと思っております。

まず、私がお聞きしたいのは、ハード面で今回、二ツ川から西口までクレークを引き込まれるということですが、特に柳川市としましては水郷柳川として、これまでの歴史、当然ながら歴史的な風情もあるわけなんです、このクレークにつきまして、計画内容として当然、県のほうがクレークの引き込み工事はされるということなんです、単なるコンクリートの3面で固めるようなクレークではなくて、やはり環境、そして景観に配慮された、例えば石積み等々で整備するとか、そういう計画は当然必要じゃないかと考えております。ここの掘割の整備計画について、県とさまざまな協議がなされていると思っております、ここについて質問をさせていただきます。

都市計画課長（目野隆広君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅前に掘割を引き込む整備計画で、掘割の景観に関する御質問でございますけれども、今回整備を行います柳川駅周辺の整備区域につきましては、観光の玄関口であるため、特に柳川らしい空間づくりを行わなければならないと考えております。

このため、福岡県においては護岸の整備につきまして、議員御指摘のとおり、コンクリート護岸ではなく、自然石による石積み護岸の整備で検討を進めていただいております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

続いての質問なんですけれども、当然、そのクレークにおいては保全を考えておく必要があると思っております。今回新しく引き込まれる掘割につきましては、やはり水流をどう確保するのか、泥土の堆積をどう防ぐのか、そして臭気、夏のああいう季節においてにおいがしないようにだとか、そういうもろもろの計画が当然なされなければならないと思っております。

そして、例えば泥土を揚げる清掃等々をやるために、どういう形状にしていくのか。風情をこれから醸し出すということであれば、例えば城堀の水門のような、ちょうど入り口、そういうあり方であってもいいのではないかと私は考えているところでございますが、ここについて、当然、県と協議をされておると思っていますので、答弁をお願いしたいと思います。

都市計画課長（目野隆広君）

今回の新設掘割の整備において水流をどう確保するか、水がよどまない対策はという御質問でございますけれども、新設の掘割は奥が行きどまりとなっておりますので、緒方議員御指摘のとおり、流れがないと、よどみやにおいが発生しやすくなるため、駅前の雰囲気壊してしまうおそれがございます。

そこで、新設の掘割がよどまないような流れをつくるため、本流となる二ツ川から水を引き込むポンプを設置する方法など、水を循環させるさまざまな対策について検討を進めております。こうした対策の中から、より効果的で効率的な方法を選択し、議員御指摘のようなことが発生しないように進めてまいりたいと考えております。

次に、堀干しや泥土清掃、掘割清掃といった整備計画に関する御質問ですけれども、今回の整備では、柳川駅が観光の玄関口でありますことから、観光資源をより強調した柳川らしい空間を創出するように考えております。

柳川を訪れる観光客の皆様が一年中いつ来られても、柳川駅前に広がる掘割と、そこに浮かぶ舟を見ることができることで、より水郷柳川の魅力を実感していただけるものと考えております。

また、毎年実施しております城堀の落水期間におきましても、城堀水門から上流で川下りが運航されておりますこともあり、今回いただいた御意見につきましては、こうした空間の演出面、運営面のほか、堀干しのための河川工作物設置の可否、それから構造面など多面的に検討してまいりたいと考えております。

また、あわせまして、掘割の清掃につきましては、観光協会のほうで現在行われております。

さらに、新設の掘割の利用や運営方法につきましては、今後、関係者による協議を進めてまいります。

そこで、新設の掘割をきれいに保つために、これまでの清掃方法を含め、関係機関と協議を行い、効果的な方法を検討してまいります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

続いて質問しますけれども、今回、掘割の整備、そして西鉄の交流施設も今計画されているようですが、柳川市としては道路整備を約50,000千円を投じてやるということが、昨日、

答弁でありました。

私自身は今回のこの整備の中で 中でといいましょうか、この整備だけでは駅周辺の整備、ちょっともったいないのではないかと考える一人であります。どういうことかといいますと、やはり駅周辺の建物の景観を統一していくと。派手なネオン云々ということではなくて、例えば、仙北市の角館、黒基調で町家風に景観の統一がされています。そして、御存じのように、高山市も町並みの景観が整備されております。やはり黒基調で非常に落ちついた町並みが景観統一されています。

駅に来られたお客様、観光客の方々が川下りされる、それは当然いいことだと思いますけれども、やはりそういう町並みの中を散策して、あらゆるお店も利用していただくということが私は必要ではないかと考えておりますが、ここの周辺の建物の景観整備について市の考えがあるということであれば、ぜひこの場で教えていただきたいと思います。

都市計画課長（目野隆広君）

西口周辺の景観に関しての御質問でございますけれども、今回の整備区域に隣接します周辺の建物を含めて景観の統一ができますと、さらに駅周辺の魅力が向上するものと考えております。

そこで、市民ワークショップ等を通して周辺景観のあり方や対策などについても、地域住民の皆様や関係者の方々と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひそこも含めて協議を重ねていただきたいと思います。今回、非常にいいチャンスだと私は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、11月末に開きました常任委員会での議会報告会の折に、商店街の店主の方だったと思ひますが、こういう声がありました。西口周辺は現在においても大変暗くて非常に怖いといった負のイメージがありますよという意見が出されました。

そして、今回の整備において、今、西口にあります交番の移設と申しましようか、移動と申しましようか、そのことが考えられているということではありますが、できる限り観光客の方が安心して安全にそこの駅周辺を楽しんでいただくという意味では、この交番は非常に重要ではないかと考えております。

当然のことながら、できる限り警察官が常駐していただく、そういう交番が必要ではないかと考えておりますが、当然、県との協議が必要だと思いますけれども、ここについてお考えがあれば、ぜひ示していただきたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

緒方議員の御質問にお答えします。

移設後の駅前交番への常駐をという御質問でございますが、今でも、あそこは交番であり

ますので、24時間交代で警察官が詰めておられます。

ただ、改めて常駐をという御質問でしたので、柳川警察署のほうにもお尋ねをしましたので、その回答を今から申し上げたいと思います。

県警察においても、多くの県民の皆様が警察官には交番に常駐してほしいとの要望と、管内パトロールを行い、制服姿を見せてほしいとの要望が多く寄せられていることは承知をしております。県警として県民の皆様の要望に応えられるよう勤務の計画は立てていますが、事件・事故など突発事案に対処することもあり その場合、出ていくことがあるということだと思いますが、常駐が困難な現状にもあります。今後も県民の皆様の要望に応えられるよう、警察活動に努めてまいりますという回答でございました。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ安心・安全に観光客の方が楽しんでいただけるように、この交番については、さらに充実をしていただくという要望をきちっと県のほうに上げていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

次に、今回、掘割整備、道路整備がなされるわけなんですけど、現在、西口のロータリーにおいて、やはりまだ支障がある点がかなりあると私は感じております。

以前の一般質問の折にも質問させていただいたと思いますけれども、今現在のマイカーの待機場と申しましょうか、待機スペースと申しましょうか、ここについて、やっぱり何がしの改善が必要じゃないかと思うわけでありまして。

具体的には、マイカースペースの一番後ろのスペースがありますが、そこの縁石が丸みがかかっていて、利用される方がスペースにきちっと入らずに、やはり斜め駐車をされるという状況が頻繁に見られるわけです。斜め駐車されることによって、後ろの車もロータリーの中に入っていけないと。そして、ロータリーに入らずに手前のロータリーに入る前の道路で、やはりかなりの駐車がなされていると。もう一点は、ロータリーの先の、今、塾、全教研さんがあると思いますけれども、そこの前に駐車される方も結構多いんですね。そういった意味では、今回の掘割の整備、そして道路整備にとどまらず、やはりここは再度、ここについての整備が必要ではないかと考えております。

それともう一点は、身体障害者の方々が乗降されるスペースがあると思いますけれども、ここもまだ屋根もついておりません。雨でそのままぬれるような状態で、非常に使いづらいという声もいただいております。

それともう一点は、特に柳川市の駐輪場東口に入っていく道路の、非常に中途半端でちょっと使いづらいという声もいただいておりますので、ここも含めまして、今後、全体整備が必要ではないのかなと考えておりますが、ここについて、関連ですけれども、質問させていただきますが、具体案があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

都市計画課長（目野隆広君）

今後の駅西口全体の道路整備等に関する御質問でございますが、今回の整備にあわせて、バス、タクシー乗降場への通路屋根及び身障者乗降場屋根の設置を計画しております。

また、現在の西口ロータリーの交通検証を目的としまして、本年10月30日に東西駅前広場のビデオ撮影によります現地調査を実施しております。時間は午前6時から午前9時の3時間、午後5時から午後8時の3時間で実施しております。実際の車の動きや状況を確認しながら、マイカー送迎の集中による駅前広場の交通阻害、それから、駅前広場に関係のない通過交通の流入等の問題につきまして、現在、改善の方策を検討しており、今後、今回の整備とあわせて対応してまいりたいと考えております。

そのほか、送迎がしやすく、有明海沿岸道路からの接続性のよい柳川駅東口及び東口駐車場の利用を促すパンフレット等での周知を、以前より時期を見計らい実施しておりますが、今後も取り組みを継続してまいります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ぜひ今回の整備とあわせて、ここについても改善をしていただきたいと強くお願いしたいと思います。

次に、これまでの質問の流れの中で最も大事な質問になると思いますけれども、市民の方々から関係事業者、今回の掘割の整備に当たる周辺の住民の方々、商店街の方、あらゆる関係の事業者のほうから、昨日、整備期間が令和2年度から6年度と言われましたかね、そういう中において、ハード整備を行うその前に、やはり協議をしっかりと重ねて、結論を出すぐらいの運営計画等々を含めて、協議を本当にこの年度の中でしっかりと重ねて、どういう運営をしていくのかというようなことも含めて、先ほどの建物の景観も含めて、ロータリー全般的なことも含めまして、やはり協議をもっとしっかりとやるべきじゃないのかと。ハード整備に入る前にそれを行うべきじゃないかというような強い御意見を、昨日、一般質問の後に何件かいただいておりますので、ここについての協議のタイムスケジュールと申しましょうか、ここをぜひ明確にさせていただきたいと思います。着工前ですね。お願いします。

都市計画課長（目野隆広君）

地域住民や関係者への説明、協議を行うためのタイムスケジュール等についてお答えいたします。

まず、前回の駅前整備では、整備内容や整備後の施設の利活用方法に市民意見を反映させるとともに、実際の活用に向けた検討を行うため、利活用市民ワークショップを平成24年から平成28年度までに計15回開催しており、その中でいただいた意見を設計に反映しております。また、ワークショップに参加されていた市民の中から独自にイベントを実施する方々が

出ており、現在も継続して活動をされております。

議員おっしゃられるとおり、今回の整備でも地域住民や関係者など多くの方に呼びかけを行い、引き続きこのワークショップを開催し、整備面やにぎわいづくりに向けた利用面、活用面の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、時期につきましては、現在、福岡県、西日本鉄道株式会社と内容について詰めを行っておりますので、早ければ年明けぐらいからワークショップのほうの開催を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この協議については、やはり充実をしっかりとさせていただいて、やっぱり回数も重ねて、地域住民の方、そして近隣の行政区代表の方々、各事業者の方々と膝を突き合わせて具体的なものを協議していただきたいと、そう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、昨日、お二人の議員が質問されてありましたけれども、やはり川下り業者、6社あるということだったんですが、この川下り業者の方々との協議と申しましょうか、ここもしっかりハード整備を着工する前に、当然のことながら、私は協議を重ねて結論を出すというぐらいの姿勢で取り組んでいただきたいと考えております。

それはなぜかと申しますと、当然、この業者間、さまざまな賃金の問題だとか、それぞれ船頭さんの問題も抱えられておるところもありますし、今回、駅前から川下りの舟を出すということであれば、水上タクシーみたいな機能もどうするのかとか、各施設におろしていただくとか、今回の目的は、どちらかといえば、そういうまちづくりのためにこの整備を一つやるという目的、そして観光客をふやすためにという成果もありますけれども、やはりにぎわいを醸し出すと。

一言で私が言うと失礼ですけども、やはり経済効果も上げていくと、消費額も観光のお客さんにこれまで以上に消費もしていただくというような対策をきちんと協議した上で、それなら川下り事業者さんとどういふ協議をしていくのかということが非常に課題になっていると思ひます。

そういった意味では、この川下り業者との会議をこれから開くということで、きのう観光課長からもお話がありましたけれども、ここについてタイムスケジュール等々、どういふ協議をいつまでにどんなふうな形でやっていくのか、ここについてぜひ答弁をいただきたいと思ひますが、お願ひします。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

今回の駅西口への掘割を引き込む整備計画に関しまして、観光客の入り込み数や観光消費

額の目標値について検討しているところでございますが、引き込む掘割や西鉄のにぎわい交流施設の詳細が今後決まっていくというふうに思います。

観光課といたしましても、現在策定しております令和元年から10カ年の第2次観光振興計画では、短期、中期、長期の取り組み計画を定めています。PDCAサイクルを回しながら、中期、長期計画の見直しの中で目標値を見直していきたいと考えているところです。

具体的には、短期計画が終わる令和3年末までに目標値の設定を定めたいというふうに考えておりまして、このことも川下り業者の代表者会議につきましては、第1回目を10月4日、これは8月28日の延期の分が10月4日になったためでございます。実際、このときに整備計画の内容を説明しております。2回目が11月25日、ちょうど白秋祭が終わったので、白秋祭の反省の内容がすごく多かったもので、そのことが主な議題になったところでございます。第3回目を1月27日ということで、ちょっと12月は日程がとれなくてですね。そういうことで毎月、まずは川下り業者の長年のいろんな思いがございます。そういうのを一つ一つひもときながら、そして川下りのあり方を含めて、駅前の整備計画、どうやっていこうかということも含めて協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけれども、課長の言われる趣旨はよくわかります。確かに理解はできます。しかしながら、先日の答弁にもあったと思いますけれども、既に駅前に何か10そう浮かべるぐらいのスペースも考えると、いろんな話が出ておりました。

そして、例えば、11月末の議会報告会の中では、さまざまな声が出てきまして、そのまま読みますけれども、ある商店街の方だと思いますけれども、よかもん館、先行投資したと。連携、つながりが必要だと。単独ではよさが出ない。全体像は。それに我々は向かっていくと。我々は観光の流れをつかんでいない。方向性と自分たちがやっていくのが間違っていれば意味がない。やはりビジョンを示してほしいとかですね、やはりこういう切実な意見が出ているわけであります。

そういった中において、やはり川下りを実際にやる、今回、駅前から川下りをできるような整備後どういう運用をしていくのか。例えば、古文書館だとか、あらゆる施設の前にとめて乗降、乗りおりできるようにするのかだとか、昨日、佐々木議員から質問があったと思いますけれども、よかもん館の裏から乗下船できるようにすれば、本来、よかもん館ももっとにぎわいも出るわけですし、消費額も上がっていくわけですから、ここも含めて、やはり協議を真剣に膝を突き合わせてやるのが大事なんじゃないでしょうか。

10年の振興計画があるので、その中でやりますとか、そういうことではなくて、やはり実際、来年度から整備計画が始まるわけですから、その協議を川下り業者の方々と一緒に、その一つの課題も含めまして、それならどうするのかというようなことも含めまして、運用

計画も含めて、やっぱり川下りの事業者さんが当然中心になるわけですから、そういうことも結論を出していくというような姿勢が大事なんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。成清部長、何かありましたら教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

川下り業者の統合といいますか、いろんな課題解決に向けた協議についてですけれども、先ほど課長が申し上げましたけれども、10月から基本的には毎月1回、定期的に協議を行っていくということにしております。

10年の観光振興計画を立てております。短期、中期、長期でそれぞれ政策事業を掲げております。それぞれに短期の結果を受けて、また中期の見直しを行っていくとか、そういうことも考えているところでございます。やはり観光面において川下りの乗船場を整備することについては、西鉄電車に乗って観光に来られた皆さんがストレスなく川下りできるということ、また、観光資源、商店街へのまち歩きの誘導を目的にできるわけでございます。御花、白秋生家、戸島邸、市内の主要な観光施設の割引などを含んだ乗船券の販売、舟上で食事を楽しんでもらうサービスなど、いろんな付加価値を検討して観光客を呼び込むということも今後いろいろ検討ができるわけでございます。

今回の整備を契機に、駅前のにぎわい空間、特に駅前が明るくにぎわいができるという空間を創出することで観光の拠点となりまして、人が集い、観光、川下りを楽しんでもらった後の滞在時間の延長、集客の向上に向けたさまざまな施策を検討していきたいというふうに思っておりますので、まずは新規の観光客の獲得、またリピーターの増加につながるような施策の展開を今後さまざまな川下り業者さんを初め、いろんな方々と協議を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。成清部長におかれましては議会報告会にも参加をさせていただいて、さまざまな声も聞いていただいて一番御理解をいただいていると思っておりますので、ぜひ3月末までに、できる限りの協議を詰めていただいて、いい結論が出るように努力をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

あともう一件は、これまで質問でも私は何回も言ってきましたけれども、やはり柳川市独自で周遊券と申しましょうか、要は川下りだけではなくて、やはり白秋生家だとか、戸島邸、いろんな施設ありますけれども、そういう柳川市独自での周遊券を今回企画して発売すべきだと思っております。

なぜか。それは、御存じのように消費額をやはり上げていただく、滞在時間をふやしていただく、そういった意味でも柳川独自の周遊券は必要だと思いますけれども、この件について考えがあれば、ぜひ教えていただけないか。

観光課長（松藤満也君）

議員が提案されております川下りを終えた後のお客様の市内への周遊でございます。

現在、それぞれの川下り業者さんがマイクロバスで駅までの送迎をされております。非常に無駄なところもございます。できれば統合して、沖端から観光地をめぐって駅まで戻るような、そういうコースの設定ができないか、そういうことも含めて川下り代表者会議の中で議論を進めていきたいというふうに思っております。

16番（緒方寿光君）

ぜひ協議の中で、さまざまな市としての考え方もやはり申し述べられてですね、皆さんどういった協力をしてくださいというようなことも大事だと思うんですよ。ぜひそういう協議の中でさまざまな議論をしていただいて、いい結論を出していただきたいと考えております。

最後に、この掘割を引き込む整備計画についての今後の方針と見解を市長にぜひお願いしたいと思っておりますが。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えいたしたいと思えます。

昨日から、佐々木議員、矢ヶ部議員から御質問がありました。それを含めまして、全体的な考え方を述べてまいりたいと思えます。

今、冒頭、緒方議員のほうから、この事業については大きなチャンスではあるということで、私も観光の面については大きなチャンスであるし、生かすも殺すも、やっぱり行政が主になってしなければならないというふうに思っております。

9月5日に公表いたしました今回の整備で、観光地の駅前として柳川らしい空間づくりがいよいよスタートするわけです。改札口を出て駅をおりたら、そこは東洋のベニスだったと。掘割と舟のある風景が、市民、観光客にも喜んでいただけるような空間が駅前に出現をするわけであります。

また、調べた限りではありますけれども、世界のどこの国を見ても駅前にこうした風景、光景があるところはないと自慢ができるというふうに私は思っております。こうした特徴を生かすとともに、観光地である長所を伸ばすための施策を講じながら地域の活性化を図っていかねばならないと考えております。

しかしながら、この事業を成功させるためには、きのうからきょう、昨日も、今質問があつていますように、今回の事業については地域の皆様方の協力、そして当事者であります川下り業者、またいろんな形の議会の皆様の協力、御理解が不可欠であるというふうに思っております。観光地としてのさらなる魅力向上と市民が誇れる施設の整備を着実に進めてまいりますので、今後とも議員の皆様方の御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

繰り返しますけれども、今回、大きな起点でもあるし、チャンスであると思えます。その

チャンスをやっぱり生かすのも、行政も主になって頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございました。ぜひ最大の成果が出るように、よろしくお願いいたしますと思っております。

次に、インバウンドの本市としての戦略について聞かせていただきたいと思います。

これまで外国人観光客、2年前は24万人でしたでしょうか、相当伸びたと。しかしながら、昨年から1万2,000人ほどでしたかね、減少して、ことしは、当然、中国、韓国の観光客が激減しております。九州全体がそうなんですけれども。

そういう中で、当然、柳川市の外国人観光客は物すごく減っていると思うんですね。現状において、この実態をどう把握されて、今後、何をどうしていくのか、このインバウンドの減少、消費額も含めて減少していると思いますので、その見解をありましたら教えていただけないでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

観光動態調査は翌年の6月に発表しているということで、ことしの状況については来年6月に数字が出てくるというふうに思っております。

国際観光の振興を図ることを目的にしたJNTOという団体がございます。10月の推計値は5.5%減と、これは外国人です。特に、韓国は65.5%減ということで前年を大きく下回る状況になっております。

本市においても聞き取りを行っておりますけれども、韓国の団体が激減と。小グループの方々も前年並みの状況でございます。韓国全体としては半数以下の状況でございます。

韓国以外の国においては、前年並みの状況で推移、若干微増の状況で推移しておりますけれども、韓国の減少が全体の数字に影響するものというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そういう状況を聞かせていただいて私が感じるのは、やはりこれから先は中国、韓国だけにこだわらずに、今、ASEANですかね、東南アジア、特にやはり柳川市としてはタイ、ここに非常に10月だったと思いますけれども、柳川高校の附属中学校の副理事長が観光大使に就任をされておると思いますが、やはりこういう人間関係を大事にされながら、タイとの交流を今以上に図って行って、タイからの誘客も推進をしていくというような姿勢が私は今求められていると思います。

当然、欧米豪の誘客も考える必要があると思いますけれども、まだまだ九州には少ない状況の中で、まずは、やはりタイ、そして、これまで台湾とも積極的な交流を行ってこれたと思いますのでね、ここを中心にやはりしっかり絞っていくべきじゃないかと考えておりま

すが、市長のほうで何か施策がありましたら教えていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

先日、タイのチャオさんに観光大使になっていただきました。チャオさんそのものは、柳川高校の地元の役員でもありますし、そして旅行会社を経営してあるということで、今回の委嘱状のときにはタイのテレビ中継が入りまして、それが全国放送になったということを知っております。

そういうことで、日本のよさ、またタイの人たちが、柳川高校がこれから附属タイ中学校が、たくさんの皆さんが今応募しておりますので、それが柳川に留学生として来ていただくと、そのことについては市を挙げて取り組んでいきたい。台湾についても市を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

そしてまた、最近では柳川高校の留学生のほうからタイ語版のパンフレット作成をいたしました。このパンフレットを活用して、来月にはバンコクで開催をされます旅行博に参加し、プロモーション活動を行います。今後は、ナコンシータマラートというのは柳川高校の附属中があるところの県ですけれども、県との交流も活発になることが期待をされますので、この旅行博にあわせて職員を派遣することにいたしております。

また、リピート率が高い台湾につきましても、福岡県や福岡市などと連携をいたしまして、引き続きプロモーション活動を行う予定にいたしております。

ほかの国につきましても、ことし3月に10カ年計画として策定をいたしました第2次柳川市観光振興計画でターゲットとしている東南アジア、東アジアを中心に福岡空港とタイやマレーシアなど東南アジアを結ぶLCCの就航をきっかけに観光客が増加している状況であります。引き続きプロモーション活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

このインバウンド、外国人誘客については、さまざまな質問、提案を出してありましたけれども、時間の都合もありますので、このインバウンドについては1点だけお聞きしますけれども、今、プラットフォーム化とよく言われるんですが、誘客、物販、交流を一体的に促進するプラットフォームが大事だと言われるわけなんです、このプラットフォームとは具体的にどういうことなのか、そして、この柳川市もプラットフォーム化に向けて今進んであると思いますけれども、ちょっと私自身よくわかりませんのでね、簡単に結構ですので、具体的に何か答弁がありましたら、柳川市の方針がこの件でありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

プラットフォームの件について申し上げます。

第2次観光振興計画では、地域の推進力を支える組織として観光プラットフォームの構築を目指すこととしております。

現在、福岡県の支援をいただき、県の観光政策課、県の観光連盟、株式会社JTB、観光協会と組織構築に向けた協議を行っています。

観光プラットフォームは、地域の観光資源の分析、観光動向を把握し、地域の魅力を最大限に生かす観光地づくりに努めるとともに、国、県はもとより、農漁業、飲食業、商工団体など幅広い産業団体と地域住民との連携を進め、観光基盤づくりを行う組織であると同時に、マーケティング機能、コーディネート機能、ランドオペレーション機能を持つ組織を目指すものであります。

この観光プラットフォームは、国が進めるDMOに直結する組織です。DMOは国への登録が必要になりますが、機能を満たす組織づくりを進めながら令和2年度末のDMO登録に向けた取り組みを進めたいと思っております。

来年度から地域に入っていったって、取り組みを精力的に進めていきますので、議会の皆様におかれましても御理解、御協力をよろしく願いしておきます。

以上です。

市長（金子健次君）

先ほどの答弁で肝心なことを言い忘れておりましたので、少しでもお話をしておきたいと思っております。

年明けに中国映画の撮影が始まります。中国出身でカンヌ映画祭で入賞されました経験をお持ちのチャン監督の作品であります。タイトルは「柳川」です。漢字2文字で、映画のタイトルが「柳川」です。柳川が海外映画のタイトルになること自体、素晴らしいことだと私は思っております。

大河ドラマに匹敵するほどの効果が期待できるかもしれませんというふうに、また関係者がそういうふうに言っております。中国を中心として世界中から観光客が訪れることを期待しております。柳川のほうで1カ月ぐらい、こちらのほうで撮影をされるということでございますので、大変期待をしていいかなというふうに思っております。

そういうことで、大河の前に、そういう大きな映画が成功すれば、また柳川にたくさんおいでになるかなというふうに思っています。

ちょっと言い忘れましたので、つけ加えさせていただきました。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。

そして、松藤課長から最後のほうに話をいただいておりますけれども、やはり今回の第2次観光振興計画については、あらゆる意見をいただいております。余りにも抽象的過ぎないかとか、余りにも10年間というスパンが長過ぎないかとか、そういう声が前回の、この前、

11月末に行いました意見交換会の交換の場でも、具体的に何をするのかを、やはり優先順位をつけてやるべきじゃないのかと。絞ってですね。あれもこれもそれもということではなくて、柳川としてどういうことをやる必要があるのかというものを絞ってほしいというような声もありましたので、最後に申されたように、やはり観光にかかわる事業者の方々はもちろんのことですが、農業者とか、漁業者の方とか、当然グリーンツーリズムの関係にもなってくるんでしょけれども、やはりさまざまな市民の人の意見を聞いて、現場にやはり入り込んでいって、最終的にこの計画を、今、骨組みの計画ですから、肉づけをどうするのかということで、やはり出向いていってでも協議をすべきだと思うんですよ。そういう意見が議会報告会では相当多かったと。我々も大変勉強不足で答えられなかった点多々ありましたけれども、それが今の課題だと思しますので、ここはやはり地域、現場にどんどん入って行って、この計画を具体的に短期に練り上げていくということが、今、柳川に求められている滞在型の観光、消費額もふやしていただく、時間も長く滞在していただくということにつながると思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

残り時間11分となりましたので、次の質問に移ります。

小・中学生のインターネットトラブルの対策について質問をさせていただきます。

先日、市内の中学校におきまして、保護者の方が行事で撮影された子供や友達の写真がネットで広がって、インターネットの使用法としてどうなのかと、今後のことを大変危惧していますと、心配していますというような保護者の方々を含めて、さまざまな市民の方からの意見が私にありました。

実際に、ネットが入ってから、これまでなんですけれども、やはり市内の小・中学生においてもネットトラブルがあったという児童もいますのでね、ここをどうやっていくのかですね。今、携帯電話、スマホを所持している学生も相当多いし、今現在は柳川市では学校への持ち込みは原則として禁止ということではありますが、まずは現況と実態を把握されてあるとすれば、教えていただきたいと思ひます。

学校教育課長（古賀 洋君）

緒方議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のお話にもございましたけれども、ネットトラブルにつきましては、新聞、テレビ等で報道されているところがございますが、本市の状況も同様の傾向があるということは間違いございません。

本市では、毎月、指導上の諸課題に関する実態調査、各学校が実施するいじめアンケートなどで各小・中学校から報告を受けておりますが、学校のトラブルについては、その中で報告を受けております。

実際にはオンラインゲーム、それからLINEなどのSNS、こういったトラブルが中学校の中では発生しているということ把握しております。

各学校については、こういった把握した事案につきましては、児童・生徒、保護者を交えた教育相談など素早い対応を心がけているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

携帯電話等々の実態、これは全国的な調査で内閣府の調査なんですけれども、大体、小学生で約3割、中学生6割が使用しているということが明らかになっておりますし、そのうちメールを利用しているのは小学生で8割、中学生9割、96%となっていますので、相当所持、そして使用率、メール等々の使用が多いなという中で、要は柳川市として今後どういう対策を打っていくのかということを知りたいと思います。

特に文部科学省では、10年前の2009年の段階では各小・中学校にはスマホ持ち込み原則禁止ということだったと思いますけれども、ことし2月において、その通知を見直すと、原則持ち込み禁止を見直すというような検討も始められております。果たして持ち込みができることになった場合にどうするのかと。やはり私はこの柳川市内において、きちっとした教育委員会なら教育委員会の指針のもとにルールをぴしっと決めていく必要があるんじゃないかと思っております。

そして、保護者に対してどういうネットトラブルに対してのネットセーフティーと申しましょうかね、安全対策をどう周知していくのか。当然、携帯電話を子供に持たせるということは、原則論としてはやはり保護者に私は責任があると思いますので、そういうことも今後、講演会やさまざまな研修を含めまして、学校でそういうものが必要ではないかと思いますが、教育委員会の指針やそれぞれ今後ネットトラブルへの対策、本市としてどうされるのか、教えていただきたいと思っております。

学校教育課長（古賀 洋君）

本市の指針、指導ということでございますけれども、子どもたちのネットトラブル等の発生の未然防止を目的といたしまして、児童・生徒の携帯電話等の利用に関する指針を小・中学校とPTA連合会で協議を重ねまして作成をいたしております。

この指針を簡単に紹介いたしますと、小・中学生に携帯電話、スマートフォンは基本的には持たせない。家庭の事情でやむを得ず持たせる場合は、親の責任のもとで持たせるということを基本とさせていただいております。

また、ネット使用時のモラル教育、インターネットセーフティーに関しましては、児童・生徒に対しましては、教育課程の中で小学校では道徳の授業や学級活動、中学校では技術・家庭等の授業においてもそういった教育を行っているところでございます。

また、保護者へのネット使用に対する、こういった安全対策の伝達、啓発ということでございますが、こうしたネットによるトラブルの背景にありますのは、やはり親がリスクというものを考えずに子供に携帯電話を与えてしまうということが指摘をされておることござ

います。

現代において、子供にスマホ、携帯電話を持たせるということは、安全・安心の面から必要と考えられる部分もございます。しかしながら、保護者が子供に持たせるということに当たっては、保護者がきちんと子供とルール決めを行って、保護者の管理のもとで使用するということが一番重要であるというふうに私どもは考えております。

このため、まず、児童・生徒に指導するのはもちろんのこと、保護者に対しましても、こうしたネットトラブルの危険性について意識啓発を図っていくことが一番重要であるというふうに考えています。

学校で行われております家庭教育講演会等の講演会でネットトラブル等の危険性をお伝えするほか、先ほど御紹介しました指針の徹底を図るため、各家庭への保護者だより等を通じて、地味な取り組みではございますが、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私自身は3つ大事なことがあると思うんですね。やはり学校には携帯電話、スマホは原則持ち込まないということが1つと、先ほど課長から話がありました、徹底してルールづくりをどうするのかと。やはりきちっとルールを策定すること。それともう一つは、保護者に対してのネットセーフティーだとか、そういう対策を、管理も含めまして、どう周知していくのか、この3つがやはり大事じゃないかと考えております。

このネットトラブル、ネットセーフティーに対して、教育長の見解をお持ちであれば、ぜひ聞かせていただきたいと考えます。お願いします。

教育長（沖 毅君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

学校へのスマートフォンの持ち込みに対する見解と今後の方針ということでございますが、学校にスマートフォンを持ち込むというのは緩和するというふうな大きな流れがございます。今、議員もおっしゃったとおり、文科省においては、ことし2月に持ち込みを原則禁止とする通知を見直すと。また、ある都道府県においてはガイドラインを作成して持ち込みを認めるというふうな方針も出ているところでございます。

私も今の時代、スマートフォン等を所有することは、ある程度仕方ないというふうに思っております。しかしながら、今答弁いたしましたように、持たせるに当たっては保護者がしっかり管理し、保護者の責任で持たせることが大事であるというふうに考えております。

私は現段階では小・中学生に学校内にスマートフォン等を持ち込ませるのは、まだまだ問題点があるというふうに考えております。確かに現在もある一定の条件下で、学校長の判断で持ち込みを認めているというケースがございます。これを現段階では継続していくという

考えてございます。

このため、繰り返しになりますが、議員が言われるとおり、児童・生徒はもちろんのこと、保護者に対してネットセキュリティーに対する意識啓発を図っていくことが非常に重要であるというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

最後のひきこもりの支援について、これまでさまざまな議論を執行部の方ともやってきましたけれども、今回、時間の都合上、次の議会等々で質問をさせていただきたいと御了承いただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。13番高田千壽輝です。議長のお許しを得て、通告に従って質問いたします。

ことしも残り20日間となりました。この一年を振り返ると、年号が平成から令和となり、それに伴い即位の礼の関連の儀礼も無事滞りなく終わることができました。

さきの一般質問の冒頭に、令和の時代には災害がないことを願いますと私は申しましたが、残念ながらことしも全国各地に水害、台風の被害が起きました。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げ、早期の復興・復旧作業が終われることを願っております。

ことしの流行語大賞は、国民に勇気と感動を与えたラグビー日本代表の「ONE TEAM」という言葉に決まり、早速、いろんな人が「ONE TEAM」という言葉を使って、いろんなことを言っておられます。

また、来年、2020年に開催される東京オリンピックのメインスタジアムの新国立競技場が完成しましたが、オリンピック後の維持費が年間約25億円かかることも発表されております。今後、どう利用されるかが問題になり、民間に運営を任ずという案もありましたが、この年間約25億円というお金の問題で、民間で手を挙げるところはないように思われます。

建設前いろんな問題があったこの新国立競技場でありますけど、建設時に「レガシーにな

る場所」と言っておられましたが、今のままでは負の遺産にならないことを願っております。

柳川市においても、新しい施設が来年になったらオープンされます。利用計画はもちろん、どんどん使ってもらって、なるべく利用度が上がり、維持費だけが高くないようお願いいたします。

また、2人の議員が申し上げましたが、アフガニスタンで長年、人道支援をされていた中村哲医師の御冥福を心からお祈りいたします。

今回の質問は、8月末の水害と台風17号での被害状況と民生・児童委員の2点について質問いたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

13番（高田千壽輝君）続

最初の質問は、8月末の災害と台風17号での被害状況であります。

いろんなところに被害を及ぼしておると思いますけど、特に柳川市の主幹産業であります農業と漁業に特化して質問していきたいと思っております。

では初めに、農業関係といたしまして、農業施設の被害状況はどうなっておりますか、お聞きいたします。

農政課長（木下 隆君）

高田議員の御質問にお答えします。

8月末の大雨による被害から申し上げます。大豆が冠水した生育不良による被害額208,000千円、イチゴ苗の浸水による被害1,000千円、アスパラガスの浸水による被害400千円、合計209,400千円でございます。

次に、台風17号による被害は、農作物においては、イチゴの苗、リーフレタス、オクラ、ナス、イチジク、アスパラガス、水稻、大豆が被害を受け、被害額は657,370千円です。園芸施設では、ナスの施設ハウスで全壊が3棟、ビニール破損が100棟、トマトのパイプハウスでビニール破損が4棟、アスパラガスのパイプハウスでビニール破損が40棟、牛舎の屋根の一部飛散が1棟、堆肥舎の全壊が1棟となっております。被害金額は合計13,680千円となっております。台風17号による被害は、農作物と施設を合わせまして671,060千円でございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

かなりの金額で、670,000千円ぐらいの総被害があっているように思われます。

農家の方たちにお聞きしますと、ことしの米と大豆の粒が昨年と比較して小さいとよく言われております。これが直接、水害と台風の影響かわかりませんが、実際はどうか。また、台風による塩害の被害はどうなっておりますか。

農政課長（木下 隆君）

J A 柳川にお尋ねしましたところ、議員おっしゃるとおり、米、大豆ともに収量については減収となっているところがございます。詳細については、ただいま集計中とのことで把握できておりません。また、品質についても、水稻で乳白米が多く、大豆については、粒が小粒で扁平している粒が多く、昨年と比較して品質の低下が見受けられるという状況でございます。

塩害についてでございますが、今回の台風17号は雨を伴わない風台風だったために、有明海から巻き上げられた海水が希釈されることなく、直接農作物に降ったことによる被害となっています。特に、有明海沿岸部の水稻と大豆に深刻な被害が確認されており、とりわけ大豆については、生育不良により収穫を断念され、栽培半ばでやむなくすき込まれた農家もございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

かなりの金額ですね。これだけの被害があったら農家さんたちも大変だと思いますけど、この減収による共済保険などの補填はあるのでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

保険の補填についてでございますが、農業共済福岡の補償対象となる項目に風水害が入っており、塩害による減収にも保険金が支払われるということでございます。

なお、11月19日に金子市長から福岡県農業共済組合に対し、農作物の収量減や病虫害の被害などのさまざまな被害状況を報告し、今後の適切な損害評価や共済金の早期支払いなどの要望を行ってもらっております。共済組合からは水稻共済金については、12月25日の年内支払いを行うこと、また、大豆についても可能な限り早目の対応を行ってもらい、そのほかの項目についても前向きに行ってもらうことを約束していただいているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

福岡県農業共済組合というところに多分皆さん保険を掛けてあると思いますけど、ほとんどの方がこれは加入してあるんですか。それとも個人でばらばらで加入してあるんですか。

農政課長（木下 隆君）

この加入については、法人についてはかなりの確率で加入をしてあると思いますが、個人の方については個人の意思で加入をされていると聞いております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

だったら、加入していないところにはこの補填は全然できないということになりますよね。今まではこういう被害がなかったからよかったものの、こうやって被害があった場合は本当

に生活苦になりますので、掛金が幾らかかるかわかりませんが、なるべく加入していただくような制度をとっていただきたいと思っておりますけど、個人の加入率はわかりませんか。

農政課長（木下 隆君）

個人の加入率については、今のところ把握しておりません。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

それから、塩害は有明海沿岸部だと思いますけど、塩害の影響がないところであっても、柳川市内全体的に製品の品質の低下は見られるものでしょうか。その辺はどうですか。

農政課長（木下 隆君）

水稻や大豆の被害は市内全域で見受けられる状況でございます。特に、有明海沿岸部において深刻な被害状況となっておりますが、先日、農業共済のほうから御連絡いただいたところによりますと、水稻の共済金が96,000千円ほど年内の25日に支払われるという報告を受けております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

全体的な被害は今調査中ということでありましたけど、私がちょっと聞いた人たちによると、例年、1反につき8俵とれていたと。それがことしは粒が小さいから6俵ぐらいしかとれなかったというお話も聞いておりますので、柳川市全体にそういう影響があるといったら、かなりの影響があると思いますので、確実に被害状況が把握できたらお知らせをお願いいたします。

一番の原因として、大雨により水田が長時間冠水したことも原因にあるかと思っておりますけど、柳川市内の水田で長時間冠水した地区と、どれぐらいの時間帯冠水していたか、わかりましたらお願いいたします。

水路課長（松永 久君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

水田で一番長く冠水した地区と時間はということでございます。水田で一番長く冠水した地区としては、矢ヶ部地区であったかと思っております。時間としては、28日午前3時ごろから降り出した雨によりまして徐々に水位が上昇しまして、午前9時ごろに冠水しております。冠水解消は、その日の午後6時ごろでございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

このことは矢ヶ部議員も質問されてあった地区と同じところですね。その原因は、排水機の故障というか、真空ポンプが動かなかったために排水ができなかったということで、長時

間稼働できなかったことが原因とお聞きしていますが、それは間違いではありませんでしょうか。

水路課長（松永 久君）

冠水が長時間となった原因としましては、まずは柳川市に降る8月の雨といたしましては過去最多の雨量を記録したことで、それと、先ほど議員おっしゃいますとおり、隣接する小坪排水機場が午前6時ごろ故障しまして、福岡市に所在する小坪排水機場のメンテナンス会社が大雨の影響で現地到着までに4時間ほどかかっております。この間、排水機場が稼働しなかったことが主な原因とも考えております。到着後は速やかに修理を行い、ポンプを稼働しまして排水を行っております。

今回の排水ポンプの故障で、排水機場が稼働するまでに時間を要したために、メンテナンス会社と協議いたしまして、緊急時には柳川市近郊の協力会社3社が早急に対応できるような体制を整えたところでございます。

また、今回の冠水を教訓といたしまして、10月14日に地元の皆さんと協議いたしまして、今後このようなことがないように対応していくことといたしておるところでございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

内水面の強制排水は、私も当時は知らなかったですけど、平成24年の大水害のときに、その排水機場のポンプを作動してはいけないという危険水位にあのときは達していたもんだから、内水面の排水はしてはいけないようになっていると私そのとき初めて聞きましたけど、それに関しては間違いはないですか。

水路課長（松永 久君）

議員御質問の排水機場がある一定の水位になれば排水ができないというところで、多分言われているところは中島の部分ではないかと思っております。中島の分につきましては、ある一定の高さの水位が来れば、排水機場のスイッチをとめるようなことにはなっておると認識しております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そのことを知らない人たちが多いいんですよね。その当ても、管理人さんがポンプを作動できないからとめていたら、管理人さんに対して、スイッチをおまえが入れとらんやったけん被害がひどくなったやっかという文句とか、そういう意見が出てきて、管理人さんは法律で決まっているから仕方なくスイッチを切つてあるんですよね。そういうのを周りの人間は知らないからですね。そういうルールがあるということは知らないもんで、矢面に立たれて大変苦労なさったことがあります。本当にその当時、管理人さんは悪者のように言われていましたから、やっぱりそういうことがないように、そういうルールがあるんですよということ

もある程度市民の方たちに周知する必要性があると思います。

今回はまだ危険水位に達していなかったからよかったものの、今後また、今の時代、百年に一度の大雨でしたというのが、正直言って毎年起きている、日本各地どこかで起きているんですね。また、平成24年みたいな集中豪雨がなければ一番いいんですけど、そういう事態になったときに、そういうことに再度ならないように、これは要望ですけど、区長さんぐらいにはそういうことで内水面の排水のポンプはスイッチを切らなくてはいけませんよというようなルールをしっかり知らせていただきたいと思っておりますけど、その辺に関しては。

水路課長（松永 久君）

高田議員おっしゃるとおりだと思います。水路課のほうでは毎年、各地区で水路委員会というのを開いておりますので、そのときにでも、こういうふうな制約がありますよということと一緒に説明していきたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

その管理人さんたちも少しの報酬で、半分ボランティアみたいにやっておられて、そういうときに本当に集中砲火みたいに文句を言われたらたまりませんので、そういうことがあつたら次に受ける人もいなくなりますので、その辺の指導を市のほうでよろしくお願いしておきます。

この台風、水害の農業関係に関しては質問を終わりまして、次は漁業関係のほうに質問を変えますけど、これも同じ項目です。8月末の水害と台風17号の漁業被害はどうなっておりますか、お聞きいたします。

水産振興課長（中村正光君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

8月27日から28日の豪雨により記録的な濁流が発生いたし、漁船3隻が流出いたしました。そのうち1隻は無事でございましたけれども、2隻が転覆いたしました。

また、中島漁港において船を係留する浮き桟橋3基が転倒しましたが、これはすぐに改修を施工いたし、9月4日に整備が完成いたしました。

さらに、流木やごみなどが海岸や漁港に漂着し、また、大量の流木やごみが有明海に流出いたしました。

なお、台風17号による漁業被害についてですが、海上における航路や漁業区画の目印となっている漁場標識柱、鋼管ですけれども、20本が倒壊したところです。

また、既にノリ生産者による支柱立てが始まっていたために、その支柱が傾いたことから手直し作業が必要となったところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

漁船3隻が流出して、2隻が転覆したとあってありますけど、これは私たちが俗に言う親船ですか、それとも俗に言う3メートル船とかありますけど、その種類はわかりますか。

水産振興課長（中村正光君）

1つは小舟でございます。沖端川と矢部川の2つの河川で漁船が流出しておりますけれども、沖端漁港のほうでは沖端漁協組合所属の漁船漁業者の親船でございます。

13番（高田千壽輝君）

親船が流れたということですので、沖端川もかなりの水量が流れたということになるんですよね。俗に言う3メートル船、小舟の場合は3メートル船と言いますが、今使っていない船も結構あるんですよね。前は使ってあったけど今現在使われていなくて、ただ保管しているという船もありますので、平成24年のときはそういう船が大半流出したことがありましたので、その辺の管理も各組合に係留をしっかりとるようにしていただきたいと思っております。

私も現場を見ておりましたが、かなりいろんなものが漂着しておりました。台風ではそんなに漂着するごみはありませんでしたけど、8月末の水害により漁港に漂着した主なごみの種類と総量、また、回収の処理費は幾らかかったかを教えてください。

水産振興課長（中村正光君）

ごみの種類につきましては、流木やヨシ、水草のような自然系のごみ、そのほかにはビニール袋やペットボトル、空き缶、プラスチックなど、いわゆる生活ごみの内容、このようなごみが漂着しております。

漁港に漂着したごみの処理量につきましては361立方メートル、回収処理費は9,530千円となっております。

ここで少し回収状況について御説明いたしたいと思えます。

漂着ごみの対応につきましては、処理業務に関係する機関が多岐にわたります。管理者が多いということで、例えば、対応につきましては、河川でありましたら矢部川、筑後川がございまして、ここは国が管理しています。県のほうでは沖端川、塩塚川がございまして、柳川海岸は柳川県土整備事務所、昔の柳川土木事務所がございまして、昭代海岸、大和海岸、三池海岸は筑後農林事務所が海岸管理しております。そのほかの漁港施設は、市のほうの漁港で、市の水産振興課が管理しております。沖端漁港は県営でございまして。

このようにさまざまな管理者がおります。管理者と連携して効率的、効果的に進めることが大変重要であると思っておりますため、このためにも市の水産振興課が窓口になって国や県へ回収、処分をお願いを、対応を進めているところでございます。

今回の漂着ごみの処理につきましては、国、県、市の行政と有明漁連が連携をいたしまし

て迅速に対応することができたというふうに思っております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

漁民の方も自分たちの生活の場でありますので、早速、次の日から総がかりで片づけをしておられました。市も対応を早期にさせていただいておことは感謝しております。

また、有明海のほうにかなりの流木が流出しております。それを福岡県側と佐賀県側で2日間で回収してあります。その回収状況というか、どれくらいの流木を回収されたか、ちょっとお聞きいたします。

水産振興課長（中村正光君）

8月27日から28日の大雨によりまして、河川から流出し、大量の流木やごみが有明海に流れ込みました。

有明海におきましては、9月上旬から10月中旬までの間、ノリの支柱立て作業を予定しておりました。そのことから、市におきましては9月3日に福岡有明海漁連や関係する4市、柳川市を含めまして大川市、みやま市、大牟田市、4市で連携いたしまして、漁場や海岸に漂流、漂着した流木やごみの一斉清掃を行いました。この一斉清掃には有明海の漁業者1,900人、また、漁船170隻が参加をして、353立方メートルのごみを回収したところでございます。

また、同じく佐賀県側も9月4日に一斉清掃を行っておりまして、508立方メートルのごみを回収していると聞いております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

かなりの量を漁民の協力のもとに回収してあります。流木は正直言って漁船に多大な被害を与える可能性がいっぱいありますので、流木が流れないことが一番いいんですけど、なかなか私も先月、市長と一緒に九州地方整備局のほうに要望に行ったときにも、河川課のほうから流木はどこから流れてきたか調査したけどわからなかったという返事をいただいておりますので、これは後でまた質問いたしますけど、やっぱりごみは流れてこないことが一番いいです。

また、組合長さんからちょっとお聞きしましたけど、平成24年の九州北部豪雨のときも、今回も建設資材が流れ着いたということをお聞きしましたが、どういう建設資材が流れてきたか、把握してあるでしょうか。

水産振興課長（中村正光君）

有明海に流入するごみの内容を見ますと、そうしたものだけではなくて、先ほど説明したとおり、空き缶やビニール袋、一般ごみも少なくございません。確かに、ごみの中には建設資材等も流れてきておるようでございました。具体的には、河川護岸工事などでも使用する建設資材等も漂着しておりました。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

建設資材のコルゲート管ですかね、私もちょっと見たら、直径が約60センチ以上あるような黒い物体で、何でこういうのが流れてくるかなと思って考えておりましたが、原因については、工事が終わって河川敷にそのまま放置してある可能性があるとしたか考えられないんですよね。ああいうコルゲート管みたいなのが流れてくるというのはですね。

そういうものが流れてこないような対策をしていただきたいと私も思っておりますけど、その辺に対して何か、やっぱり上流から流れてきて、その分はずっと市が負担して処理しなきゃいけないというて、上流の人たちは何も考えていないかもしれないけど、下流の柳川市にとっては大変迷惑なことでありますので、その辺の対策について協議が何かしてありますでしょうか。

水産振興課長（中村正光君）

河川の上流から流れ着く漂着ごみの実情につきましては、いろんな会議の場で状況写真など資料を提示して説明をし、下流へ流出させないためには流域全体での取り組みという形で、上流部でのごみ対策が重要であると訴えてきております。これまでも有明海沿岸4市で構成いたしております有明海漁業振興対策協議会にて福岡県へ毎年、下流関係機関の負担の軽減と流出ごみの抑止を重要課題として要望してきております。

これからも引き続き要望してまいりますけれども、さらにほかの組織や上流地域への呼びかけ、働きかけを行っていききたいと、このように考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

漁民の中には、水はちょっと流れてこんばってん、ごみだけは流れてくるという悲鳴のような言葉もあります。

というのも、今のノリの繁忙期に矢部川の水量はかなり少なく、矢部川流域のほうは栄養塩不足になって色落ちがすぐ始まるということでもありますので、そういう言葉を恨めしく言われる方が実際多いようです。このこともいろいろ言ってもなかなか解決案はありませんけど、なるだけそういうごみとか家庭ごみとかが流れてこないような施策をそういう会議の場でしっかり言っていただき、また、河川敷に不法投棄などがないようにしっかり指導していただきたいと思っております。

また、今回の片づけで、私も漁民の方たちが一生懸命片づけをしてあるところに行って、ちょっと話を聞いたとき、8月末に水害があるというのは珍しいんですよね。それで、二、三日後には今期の漁期が始まっていたんです。それで、船着き場も被害に遭って片づけもせないかん、本当に漁期が間に合うかという皆さん心配されておりましたが、市の対応が早くて、棧橋も修理をすぐしていただきまして、本当に皆さん感謝申し上げます。

ただ、市がごみの回収を委託した業者さんが、漁民の方たちがごみを集積してあったんですね。そのときに、分別していないと。ビニール袋とかが少し入っていたんですね。分別しとらんから持っていかないと、回収されんとかいって、実際回収されなかったんです。それを漁民の方たちがぶつぶつ言いながら分別をしてありました。

やっぱりこういう緊急時でありますので、一々分別はできないんですね。もう時間が無いというようなことはわかっていたんですけども。だから、もう少し臨機応変に回収していただくような業者を選定していただきたかったなと私は思っておりますけど、その辺に関して、市はしっかり分別をしないと回収しないというようなことを言っておられたんですか、その辺はどうですか。

水産振興課長（中村正光君）

今回の高田議員の御指摘、御質問ですけれども、現場のほうと検証を行っております。とにかく緊急であったということで、やっぱり現場の実態とか漁業者の声を十分に今後も踏まえて柔軟な対応をしていかなくはいけないと、このような協議も行っておりますので、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

特に、水害の時期が時期でありましたので、もう少し融通のきくような対応を今後していただきたいと思っております。

これは要望に近いと思っておりますけど、御存じかと思っておりますが、矢部川の浦島橋の上流と下流では、今度の水害でも極端に流れが違うんですね。なぜかというと、浦島橋から上流は川幅が狭いんですね。浦島橋から下流になったら一気に川幅が広がって、上流みたいに流れが激しくないというような感じがあります。

そこで、ちょっと私もこれは疑問に思って担当のほうにも1回、組合長と一緒にいったことがありますけど、浦島橋の下流の漁港については、漁港に向けての外灯が二、三十メートル置きの間隔で設置してあるんですが、上流は数本、たしか3カ所ぐらいしか外灯がついていないんです。

今回の水害は、たまたま日中であって明るかったから、皆さん明るい時間に船が流れないように作業をされておりましたけど、数年前は夜間だったんですね。雨が降っている、月の光も星の光も何もない、真っ暗な中で係留作業をしてあるんですよ。よく事故がないなど私は感じておりますので、ぜひともその辺はもう少し外灯を、下流と上流との差が余りにもあり過ぎますので、同じ漁港地区でありますので、その辺の整備をしっかりとっていただきたいとお願ひしたいんですけど、これは通告しておりませんので答弁はいただかなくてもいいんですが、しっかりその辺は検討していただきたいと思っております。

それから、平成24年から堤防を工事していただいて立派な堤防ができております。ただ、

今の護岸中はコンクリート護岸をして、表面上だけ土を乗せてあるんですよね、その堤防が。だから、くい打っても、コンクリートだから、くいが深く入らない。そういう状況で、この水害のときに船をしっかりと係留しようと思っても、綱をもやう場所もない。皆さんといかりを引っ張って、堤防にいかりが打ってありますけど、そういうふうに表面上に土を乗せているだけだから、いかりもそんなに深く入らないんですよね。そういうことで、水害のときに船が流出しないような対策をしていただきたいと思っております。しっかりと係留するくいとかそういうのをつくっていただきたいという要望もあります。その辺は検討課題だと思いますので、検討していただきたいと思っております。

正直言って、今の漁船の価格は知ってあると思っておりますけど、大体40,000千円以上かかっているんですよね。40,000千円というたら、大きな家が一軒建つというような金額でありますので、それが流出してなくなるということになったら大変負担がありますので、なるべく流出しないような、そういう設備関係も要望したいと思っております。漁船を安全に係留できるようなこともぜひ考えていただきたいと思っておりますので、しっかりと検討をお願いいたしますので、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、民生委員についての質問であります。

御存じのとおり、民生委員さんは12月で改選されております。なかなか民生委員さんのなり手がなくて区長さんも苦勞してあったと思っておりますけど、改めて民生委員さんの職務と身分をお聞きいたします。

福祉課長（武田真治君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねております。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動されており、任期は3年となっております。

なお、無報酬ではありますが、活動に要した交通費や電話代などは活動費として県や市から支給されています。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

無報酬のボランティアで、身分は非常勤の特別職の地方公務員。何か矛盾、私はこれはちょっと、身分はしっかりしているけど、報酬に関してはボランティアですというような感じで、ボランティアという意味をとれば、しなきゃなくていいんじゃないかというような考えにもなるんですよね。あくまでもボランティアだから、そんなに無理して活動しなくてもいいんじゃないかと言われるような考えもできると思うんですよね。

また、先ほど身分的なこともありましたけど、再質問でこのことに関しては言いますが、まず、民生・児童委員さんの職務はどういうものがあるのかをお聞きいたします。

福祉課長（武田真治君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員の職務内容につきましては、民生委員法で5つの職務が定められています。

規定では、1、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。2、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。3、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。4、社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。5、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することとなっています。

また、この職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉増進を図るための活動を行うというふうに規定されています。

この規定のとおり、民生委員・児童委員の皆様は、みずからも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障害のある方の安否確認、見守り、子供たちへの声かけなどを行われております。

また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済困窮による生活上の心配事など、さまざまな相談に応じられています。さらに、相談内容に応じて、必要な支援の情報を提供し、また、支援が受けられるような関係機関とのつなぎ役にもなっておられます。

このように民生委員・児童委員の皆様は、困難を抱えている住民の方々へ、最初に救いの手を差し伸べ、必要な福祉サービスや機関につなぐ地域福祉の重要な柱であり、本市福祉の向上に多大な貢献をいただいております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

民生委員・児童委員さんの職務は5つということで、文章で5つ書いてありましたけど、内容を見ると、かなり広範囲になるんですね。解釈によってはすごく広がる。いろんなアウト的なことが多過ぎるんですね。だから、本当に今の現状で民生委員の仕事ができるかというのも疑問視するところがあります。

市も民生委員さんといろいろ会議する機会があると思います。今、民生・児童委員さんたちの活動でいろんな問題を抱えてありますけど、市が把握してある問題点があったら、幾つかお願いいたします。

福祉課長（武田真治君）

民生委員・児童委員の皆様のご活動における今後の課題として捉えていることについてお答えをさせていただきます。

1つ目は、民生委員の職務の範囲の課題についてです。

民生委員の職務は、民生委員法に規定されてはいるものの、非常に抽象的で、具体的な活動は個人の裁量に委ねられているというような現状があります。実際の現場でも民生委員の職務か否かの線引きが曖昧となっておりまして、本来、民生委員の職務に含まれないことを引き受けられてしまうケースもあると思います。

次に、求められる役割の多様化と負担に関する課題です。

少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、社会から孤立する人が生じやすい環境となっております。支援すべき対象者が増加し、課題の複雑化、多様化による支援の困難性も増しております。

また、災害時における民生委員・児童委員の役割も重要となっております。避難行動要支援者名簿の提供先としての避難支援等関係者というだけでなく、直接的な避難支援を担われているケースもあります。

さらに、赤ちゃん訪問や子育てサロンの開催などの活動に加えて、いわゆる充て職として、行政や社会福祉協議会、地域の関係団体からさまざまな協力要請もあります。

このように民生委員・児童委員の活動量は増加しており、負担軽減への対応が求められております。

次に、なり手不足の課題です。

高齢化の進行や課題を抱える住民の増加等に対応して、全国の委員の定数は増加しております。平成30年度末の定数は23万8,416人で、10年前と比較すると6,322人、2.6%の増加となっております。

一方、現員数、実際の人数は平成30年度末で23万2,041人であり、10年前と比較すると3,614人、1.5%の増加にとどまっており、欠員が増加しているというような状況があります。

柳川市におきましても、本年度が民生委員・児童委員の改選の年で、12月3日に委嘱状の伝達式を行いましたけれども、定数177人に対し委員数は170人、7人の欠員がある状況となっております。

このなり手不足の背景といたしましては、高年齢者雇用安定法の改正による定年年齢の延長や、過疎化、高齢化する地域での後継者不足が考えられます。

また、なり手不足の影響から委員の高齢化も顕著であり、平成28年に全民治連が実施された全国モニター調査によりますと、平均年齢は66.1歳となっており、70歳代の委員が全体の30.5%を占めております。

柳川市の民生委員・児童委員の平均年齢も、67.1歳と高齢になっております。

そのほか、民生委員・児童委員の職務内容を地域住民の方がよく知らない、認知されていないといった悩みを民生委員・児童委員の皆様からお聞きしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

民生委員・児童委員さんの仕事も、こうやって充て職とか回ってきて、私もこの間、民生委員さんの仕事の内容について民生委員さんからちょっと不満が出たことで、1点ですけど、社会福祉協議会が赤い羽根の共同募金を、民生委員さんを使って、民生委員さんにもらってきてくださいと、個人じゃなくて企業の方たちに募金を募ってくださいというようなことをして、ある方は、我々民生委員が何でそこまでせやんですかという言葉もそこで出てきておりました、私もちょっとそれは筋違いじゃないのかなと考えておりました。やっぱり本来の民生委員さんの仕事の内容が大変多くなっております。

時間もありませんので、次の質問に行きたいんですが、私が民生委員さんのことを思うけど、民生委員法ができたのが昭和23年ですよ。その当時の生活基盤というのは、子供はあくまでも家庭が育てる、また、高齢者のお世話も家族が見るのが当然だという時代だったんですよ。正直言って、それから70年以上たっておりますけど、今現在は核家族化、高齢者だけの世帯、また、高齢者のひとり暮らしの世帯とかが多くなっております。

その現状を考えて、今、法律では、一人の民生委員さんが担当は大体200世帯ぐらいということをお聞きしておりましたけど、それが間違いないか。また、柳川市の民生委員さんで一番多く受け持っている世帯数と、見守りとかが必要な件数は、一番多い方でどれぐらい持っているか、教えてください。

福祉課長（武田真治君）

民生委員・児童委員の配置基準が厚生労働省のほうで定められておまして、柳川市の規模であります人口10万人未満の市は、120世帯から280世帯に1人ということで定められております。議員おっしゃいますとおり、120世帯と280世帯の平均、真ん中でいえば200世帯ということになります。

また、一番多く受け持たれている世帯数は、福祉施設の入所者の世帯を別にすると、1人で282世帯を受け持たれております。

あと、見守り訪問の担当件数が一番多い方は、67件でございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

見守り世帯で一番多い方で67件、仕事内容は見守りだけじゃないんですけどね。67件ということは、1日に2件以上訪問しなければ、全部を一月に見回ることはできないという現状なんですよ。

だから、私が言いたいのは、これがボランティアの仕事かと言いたいんですよ。無報酬でできる範囲内かと。市は簡単に区長さん、民生委員さんを見つけに来てくださいと達しがあって、現場でも区長さんたちは何回も何回も頭を下げて、やっと引き受けられたという現状で、中には、誰も引き受け手がなかったから仕方なく区長さんみずから民生委員さんになってある方もいらっしゃるんですよ。そういうこともあって、もう少しやっぱり民生委

員さんが、本当に民生委員さんの仕事が、手をみずから挙げられるようなシステムに改善していかなきゃいけないと思っております。

これは国の施策でありますけど、やっぱり現場から国のほうに声かけをしていかないと改善はできませんので、その辺に関して市長、何かありますか。

市長（金子健次君）

市長になる前は私、福祉事務所の所長をしておりましたので、十分そのことについては立場が、高田議員と同じような考え方を持っていて、以前、民生委員法自体が、ひどいんですけど、民生委員とは名誉職と書いてあったんですね。それが改正されて、今、活動費だけを県が60千円近く払っていますけど、それについても今後、柳川市の活動費についても県と同額の予算を今度計上して、議会に承認を諮っていきたいというふうに思っております。

今、制度そのものが、報酬がありませんので、それについても何がしということは私も気持ちを持っているんですけども、今、全国ではそういう報酬を出しているところはないというふうに思っております。

民生委員さん自体が非常にボランティア意識というか、その意識が強いので、お金が少ないから私はしませんよという方は一人もいらっしゃらないと思いますけれども、そういう頑張りに対してのことについて活動しやすいような形は、何らかの形では高田議員と同じような考えを私は持っておりますので、いろんな形でそういう機会があるごとに、制度を改正しなければ報酬を払うことはできませんので、非常勤の地方公務員としての役割を、肩書はあれですけども、そういうことについては十分理解をしておりますし、機会があればそういう制度の改正というか、報酬を払っていただくような形は、これは全国 柳川市でも今177名の定数ですけども、現員は170名です。7人がなかなかやっぱり地域の中で民生委員を推薦すること自体が難しい、苦勞してあるということは私も十分承知をしておりますので、議員の考えと同じような考えに立っておりますので、機会あるごとにそういうことについては行動を起こしていきたいと思えます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

国が委嘱する方は、民生委員もありますし、保護司もありますし、保護司さんもいっぱい話を聞くけど、保護司さんも同じような、ボランティアというような感じで活動してありまして、名誉職、名誉職と、本当に名誉職だけでできるかという時代になってきておりますので、やっぱり制度改正が必要だと私は思っております。市長もその辺を十分検討していただいて、市長会とかでそういう議題を上げていただきたいと私も思っておりますので、よろしくをお願いします。

これをもちまして質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日の質問は2つあります。1つは、柳川市外国人市民の施策について、2つ目は、これからの図書館についてとの議題で、学校図書館と市立図書館について質問をさせていただきます。

初めに、柳川市外国人市民の施策についてでございます。

国はこの4月、外国人材の受け入れを拡大するため、改正出入国管理法が施行されました。入管法改正に至った要因としては、少子・高齢化に伴い人材不足が深刻化している今日、それに対応するため、入管法の管轄にある外国人受け入れ政策を見直して、外国人受け入れの拡大で人材不足を解消しようという流れで決まったものです。

出入国在留管理庁の発表によると、ことし6月末時点で在留外国人数が全国で約283万人で過去最高の数値となっております。技能実習制度の体制を初め、外国人に対する制度が少しずつ整ってきていることから、今後さらに増加していくと言われております。本市においても同じことが言えると思います。

そこで、お尋ねいたします。

本市の令和元年10月末現在の外国人数と5年前の外国人数を教えてください。

この後の質問は自席より行います。

市民課長（竜 晴美君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

本年10月末現在の外国人の人数は514名で、5年前の平成26年10月末の外国人の人数は256名です。したがって、この5年間で258名、約2倍の増となっております。

全国的に見ましても、在留外国人が増加傾向にあることから、柳川市におきましても、今後さらに在留外国人の数がふえるものと見込んでおります。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

在留外国人の数は514人で、5年前と比較すると約2倍にふえているとのことですが、本

市の全体の人口は減ってきているのですが、外国人は増加傾向にあり、柳川市人口に占める割合も少しずつふえてきているようです。

そこで、本市の外国人市民の日常生活に対する支援を伺いたいと思います。

まず1点目ですが、日本語学習支援はどのようになっていますでしょうか。

総務部長（石橋正次君）

今村議員からの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在把握をしています状況におきましては、柳川市ボランティアセンターに登録をされている民間団体の柳川日本語教室「水かけろう」による支援があります。現在、第1、第3木曜日の19時から20時30分まで、そして、第2、第4木曜日の10時30分から12時まで開催をされているところでございます。

現在支援を受けている外国人の方は9名で、大半がベトナム出身の方々とお伺いをしているところです。受講者の方々は就労目的で柳川市に来ておられ、日本語教室「水かけろう」の情報は、雇用されております企業より紹介をされて受講されているとのことです。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

それでは次に、2点目として、子育て支援や子供への教育体制はどのようになっていますでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

今村議員御質問の外国人市民に対する子育て支援に関してお答えいたします。

外国人市民の子供に関して、保育所等の利用や児童手当の支給など、住民登録があれば日本人と同様の子育て支援が利用できます。もちろん、この10月から実施の幼児教育・保育の無償化についても日本人と同じでございます。ただし、日本語能力の差異によって子育て支援のためのサービス利用や制度の理解が難しいのが現状でございます。

この現状を踏まえ、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画の基本となる国の指針で、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児等の増加が見込まれるため、これらの幼児が円滑に教育・保育支援制度等を利用できるよう必要な支援を行うこととされているところです。

まず、妊娠・出産期から就学前の支援として、子育て支援課と健康づくり課で実施しております赤ちゃん訪問や養育支援訪問事業などでは、子育ての悩みの相談や子育て支援の情報提供を行うなど、しっかりとコミュニケーションをとりながら、外国人、日本人にかかわらず、母親に寄り添った支援を心がけております。

次に、保育所などの保育現場では、全ての子供が仲よく過ごせることを念頭に努力をしておられます。外国人の保護者に対しては、連絡帳に漢字を書かない、ルビを打つ、写真や絵

を多用するなどの工夫をされておられます。また、丁寧に時間をとってコミュニケーションを図ったり、親同士が交流を持てるような工夫をされているとも聞いております。

最後になりますが、子育て支援課の窓口では、時間をかけてもなるだけわかりやすく丁寧に制度の説明をして、申請書への記入をしていただいたり、赤ちゃん連れの場合には、赤ちゃんをあやすなどの対応を心がけております。

今後も外国人、日本人にかかわらず、おもてなしの心で対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

本市に転入をしてくる外国人の小・中学校の受け入れにつきましては、基本的に日本人と同じ取り扱いをいたしております。

外国人につきましては、日本の法律による就学の義務はございませんので、保護者の希望にもよりますけれども、場合によっては本人の語学力、また外国と日本では学年の学期の時期が違いますので、例えば、日本では新1年生に入学している時期であっても、まだ新入学前というふうなケースもございますので、そういった事情を考慮しながら、学齢以下の学年で受け入れるということも可能でございます。

実際に日本語がほとんどしゃべれない外国人の小学生が転入してきたケースもございましたが、保護者と連携をとりながら児童・生徒が学校生活を送りやすいような体制をとるなどのサポートを行っているところでございます。

今後、将来的にこのような外国人の児童・生徒がふえてきた場合には、県に対しまして、日本語指導対応の加配教員、定数の枠外のプラス加配の教員を要望することも必要となってくるのではないかと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

保育所など、現場においてはいろいろな工夫をされ、コミュニケーションをしっかりとっていただき、外国人市民の心に寄り添った支援をしていただいているということで、本当に感謝をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、3点目です。

災害時の避難場所などの情報提供についてお伺いいたします。

これは以前にもお伺いいたしましたが、災害が以前にも増してふえておりますので、再度確認のためにも教えてください。

総務部長（石橋正次君）

私のほうから御説明をさせていただきます。今村議員の質問にお答えをいたします。

本市における外国人への災害時の避難場所などの情報提供はどうなっているのかとのお尋ねですが、3月の一般質問でもお答えをしましたように、本市では、外国人の方が転入をされ、市役所の市民課で手続をされる際に、「在住外国人のための柳川生活ガイド」という小冊子をお渡ししております。英語と中国語版がありますけれども、その中に避難所や緊急連絡先を掲載しているところがございます。

また、防災メール「まもるくん」は、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語に翻訳をされた気象情報を入手することができますし、福岡県が英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語版の「外国人のための防災ハンドブック」を作成しておりますので、「まもるくん」やハンドブックの活用も有効であると考えているところです。

なお、周知、伝達方法につきましては、柳川市に住んでいる外国人の方の約3割は永住者や日本人の配偶者、留学生なので、一般市民向けの情報である程度伝わっているところだと思います。

一方で、約半数は技能実習生で、来日後の年数も3年未満の方がほとんどであります。本市に住んでいる技能実習生は、団体管理型といって事業協同組合などの管理団体が技能実習生を受け入れて、組合加盟の企業で働いておられるところがございます。このため、その管理団体や雇用主である社長などと連携をして、情報収集の方法や避難所の確認、避難の仕方など、災害時の対応について実習生への教育を行うことも効果的な方法だと思いますので、検討していきたいというふうに考えております。

なお、今年3月議会で、QRコードを活用しました多言語観光案内の中に災害に関する情報を加えることを検討する旨を前回答弁しておりましたけれども、残念ながら、この情報案内サービスにおきましては、オリックス株式会社が今月をもってこのサービスを終了されるとのことになりまして、実現することができませんでしたので、申し添えたいと思います。

以上でございます。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

情報案内サービスの終了は、とても残念に思っております。本当にいつ起こるかわからない災害ですので、一日も早い対応をお願いしたいと思います。

次に、4点目ですが、外国語ができる病院、その他の施設などの情報を知るにはどうしたらいいかを教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

外国人の方々は言葉が通じない状況のもとで、事故、病気、けがによるトラブルに対して不安を持っておられると思います。

当課にはこれまで受診についての相談がなかったことから、外国人を雇い入れている雇用主の方に、従業員の方が病気等にかかられた場合、その対応についてどうされていますかとお伺いしたところ、通訳を呼んで受診に同行したり、母国の単語帳を持って受診に同行しているといった回答をいただきました。

このように、外国の方が病院受診をする際には、当然コミュニケーションが必要となつてまいります。医療機関が外国語に対応できるか否かにつきましては、福岡県が提供する医療情報の検索サイトである「ふくおか医療情報ネット」により確認することが可能です。

これによりますと、令和元年12月現在、柳川市において、外国語のうち英語に限れば、歯科医院を含め50の医療機関が対応可能と掲載されております。

したがって、仮に外国の方から当課に問い合わせがあった場合は、こうした情報をもとに受診される方の利便性等を考慮しながら紹介を行っていくことになるだろうと予想しているところでございます。

また、当課では、妊娠をされた外国人の方が母子手帳交付を希望された場合には、この手帳の内容を理解し活用していただくために、日本語表記のものと、それに対応する10カ国分の外国語表記のものを用意し、合わせて2冊を配付しているところでございます。

なお、その他の子育てに係る施設などの情報につきましては、外国人に対して特に発信しておりませんが、市のホームページには多言語に対応できますので、できるだけ掲載するよう、今後前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

妊娠された外国人の方に母子手帳交付ということなんですけれども、交付を希望された場合だけではなくて、最初から渡していただくなり、こちらのほうから手を差し伸べていただければと思っております。

また、柳川市に50の医療機関が英語で対応していただけたところがあるそうですが、実際は外国人を雇ってある雇用主の方が通訳を呼ばれたり、あと母国語の単語帳を持って受診に同行されたりしてサポートをされており、もし私がその外国人の親であるなら、本当に知らない国でそういった支援をしていただけたというのはありがたいなと思います。しかし、ここまでしていただけるのというのは、全ての方に対する支援ではないと思います。外国人市民の皆様は、日常生活において悩みや困ることがあるにもかかわらず、誰にも言えずに不便な生活を送っていらっしゃる方もいるようです。

福岡市では、外国人市民アンケート調査を行い、生活環境への評価、日常生活の実態、教育、子育てについての悩みなどを聞かれています。その中の回答の一つに、アンケート調査を行ったことに関して、外国人の方が気を使ってくださっていることだけでも外国人として

は大変うれしいですとおっしゃってありました。

福岡市のように、外国人の声に耳を傾けることは、これからの時代、とても重要ではないかと考えます。

そこで、御提案ですが、本市においても外国人市民アンケートや外国人市民会議、また、市長との懇談会などを開催されて、外国人の声を聞き、市政に反映していただけたらと思いますが、その件についてお考えをお聞かせください。

総務部長（石橋正次君）

外国人アンケートや外国人市民会議、または市長との懇談会ということでの質問だと思えます。

議員が言われますとおりに、国は人手不足の解消を目的に、外国人の人材受け入れ拡大のため、新たに在留資格として特定技能を設けました。特定技能による外国人は、今後5年間で全国では34万人が見込まれており、本市への転入も予想されるところであります。

このような中、福岡県は今年度、外国人向けの行政相談窓口「福岡県外国人相談センター」を開設いたしました。同センターは、県行政書士会などの専門機関と連携いたしまして、在留外国人の支援を行うこととされています。年末年始を除き、毎日10時から19時まで利用することができます。また、電話での対応も可能とのことで、本市といたしましても、積極的に案内し、活用していきたいと考えているところであります。

なお、外国人から寄せられる相談内容につきましては、県から情報提供されることになっており、それをもとに在留外国人の支援につなげていきたいと考えております。

また、グローバル学園構想を掲げ、積極的に留学生を受け入れている柳商学園柳川高校では、現在、約40名の留学生が学ばれていますが、将来的に300名を受け入れたいとのことでした。それ以外にも、市内在住の外国人は増加をしていることから、互いを理解する機会を設ける必要を感じているところであります。

そこで、柳川高校の留学生を中心に外国人との情報交換の機会を設け、市長も参加していただけるような市民との交流の機会を通して、柳川市の文化を学び、柳川での生活に溶け込めるように支援をしたいと考えているところです。

また、アンケート、それから市民会議ということでのお尋ねでしたけれども、今後調査をいたしまして、研究を重ねていきたいと考えているところです。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

これから本市は西鉄柳川駅周辺整備事業へ向けて、外国人観光客への取り組みはますます重要になると思います。本市のさらなる発展のためにも、外国人観光客の気持ちがわかる本市在住の外国人の声を聞くことは、特に必要だと思います。先ほど答弁にもありましたよう

に、本市在住の外国人との情報交換の機会や市民との交流の機会を設けていただくことなど大賛成です。

今こそ国が違う人々がお互いを知り、違いを認め合い、一緒に暮らす仲間として幸福生活を送れる柳川市を目指すことを願い、この質問は終わります。

次に、これからの図書館について御質問をさせていただきます。

現代は、インターネットの普及により、情報や知識は四角い画面から得るようになり、図書館に足を運ぶ人は減ってきています。

そうした中、近年、図書館は静かに本を読むところといった役割だけでなく、地域を支える情報拠点と位置づけられ、人が集まる憩いの場所として変化をしております。

佐賀県武雄市図書館は、民間の会社が指定管理者となり、従来の図書無料貸し出しはもちろんのこと、書店の併設により本の購入もでき、また、館内にはカフェも併設され、コーヒーを飲みながら本を読むこともできるようになっています。

また、宮崎県都城市立図書館は、閉店した大型商業施設跡を活用し、その周辺に子育て世代の支援センターや保健センターなども集約するなど、今では図書館を核に市街地活性化を図っております。

学校図書館においても、読書センターとしての機能だけでなく、学習センター、情報センターとしての役割も期待されるようになり、子供たちを育成する場としてとても重要な役割を果たしています。

また、学校図書館は、生徒が安心して自由に読書ができ、豊かに広がる知識の世界に触れ、自分だけの時間を過ごせるので、教室には入ることはできないが、図書館なら入れるという生徒もいます。まさに心の居場所としての機能も果たしているのです。

これからますます重要な役割を果たす図書館についてお伺いをいたします。

まず初めは、学校図書館についてです。

学研教育総合研究所は、2019年11月、小学生の日常に関する調査である「小学生白書Web版」で、30年前の1989年調査を公開いたしました。その中で、小学生の1カ月の読書冊数は、1989年が平均9.1冊だったのに対し、2018年が平均5冊と、30年前と比べて読書量が約半分に減っていることが明らかになりました。

そこで、お尋ねいたします。

本市において、1カ月の小・中学生の読書冊数は平均何冊でしょうか。よろしく願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

1カ月の小・中学生の読書冊数ということでお尋ねでございますが、各小・中学校におけます本年11月の貸し出し冊数をもとに答弁をさせていただきます。

小学校は1人当たり約21冊、中学校は生徒1人当たり約3冊です。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

1カ月の貸し出し冊数は、小学生は1人当たり約21冊、そして中学生は、びっくりしたんですが、約3冊ということですが、この実情についてお考えを小中別にお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

単純な比較はできませんけれども、全国調査であります学校読書調査の平成30年度の状況によりますと、この調査によりますと、1カ月の平均読書冊数が小学生で11.3冊、中学生で4.7冊となっております。本市に当てはめますと、小学生は本市のほうがほぼ倍読んでいると。中学生はやや少ない状況ということで、本市の状況の小学生21冊から中学生3冊という大きな落ち込みを考えますと、なぜ中学生がこんなに本を読まなくなっているのだろうというふうな印象を受けられる方が非常に多いかと思えます。

実際の中学生の状況を見ますと、中学校になりますと、塾、部活、そういった時間がふえ、自由に使える、読書に使える時間が少なくなってくるというふうな生活の変化もあろうかと思えます。また、小学校に比べまして、中学生はスマホ、携帯電話を持つ比率といいましようか、小学校でも本市の調査では約3割が携帯電話、スマホを持っているような状況でございますが、6割近くがスマホ、携帯電話を持つようになってくると。こういったことが、この読書冊数が中学生になって大きく減少している要因なのではないだろうかというふうに考えております。

本市では、教育委員会で作成をいたしております小・中学校の共通・独自実践項目に国語科教育の充実を挙げるなど、読解力の向上に努めているところでございます。

また、教育施策につきましても、学校図書館の充実を図るため、朝の読書活動の推進や家庭との連携によります読書習慣の育成に努めております。

さらに、学校図書館におきましては、学校図書司書や司書教諭等を中心といたしまして、児童・生徒に読書習慣を身につけさせるため、さまざまな取り組みを行っているところであります。

本市の学校図書館は、こういった取り組みが評価をされまして、全九州学校図書館コンクール及び福岡県学校図書館コンクールにおいて、平成29年度におきましては、県内の小・中学校の受賞校12校中、本市が6校、平成30年度におきましては、県内11校中、本市が3校を占めるなど、近年では毎年複数校が受賞する高い評価を受けております。ただ、この受賞校が実は全て小学校であります。

このことが、特に小学校において貸し出し冊数の増加にもつながっているのではないかと考えております。したがって、今後は中学校においても取り組みを強化していきたいと

いうふうに考えております。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございました。

では、具体的に子供たちに読書を推進するために、既に取り組みられていることや、これから取り組もうとされていることがあれば教えてください。

先ほどおっしゃられたように、本当に中学生が約3冊ということで、読書力アップにつながるような対策をお持ちでしたら、またそれもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

本市で既に取り組んでいることといたしましては、朝の読書活動の推進や柳川市立図書館との連携によりまして、家での読書を奨励する家読（うちどく）でございますが、その推進を図ることによりまして、読書習慣の育成に取り組んでおります。

また、読書ボランティアによりまして読み聞かせのほか、6月、11月の読書週間におきましては、学校の図書委員会での読書イベントといたしまして、お勧めする本を紹介するコーナー、ポップコンクール ポップというのは広告媒体の考え方で、書店等でお勧めする本に書店員さんがいろんなコメントをつけているペーパーがあると思いますけれども、ああいったものと御理解ください。それから、読書ゆうびん、これは手紙の形で、気に入った本、お勧めしたい本を友達、知り合いに紹介するといった取り組みでございますが、こういったもの、それから、児童自身による読み聞かせ、こういったものの取り組みを行っております。

また、ハード面の取り組みといたしましては、市内の全小・中学校が同一のシステムにより蔵書のデータベース化を行い、蔵書管理を行っているというところでございます。

今後、今までの取り組みを引き続き継続するとともに、何冊借りたかという量的な側面から、どんな本をどれくらい読んでいるかという質的な側面も大切にしたい取り組みを行っていくことも非常に大切でありまして、それにあわせまして、蔵書管理につきましても児童・生徒が利用しやすいような整備を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございました。

子供たちに少しでも本に親しんでもらえるよう、いろいろと御尽力をいただいていることを本当に心より感謝申し上げます。

ぜひまた今後とも小学生、また中学生の読書力アップへ向けての御支援のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

国は2017年度から2021年度を期間とする第5次学校図書館図書整備等5か年計画と、その実現に必要な地方財政措置を決定し、本年度で3年を迎えました。

ここで改めて、その図書館整備等の内容を教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校図書館図書整備等5か年計画の内容についてでございますが、大きく3つの柱から構成をされています。

1つ目は、学校図書館図書の整備です。

各学校における学校図書館標準の達成を目指すのに加えまして、児童・生徒が正しい情報に触れる環境を整備する観点から、古くなった本を新しく買いかえることを推進いたします。

2つ目は、学校図書館への新聞の配備です。

児童・生徒が現代社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙、1紙だけではなくて複数紙の配備を図ります。

3つ目は、学校司書の配置でございます。

学校図書館の日常の運営、管理、学校図書館を活用した教育活動の支援などを行う専門的な知識、技能を持った学校司書のさらなる配置拡充を図ります。

以上の3点が内容でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

それでは、1点目の図書整備費を小・中学校別に教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

図書整備費につきましては、平成30年度の決算で申し上げます。

小学校の図書購入費が約5,770千円で、1校当たり直しますと約300千円、中学校の図書購入費が約3,880千円で、1校当たり直しますと約650千円でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

図書整備費が1校当たり小学校が約300千円で、中学校が約650千円ということですが、小学校は中学校に比べてかなり、350千円ほど1校当たりが少ないんですけれども、それは何か理由がありますでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、先ほど決算で申し上げましたけれども、予算を作成する際に、積算の根拠として、

どうしても児童・生徒数を加味していくということがございますので、児童・生徒数が少ない学校に対する配分が、どうしても額が少なくなってまいります。このことから、必然的に児童・生徒数が多い中学校のほうが高い金額となるというふうな傾向がございます。

以上です。

4番（今村智子君）

予算の積算根拠ということで、それで児童・生徒数があり、それによって予算が違うということですが、正直余りよくわかりませんが、単純に本市の図書購入費を児童数で割ると、小学校では1人当たり約1,700円、それに対して、中学生に対しては約2,350円で、約650円の差がありました。これは私自身の計算なんですけれども、それで、1カ月の貸し出し冊数が小学生は1人当たり約21冊で、中学生が約3冊なので、小学校のほうにもっと整備費が多くてもいいのではないかというのが不思議でなりません。

小学校は児童の学習のスタートラインであり、その中で学校図書は子供たちの思考力や創造性を育む上で重要な役割があります。また、来年度からは新学習指導要領が実施された教科書も変わり、学校図書館では、その参考資料としての本をそろえる必要があります。外国語教育導入には、英語の絵本なども必要だと思います。そういった意味で、ぜひとも中学校同様に小学校の図書整備費を御検討いただければと思います。

次に、2点目の学校図書館への新聞配備についてお尋ねいたします。

本市の小・中学校別に新聞の配備状況を教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校図書館への新聞配備でございますが、ほとんどの小・中学校におきまして、児童・生徒向けの新聞を1紙ないし2紙、一般紙について2紙程度置いておるところでございます。

児童・生徒向けの新聞と申しますのは、一般紙の新聞会社が出しておりますけれども、何々小学生新聞とか、何々中学生新聞という児童・生徒向けの新聞、それから、学校で一般紙として購入した分を図書館に持ってきている分など、複数紙置いているような現状でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

今の新聞配備について、確認でございますが、この新聞費は図書の整備費として購入をされてあるのでしょうか、それとも、新聞費は別で予算をとってあるのでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

図書購入費につきましては、備品として図書の購入をいたしておりますし、新聞につきましては消耗品という形で購入をしております。予算的にも別物で購入をいたしております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

では、3点目の学校司書の配置についてお尋ねいたします。

本市は小学校が19校、中学校が6校ありますが、学校司書は全ての学校にいらっしゃいますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

本市では小・中学校25校全校に1名ずつ司書を配置いたしております。

以上です。

4番（今村智子君）

本市の学校司書が全校いらっしゃるということで安心をいたしました。

実は、私ごとではありますが、読み聞かせボランティアを時々させていただいております。学校図書館に行く機会があります。そのたびに、司書の先生方の重要さを感じております。今、ほとんどの学校図書館が学校の隅にあり、教室からは少し離れていて、わざわざ足を運ばなければいけない場所にあります。そこで、本市のある中学校では、司書の先生が自前で壁の紙を購入されて、図書館を中学生が喜ぶような雰囲気飾られ、生徒が図書館に足を運んでもらえるような工夫をされております。また、ある小学校では、絵本に登場する人物の人形をつくれ、子供たちが絵本の世界に入り込めるような工夫をこころしことされており、司書の先生方が子供と本をつなげるために一生懸命御尽力をさせていただいております。

ぜひ教育長、市長にも学校図書館の見学をしていただければということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は市立図書館についてです。

柳川市立図書館は7カ所あり、蔵書数も年々ふえ続け、全体で48万8,000冊ほどあるそうです。館内は展示や本棚づくりを工夫しており、本と時を楽しめる空間を演出しております。

柳川あめんぼセンターは、読書センターの機能だけでなく、館内には水の資料館があり、市街地のジオラマや柳川の水辺の生き物の生態がわかるパネル展示もされています。

雲龍図書館では、1階は第10代横綱、雲龍久吉の記念館があり、大相撲の歴史にまつわる資料や琴奨菊関の貴重な資料などあります。ほかにも大和町の干拓の歴史の展示もあります。併設されている相撲ドームでは、毎年11月には雲龍久吉顕彰記念少年相撲大会が開催され、未来の横綱の卵たちでにぎわいます。

このようなすばらしい施設があるのですが、残念なことに市立図書館を利用する人が減っているようです。

そこで、お尋ねいたします。

本市の平成25年度と平成30年度の図書館利用者数と図書資料の貸し出し数をお聞かせくだ

さい。

図書館長（目野康彦君）

今村議員の平成25年度と平成30年度の図書館利用者数と図書資料の貸し出し数についての御質問にお答えいたします。

まずは柳川市立図書館について御説明申し上げます。

本市には、あめんぼセンター内に本館を初め、三橋図書館、雲龍図書館、両開分館、昭代分館、蒲池分館、そして水の郷分室の6館1室の図書館があり、これらを柳川市立図書館として一体的に運営しております。

例えば、本館にある本を三橋図書館で受け取りたいといった場合には、そのことを三橋図書館の窓口、または電話で申し出ただけであれば、その本を本館から三橋図書館のほうに回送いたしまして、窓口で貸し出しすることができます。また、本館で借りた本は、本館だけでなく、雲龍図書館などほかの市立図書館に返却をすることができます。

次に、御質問の平成25年度及び平成30年度における市立図書館全体での図書館利用者数と図書資料の貸し出し冊数についてお答えいたします。

図書館利用者数は、平成25年度が10万6,116人、平成30年度が8万4,421人で、この5年間で約2万1,700人減少しております。また、図書資料の貸し出し冊数は、平成25年度が42万8,726冊、平成30年度が35万4,015冊で、こちらもこの5年間で約7万4,700冊減少しているところでございます。

減少の要因といたしましては、本市の人口の減少のほか、インターネットやスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの急速な普及による読書離れ、活字離れが考えられるところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

図書館利用者数、図書資料の貸し出し冊数ともに、5年前に比べますと約2割弱も減少しているようですが、利用増加につなげるために取り組まれてあることはありますでしょうか、教えてください。

図書館長（目野康彦君）

利用者数及び貸し出し数の増加につながる対策についての御質問にお答えいたします。

市立図書館では、本に親しみをもち、図書館をより身近に感じ、足を運んでいただくために、さまざまな事業をいたしております。

まず、図書館の各館において、雑誌リサイクルデーや、子ども読書週間や秋の読書週間にちなんだ読書スタンプラリー、地域の読書ボランティアの皆様によるおはなし会、貸し出し用DVDを使った上映会を、また、本館AVホールでは講演会やクラシックコンサートなど

を実施いたしております。

また、小・中学校との連携により、家族みんなで読書をすることで、家族のコミュニケーションを深める家庭読書、略して家読と言いますが、この取り組みや自分自身が感動した本を読んだことのない人に、その本の何にどう心を動かされたかを短いフレーズに思いを込めて伝える読書推進ポップ、本を読んだイメージをもとに自分の感動を絵で表現する読書感想画、これらの作品募集を実施いたしております。

特に、家読につきましては、図書館内に家読にお勧めの本を紹介した特設のコーナーを設けて、子供の読書活動推進の支援を行っているところでございます。

さらに、小・中学校の児童・生徒に読書を習慣づける目的で、1時限目が始まる前に自分の好きな本を読んだり、地域の読書ボランティアを学校へ派遣しまして、読み聞かせをしたりする時間も設けているところでございます。

これらの取り組みの成果といたしまして、平成29年度及び平成30年度につきましては、貸し出し冊数が前年度を上回ることができたところでございます。

今後も市民の皆様にとってより親しみやすく、利用しやすい図書館を目指し、関係機関、団体と連携しながら、さまざまな事業を取り組んでまいります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

では次に、図書館内にある会議室などの施設の利用状況を図書館別に教えてください。

図書館長（目野康彦君）

図書館内にある会議室などの利用状況について、平成30年度の実績によりお答えしたいと思います。

まず、会議室などがある図書館は、本館、昭代分館、蒲池分館の3カ所でございます。また、利用者数につきましては、会議室利用許可申請書に記載されました人数を合計した数値といたします。

本館には、2階にAVホール、会議室、和室、展示ギャラリーがありまして、全体での年間利用件数は280件で、利用者数は7,235人となっております。

次に、昭代分館には会議室が1室あり、年間利用件数は3件で、利用者数は35人となっております。

そして、蒲池分館ですが、多目的室が1室あり、年間を通じての利用はございませんでした。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

昭代分館の会議室利用は年間3件で35人、蒲池分館の多目的室利用者はゼロということですが、何か理由があるのでしょうか、お聞かせください。

図書館長（目野康彦君）

昭代及び蒲池分館内の会議室がほとんど利用されていないという理由についての御質問にお答えいたします。

利用者の方々を対象に調査、分析を実施したことはございませんが、昭代及び蒲池の各分館には、それぞれコミュニティセンターが隣接をしております、分館内の会議室とコミュニティセンターの会議室の利便性の違いが、分館の会議室がほとんど利用されていない要因として考えられるところでございます。

具体的に申し上げますと、昭代及び蒲池の各分館の会議室は、休館日である毎週月曜日、祝日、年末年始を除く日の午前10時から午後5時まで利用することができます。一方、昭代及び蒲池の各コミセンの会議室は、年末年始を除く日の午前8時半から午後10時まで利用することができます。

また、お茶などの飲み物の取り扱いにおいて、昭代及び蒲池の各分館では、飲み物の持ち込みは可能としておりますが、図書資料の汚損防止対策として、飲む場所は図書館の外としたしております。一方、昭代及び蒲池の各コミセンでは、体操やダンス、ヨガなどによる会議室の利用が可能で、水分補給のために会議室内でお茶などの飲み物を飲むことができるようになっております。

このように、分館内の会議室がほとんど利用されていない要因は、コミセンの会議室と比較して利便性が低いことが考えられるところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

図書館内の会議室の利用が少ないことに関しまして、考えられる要因が、コミュニティセンターがお隣にあり、その会議室のほうが使いやすいということですね。

あと、館内での飲み物の件ですが、持ち込みはよくても、飲む場所は図書館の外で飲まないといけないようになっているということですが、熱中症対策などを考えると、館内での飲料はいいのではないかと思うのですが、お考えをお聞かせください。

また、その他5カ所の図書館内での飲料についてはどのようになっているかも教えてください。

図書館長（目野康彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の図書館であります、昭代及び蒲池の各分館だけでなく、全ての図書館において図書資料の汚損防止対策のために館内での飲食はできないこととなっております。

また、近隣の自治体の公立図書館の中には、熱中症などの対策として、飲食専用のコーナーやスペースを設置したり、あるいはペットボトルや水筒など再密閉可能な容器であれば館内で飲むことができるようにしているところがございます。

本市には、今後の図書館運営に関し協議する機関として、図書館法第14条及び柳川市図書館条例第18条の規定に基づき、学校教育・社会教育関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者で構成する柳川市図書館協議会を設置しておりますので、その中で飲食の取り扱いについて、近隣の公立図書館の状況を含め、図書資料の汚損防止や熱中症対策、利便性の向上といった視点から協議していきたいと考えているところがございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

会議室利用についてですが、ほかの自治体では空き部屋の有効活用として、利用されていない会議室などを、時期に応じてですが、自習スペースとして活用されているところもあります。

近隣の大牟田市では、いつでも学べる場所として個人学習室があります。ここは図書館とは違うんですけども、勉強や読書をしたい人は利用許可証を登録すると気軽に利用ができるとのことで、学生が学校帰りに寄って勉強をしているようです。実は、柳川在住の学生も利用をしているということでした。

今後、本市の利用が少ない会議室などの有効利用もぜひとも御検討していただきたいと思いますが、御意見をお聞かせください。

図書館長（目野康彦君）

利用者の少ない図書館内会議室の有効利用についての御質問にお答えいたします。

現在、昭代及び蒲池分館では、予約のないときの会議室を学習室や読書室として活用していますので、それについて御説明申し上げたいと思います。

まず、利用できる時期は限定的ではございますが、夏休みや冬休み、春休みの長期休暇期間中及び毎週土曜日と日曜日の午前10時から午後5時まででございます。また、利用できるのは中学生以上としているところがございます。

今後は、さらなる有効活用を図るために、学習室や読書室として利用できる時期や年齢の制限をなくしたり、あるいは会議室の名称そのものを変えたりしていくことを、先ほど申し上げました柳川市図書館協議会に諮りながら検討していきたいと考えているところがございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

本市も予約のないときには会議室を学習室や読書室として開放してくださっているのですが、ただ、そのことを知らない学生もいるようです。ぜひ学校にチラシを配布するなど周知に努めていただければと思います。

最後の質問になります。

市内の病院や介護施設、幼・保育園など、なかなか自分では図書館に行けない方のためのサービスなどがありましたら教えてください。

図書館長（目野康彦君）

市内の病院や介護施設、幼稚園、保育園など、自分で図書館へ行けない方へのサービスについての御質問にお答えいたします。

図書館では、図書資料の貸し出しサービスを個人のほかに教育施設や医療機関、団体などに対しても実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、病院や介護施設、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、学童保育所、地域の読書ボランティア団体など、市内の施設や団体、事業所であれば、団体登録の上、図書資料の貸し出しサービスを受けることができます。

また、団体登録をいたしますと、例えば、施設に入所していて図書館に行けない方でも、施設に本を貸し出し、それを施設内に配置したりすることで、自由に利用することができるようになっております。

個人への貸し出しの場合は、貸し出し期間が2週間で、貸し出し冊数が30冊以内でございますが、団体貸し出しの場合は、貸し出し期間が1カ月で、貸し出し冊数が300冊までとなっているところでございます。

現在、110の団体登録がございますが、そのほとんどが小・中学校、高等学校や幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育所、地域の読書ボランティア団体となっております。この団体貸し出しサービスをより多くの団体に知ってもらい利用していただくためにも、今後、広報紙や市公式ウェブサイトなどを通じて周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

市民の皆様がよい本に出会い、一人でも多くの方が楽しく豊かな時を過ごしていただけるような図書館であることを願い、これで私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、20番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

20番三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

我が国は未曾有の危機に直面をしています。目を外に向ければ、ロシアの北方領土の問題、また、北朝鮮の拉致、ミサイルの発射の問題、韓国とは竹島、慰安婦、また、徴用工の問題、中国とは尖閣諸島をめぐる問題。目を内に向ければ、東日本大震災による福島原子力発電所の冷却水の問題、放射能による汚染の問題。先般、パチカンよりカトリックの総本山のローマ教皇が日本にお見えになられまして、長崎、広島原爆に対する思いを、また、いまだに復興の足取りがおぼつかない東日本大震災、特に原子力発電の危機性についての思いを語られたことは皆さん方も記憶に新しいことと存じます。

そのような中、来年 7 月24日から開催されますオリンピック、これに合わせて世界中の国、地域から多くの皆さんが日本にお見えになられます。ぜひこの中の一部の皆さんは、水の都柳川にも足を運んでいただきたいと思っているのは、私のみならず、市長を初めとする多くの市民の皆さんもそうだと思っております。

そこで、まず最初にお尋ねをしたいのは、災害時の危機管理能力向上の取り組みであります。

首相はオリンピックの招致が決定したとき、原発は完全にコントロールできていると言われましたが、解体のめども、大量に排出される冷却水の処分もまだ何も決まっていません。このように何も決まっていない中に開催されるオリンピックの期間中、また、その前後にオリンピックを見に行かれる市民の皆さん、また、世界各地、国内各地の柳川市を訪れる観光客に対しまして、どのような危機管理の計画がなされているのか、自席より一問一答で質問をさせていただきます。

それでは次に、平成17年 3 月21日、1 市 2 町の合併から既に15年の歳月を迎えようとしています。市や町は、まちの活性化、健全な市町村の財政運営を目標に、国の音頭で合併が進められていましたが、新聞社のアンケートによれば、合併しないほうがよかった、また、周辺部が寂れてしまった、役所が遠くなった、不便になったなど、合併の効果を疑問視する声もあるとのことでした。

この間、柳川市におきましても、執行部におかれましても、合併時の目標を達成するため各種の施策を実施されて、合併の特例債を活用し、地域のコミセンや文化会館の建設といっ

た建物は充実をしまいいりました。しかし、地方交付税の合併特例もほどなく終わろうとしております。交付税の算定の基礎となる人口は年々減少をしているのが実態です。

そこで、この14年間で取り組まれた市の魅力増大のための施策、特に若者の定住に効果があった、若者が柳川に住んでよかった、また、暮らしてよかったと思っている施策は何であるのか、お尋ねをさせていただきます。

また、今後この計画について自席より一問一答で質問させていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

20番（三小田一美君）続

柳川市で暮らしている外国人の皆さん、また、外国の皆さんの国ごとの言語、ここ、わかりよかごと、出身国の話される言葉を英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、また、中国語、韓国語など、また、ベトナム、何種類かあり、何人の方が在住されていますか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

三小田議員の質問にお答えします。

柳川市で暮らしている外国の皆さんの国の数ということでございますが、ことし11月30日現在で26カ国、531人の方々が住んでいらっしゃいます。

また、言語の数ということでございますが、国によっては言語を数種類使用される国もありますので、言語の数については把握をしておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、今村議員とも重複するところもちょっとあるかと思いますが、調査してある基準日で結構ですので、登録者の数、また、国の数、言葉の種類がおわかりなら、ちょっと教えていただきたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

先ほど531人、11月30日現在で外国人の方がおられると申しましたが、多い順に申し上げますと、ベトナムの方が170人、これはベトナム語をしゃべってあると思います。次が中国の方で142名ですね。中国は北京語が一番多いと思いますが、中国語をしゃべられたり、漢語をしゃべられたりしてあるかと思います。3番目まで申しますと、フィリピンの方が64名、ここはフィリピン語、英語など多言語国家になっておりますので、代表的なのはそのような方たちでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

先ほど今村議員のほうから教育のほうにお尋ねして、やっぱり外国の方も公正公平であると、そういうふうにおっしゃられましたので、次、また2つ目に質問をしたいと思いますが、昨年1年間に柳川を訪れた外国人の数を国の数ごとに、また、言語の種類ごとにお尋ねしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

総務課長（平田敬介君）

昨年1年に柳川を訪れた外国人の方はということですが、平成30年の観光動態調査によりますと、平成30年中に柳川市を訪れた外国人観光客数は合わせて23万3,613人、そのうち、韓国からのお客様が10万5,416人、台湾からのお客様が7万1,763人、香港からのお客様が1,758人というふうになっておりまして、この3つの地域からの観光客の方の合計が17万8,937人で、全体の77%となっております。

しかしながら、それ以外の国、地域別の調査というのは行ってありませんので、これ以上の詳細は把握をしておりません。

また、どういう言語を使ってあるかということですが、旅行者の方がどういう言語を使ってあるかという調査もあっておりませんので、残念ながらそういう数も把握をしておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

今後、一生懸命調べて、また御答弁をお願いしたいと思います。

それでは次に、災害が発生すれば、これは東京オリンピックのとき、いつになるかわかりませんからね。どこであるかわかりません。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

災害が発生すれば、電気や電話、また、特に携帯電話、また、インターネットと、通信といった文明の利器が使用できなくなることが想定をされていますが、そのときに外国人向けの避難誘導を促すための広報の手段として、日ごろ行っている広報手段を教えてくださいと思います。

総務課長（平田敬介君）

災害時に電気や通信インフラが使用できなくなった場合ということですが、まず、災害も台風や大雨といった風水害などは進行型災害といいまして、ある程度向かってくる、雨が多く降るといような災害発生日時というのが予想がつきますので、そういった場合の避難情報というのは災害が発生する前に事前に流します。その時点では電気とか通信はまだ使えている状態にありますので、防災メールや市のホームページ、防災行政無線、また、広報車などでお知らせすることができると思います。

ただ、地震などの突発型災害の場合は、三小田議員がおっしゃるとおりに、大規模な地震が発生したら、発災直後に電気や通信インフラがやはり途絶えるということもあるだろうと思います。そういうところに備えまして、防災行政無線は子局ごとに、一本一本に非常用の

電源バッテリーをつけております。柳川の庁舎のほうも自家発電がありますので、そういうバッテリー発電ができている時間中は、安全安心係のほうから、庁舎のほうからそういう防災メールとかエリアメールとかでも情報発信することができますので、そういったのが広報手段になるかと思えます。

ただ、外国人の方向けということですので、そういう市からの情報発信というのは現状では日本語でしかやっておりませんので、全ての観光客の方にそれぞれの言語で発信するというのは非常に難しいというのが実態でございます。

そこで、本市では観光客とのコミュニケーションを円滑にしようと、観光面でやさしい日本語というものの活用を進めておりますが、このやさしい日本語というのは、もともと災害現場での情報伝達の手段として使われるようになったというもので、その有効性も認められていますので、より伝わりやすいよう、やさしい日本語での発信も加えていきたいというふうに思っております。

また、毎年、防災訓練時に警察署から外国語、英語、中国語だと思えますが、英語、中国語を交えての避難の呼びかけの訓練も行っておりますので、非常時には警察署の協力を得て、広報巡回することも一つの手段としてあろうかと思えます。

以上です。

20番（三小田一美君）

本当にいつ災害が起きるかわかりませんから、また、執行部の方は一生懸命努力をしておられると思えますので、私も敬意を表するところでございます。ただ、外国人の方は、何かのいい方法を考えていただきたいと、私、そういうふうに思っております。いい機械があるわけですよ。翻訳機かね、機械が何万円か出せば。そういうのも取り入れて、また後で質問しますけど。どうもありがとうございました。

次に行きたいと思えますが、前回、矢部川の堤防決壊時のような豪雨が発生すれば、堤防が切れないでも市内各地で冠水、浸水が発生し、広報車による周知が制限されますが、このような場合の周知の手段をどう確保されているのか。避難のため、何カ国語の言葉を使い、どのような手段で外国人の皆さんに周知を図るのか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。簡単でよろしゅうございます。

総務課長（平田敬介君）

広報車が動けない場合ということでございますが、先ほどもお答えしたように、市からの情報発信で防災行政無線ですね、それから、エリアメールなどが使用できますので、それらの手段を使って、外国語ということでなかなか難しい面がありますが、わかりやすい日本語ということで、やさしい日本語を活用した発信も加えていきたいと思えます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。柳川は将来お手本になるわけですから、外国人の方が何百人とお見えになられますから、またそこら辺のところは勉強しとってください。

次に、災害の発生時にはコミセンや学校などが避難所となると思われますが、外国人在住者が日ごろその場所を知っているか否かの確認はどのような方法で行われていますか、お尋ねしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

市内に住んでおられる外国人の方が日ごろその場所を確認されているかどうかというのを市のほうで確認しているかという御質問ですが、それぞれの外国人の個人個人がどのように確認してあるかということまでは把握をしておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。課題だと思いますので、今後また頑張ってください。

また、災害の発生時に日本語を話せない方が避難して見えられた場合、外国語を話せる職員、また、ボランティア員を配置するか、また、数カ国語に対応できる翻訳機、機器を設置するなど、どのような対応の方法を準備されているのか、そこをちょっとよかですか、済みません、お尋ねします。

総務課長（平田敬介君）

外国人の市民の方が避難所に来られた場合の対応方法はということでございますが、英語なり外国語を話せる職員を必ず避難所に配置できるとは限りませんので、どういった職員を配置してもコミュニケーションをとる手段として対応できるように、やさしい日本語での対話シート、それを使ったシートとか、数カ国語であらかじめ指さして使うシートとかがありますので、そのようなものを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、災害の発生時には食料の確保が難しいと思いますが、数日後には炊き出しなども行われると思いますが、宗教によっては牛や豚などの食材が制限される国が多数あると思いますが、これらの対応はどうかされるでしょうか。

例えば、原材料の表示を多言語にするとか、いろいろつくことは難しいので、おにぎりとか漬物だけにするとか、また、最悪、配布しないなど、現在、検討されている対応をお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

本市が災害に備えて備蓄している食料品というのは、先ほど肉、豚とかということもおっしゃられましたが、当座をしのぐためのものですから、飲み水のほかは乾パンやソフトパン、

ワカメやヒジキを使用したアルファ化米ですね、一度炊いた御飯を乾燥して水、お湯で戻す非常食、そういったものであります。乾パンやソフトパンには牛や豚は使われておりません。アルファ化米も全てハラール認証品といたしまして、イスラム教徒の方たちの食事にも対応したやつを備蓄しております。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうも済みません。ありがとうございました。

それでは、市において毎年、避難訓練やインフラの復旧の訓練を行われていますが、交通網が遮断されたり、通信インフラが使用不能に陥った場合を想定した訓練も今後取り組む必要があるのではないかと思います。市長、よかなら済みません、コメントよろしゅうございますでしょうか。私は最後はよかて言うたばってん、いいですか、まいっちょ、今。毎年、避難訓練がありよるわけですね。インフラが使用不能に陥った場合を想定した訓練も今後取り組む必要があるでしょうかと思いますが、いかがでしょうかということ。よかですか、済みません。通告しとけばよかったけど、済みません。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年、避難訓練やインフラ復旧の訓練を行われておりますけれども、交通網が遮断されたり通信インフラが使用不能に陥った場合を想定した訓練も今後取り組む必要があるかと思えます。よろしく願いしておきたいと思えます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に、若者に魅力ある、生まれてよかった、暮らしてよかったと、そういうまちづくりについて質問をさせていただきます。

まずは、合併時から人口、世帯数の変化を教えてくださいたいと思えます。よろしく願います。

市民課長（竜 晴美君）

三小田議員の御質問にお答えをいたします。

合併しました平成17年度の年度末と平成30年度の年度末の人口及び世帯数を比較して申し上げます。

人口につきましては、平成17年度の年度末が7万6,124人、平成30年度の年度末が6万6,002人でございまして、この14年間で1万122人、率で申し上げますと約13%減少しております。転入者が転出者を下回る社会減かつ出生数が死亡数を下回る自然減により、人口は減少をいたしております。

世帯数につきましては、平成17年度の年度末が2万3,808世帯、それと、平成30年度の年

度末が2万5,674世帯で、人口減とは逆に世帯数は1,866世帯、率で申し上げますと約8%の増となっております。

西鉄柳川駅周辺のマンションとかアパートの建築による世帯数の増、また、結婚等で世帯を別にされる方、そういった方もいらっしゃると思いますので、そういったことによる世帯数の増が主な要因ではないかと考えられます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、16歳から45歳までの人口の推移を教えてください。

市民課長（竜 晴美君）

三小田議員の御質問にお答えをいたします。

これも合併いたしました平成17年度の年度末と平成30年度の年度末の人数を比較して申し上げます。

16歳から45歳までの人口は、平成17年度の年度末が2万6,338人、それと、平成30年度の年度末が1万9,321人で、7,017人、約27%減少いたしております。進学や就職による市外への転出が減の主な理由ではないかと考えられます。

20番（三小田一美君）

どうもいろいろありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思いますが、合併したときと比較して、特別の交付税を含まない現在の普通地方交付税の交付金の推移の減少額を教えてくださいたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

三小田議員の御質問にお答えをいたします。

平成17年度の普通交付税は7,563,330千円で、令和元年度は7,470,170千円でございます。比較いたしますと、93,160千円の減少となります。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございます。これも橋本議員とちょっと重複したところがありましたので、もうここは聞きません。

次に、特例の措置が間もなく終わると思いますが、切れた後の普通地方交付税の交付金、合併時と比較してどの程度の減額になるのかを教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

合併の特例措置である合併算定がえによる加算措置につきましては、令和元年度の1割加算が最後となり、令和2年度からは加算はなくなります。

特例措置が切れた後と合併時の普通交付税の比較についての御質問でございますけれども、

令和元年度の普通交付税決定額から合併算定がえの加算額を控除した額と合併時の普通交付税の比較でお答えをしたいと思います。

令和元年度の普通交付税について合併算定がえの加算措置がない状態で見ますと、7,360,040千円となっております。これを平成17年度と比較しますと、203,290千円の減少となります。以上です。

20番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございました。

それでは、もしも特例措置が切れた後、人口が合併時と比較して減少しなかった場合の普通交付税額はどの程度減額で済むと考えられますか、お尋ねしたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

普通交付税の算定に当たりましては、人口のほかに面積や世帯数、道路の延長、面積、児童・生徒数、高齢者人口など、さまざまな基礎数値をもとに算定されます。

また、人口を基礎数値にした項目につきましても、計算の過程で生活保護者数や児童手当受給者数などをもとにしたさまざまな多くの補正係数を掛け合わせて最終的な額が決定をいたします。このように普通交付税の算定にはさまざまな要素が絡み合っており算出されるため、人口が1人減れば普通交付税がどのくらい減額になるかということを出算するのは難しいのが実情でございます。

このため、あくまで試算ということで補正係数等を無視して計算しますと、人口が1人減れば、交付税算定上の財源不足額が100千円減少するという結果になります。

平成17年度と平成30年度の人口を比較しますと9,494人減少していますので、交付税算定上の財源不足額は100千円を掛けた94,940千円減少することになります。

これらの条件のもと、人口が合併時と同じと仮定した場合の令和元年度の普通交付税を計算しますと8,419,570千円となりまして、平成17年度と比較すると減少ではなく増加するという試算の結果となります。

以上です。

20番（三小田一美君）

課長もわっかけん頑張らやんですね。ありがとうございました。

次に行きたいと思いますが、柳川市のことし4月の保育園の入所時の待機児童の数、何人で全体の何%でしたか、ちょっと教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の4月保育園入所時点での待機児童ですが、1,944人の入所申し込みに対しまして、全ての児童が入所できておりまして、待機児童はゼロ人ですので、ゼロ%でございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それで、若い人たちの声を聞けば、なかなか希望する施設に入所が難しいと聞いたから、保育園の入所時に親が希望する施設に入所できた割合は何%ですかと、それをちょっと聞いてくれと言われましたので、お尋ねします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

保育園の入所申込書には第4希望まで記入していただいております。全ての方が第1希望、または第2希望の保育園に入所決定をされている状況でございます。

ただし、第1希望の保育園への入所がかなわなかった場合、希望どおりではなかったと受けとめる方もいらっしゃるかと思います。加えて、希望の保育園に入所のあきがないことを子育て支援課の窓口や保育園で聞かれ、実態として育児休暇を延長するなどして入所申し込みをされない保護者もおられます。このような状況から、全ての方が希望どおりに入所できているとは認識していませんし、その明確な人数についても把握ができておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。よくわかりました。

それでは次に、市外にアパートを借りたり、家を建てて、市外より市役所に勤務している職員に、その理由を聞くようなアンケートを実施したことがありますでしょうか。ちょっとお尋ねします。済みませんが。

人事秘書課長（高田啓介君）

三小田議員の市外に居住している職員に市外居住の理由を聞くようなアンケートを実施したことがあるかとの御質問でございますけど、市外に居住している職員に今申されました市外居住の理由を問うアンケート等は行ったことはございません。

なお、参考までに職員の居住地の状況を本年4月1日現在で申し上げますと、正規職員と再任用職員を合わせた職員数495人のうち、市内居住者は397人で、率にいたしまして80.2%の職員が市内に居住しているところでございます。市外に居住している職員数は98人で、市外居住者の割合は19.8%となっているところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

誰でもやっぱり一人一人都合があるから、あんまりそこまで聞きたいとは思いません。

次に、子供の医療費の無料化は国が足を引っ張っているため、市町村によってはばらばらですが、高校を卒業時の18歳までを対象にしている市町村もあるようです。柳川市の周辺、

また、佐賀県や熊本県、ちょっとこれは通告しておりませんでしたから、これもうわかるでしょう。

それと、近隣市町村で実施している市町村はどこどこあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えします。

近隣市町村で18歳まで医療費を無料にしている自治体はございません。

県下で見れば、築上町が18歳まで通院の自己負担額を一月当たり600円まで、入院の自己負担額を無料とされております。

なお、この子ども医療につきましては、現在、福岡県は市町村が実施する子ども医療費の助成に対する補助を行っており、その対象を小学生までとしておりますけれども、2021年度までにこれを中学生までに拡大するという方針を出したところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

もしも柳川市で18歳まで延長した場合、現在より年間どの程度の予算増が必要となる見込みでしょうか。そこをちょっと教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

現在、本市では市内に居住している子供が医療機関で診療を受けた場合の自己負担額を補助しております。具体的には、外来については3歳未満の乳幼児医療費は無料、3歳以上就学前までの幼児につきましては1医療機関ごとに自己負担は一月600円まで、小学生の自己負担は一月1,200円までとしており、それを超えた分を公費負担しております。

また、入院につきましては、3歳未満の乳幼児は無料、3歳から中学生までは1医療機関ごとに自己負担額は一日500円まで、上限額を一月3,500円までとし、それを超える分については公費で負担をしております。

さらに、調剤につきましても乳幼児から小学生まで無料とし、公費で負担を行っているところ です。

その結果、平成30年度の公費負担を行った額は、福岡県の負担額が74,350千円、本市の負担額が83,020千円、合計で157,370千円となっております。

平成29年度の国民健康保険の医療費をもとに、18歳までの外来医療費を無料とした場合の本市の負担額は305,630千円と見込まれ、負担が144,680千円増額いたします。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に、現在計画をされている川下り乗船場の西鉄駅前の移転計画が完成すれば、観光客の

大幅な増加が見込めると思いますが、観光客の入り込み数の増加は普通交付金の算定の基礎にどの程度影響するか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

財政課長（田中勝裕君）

財政課からお答えいたします。

普通交付税は、標準的な水準で行政を行うための経費、税収入等を算定基礎として、その財源不足額を算定するものでございます。

観光客入り込み数はその算定基礎に含まれておりませんので、普通交付税の算定には影響ございません。

以上です。

20番（三小田一美君）

私もそげん思うとった。どうもありがとうございました。

それでは、今後は柳川市の老朽化する道路や橋、また、学校を初めとする公共建物の建てかえ、水道管の維持補修、山積みする問題が横たわっています。このような中、平成27年7月につくられました柳川市人口ビジョンに基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに書かれた内容を基本として、若者が住みよい魅力があると思ひまちづくりに取り組んでいただきますように要望したいと思ひます。

また、これから先、財政の健全化を目指す上、小・中学校の統廃合、これについては隣のみやま市、大川市で著しい実績を上げられていますので、ぜひ今後早急な取り組みをお願いしたいと思ひます。

また、議会においても、執行部と共同歩調をとりながら、議員の定数の削減、歳費の縮小に取り組むことが大事であると私は考えています。教育長のお考えをちょっとよかですか、お願いします。

教育長（沖 毅君）

三小田議員の本市の学校の統廃合についての考えという部分でお話をさせていただきたいと思ひます。

本市の学校の統廃合ということですが、昨日の橋本議員の一般質問と重なるところでございますが、今年度中に学校適正規模・適正配置化検討委員会を立ち上げまして、来年度末に答申をいただく予定としております。

市内の小・中学校の児童・生徒の少子化が進んでいることは、多くの市民の方々が認識され、1学校当たりの人数が減っていくという危機感については十分承知をしているところでございます。そのためには、教育委員会では子供たちにとってよりよく成長をするという最良の教育環境が実現できますように、検討委員会の中で協議をしていきたいというふうにご考えております。少し考えを述べさせていただきます。

義務教育の期間であります小・中学生を育てる学校の校区、特に小学校区については、公

民館等の社会教育団体の活動やさまざまな青少年の健全育成のための取り組みの単位となっていると思います。そういうことから、地域コミュニティとの密接なかかわりがあるというふうに考えております。そういうことから、ぜひこの学校適正規模・適正配置につきましては、保護者や地域の皆様の理解と協力というのが不可欠であるというふうに考えております。

今申し上げました子供たちを最良の環境で、どういった環境でどう育てたいか、地域にとって学校とはどういうものなのか等々をしっかりと議論しながら検討委員会を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

これで最後になりますが、これはもう答弁要りません。特に小・中学校の合併は財政の効率化のみならず、学力、全国の学力テストの結果から見ても手が届くと言われていますが、市内の小規模校が他の学校に比べて高い水準とは言えない状況の中で、児童・生徒が切磋琢磨し、競り合う中で、学力を伸ばす環境を一日も早く、今も努力はされておられますので、お願いし、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は12日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、12日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時46分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

令和元年12月19日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	

5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について
- 総務委員長報告について

- 議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員長報告について

- 議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第98号 市道路線の認定及び変更認定について

教育民生委員長報告について

- 議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定について
議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
請願第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

日程（3） 議案の上程について

- 議案第99号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和元年第3回柳川市議会定例会最終日の日程について、昨日、12月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第99号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ております。

ここで議会運営委員長として市長、執行部へ申し上げることがあります。

これまでの本会議での市長を初め、執行部の発言については、一貫性を疑われる答弁が見受けられ、また、その後に変更する旨の報告を受けることがありました。議場、議会での市長の発言は大変重いもので、その判断を下す、そのプロセスは非常に重要かつ行政が持つ信頼性が求められるものであります。検討事項の内容は綿密に協議し、精査の上、発言すべきで、今後、市長、執行部は最終的な行政判断をした上で発言されるよう強く要請いたします。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了し

ましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第86号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「332億6,088万9,000円」に、歳入歳出それぞれ「7億66万1,000円」を追加し、補正後の予算総額を「339億6,155万円」としようとするものであります。

審査の過程で、寄付金の取扱いや充当内容、児童扶養手当の増額内容、子育て世代包括支援センターの開設場所及びその機能、保育所運営等事業費や認定こども園運営等事業費の増額内容、農業振興費県補助金返還金の内容、中島コミュニティセンターの補修内容についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第89号 原案可決

本案は、柳川市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

犯罪被害に遭われた方々が受けた被害の回復や軽減を図り、再び安心して暮らせる環境を取り戻すことを目的に、相談窓口の設置や見舞金支給など犯罪被害者等の支援に努めるものであります。

審査の過程で、条例施行後の警察との連携、見舞金の申請方法、国の給付金制度についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第93号 原案可決

本案は、柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から特別職非常勤職員の範囲が限定されることに伴い、条例の一部を見直すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第94号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づき国家公務員給与の見直しが図られたことにより、国に準じて職員の給料表、住居手当及び勤勉手当の支給割合等について改正し、併せて議員、市長、副市長及び

教育長の期末手当の支給割合を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1) 議案第92号 原案可決

本案は、柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本市下水道事業が令和2年4月1日より地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計制度へ移行するため、改正が必要な関係条例の整備を行うものです。

審査の過程において、特別会計から公営企業会計制度へ移行するにあたり市の繰出金の取り扱いについての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第97号 原案可決

本案は、柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

水道法の一部改正に伴い導入された指定給水装置工事事業者の指定の更新制に係る手数料に関する規定の整備を行うとともに、水道法施行令の一部改正に伴い引用している条文の整備等を行い、また、利用者の負担軽減及び近隣自治体の状況を踏まえ、給水装置の開栓・閉栓に係る手数料を廃止するものです。

審査の過程において、平成30年12月の水道法の一部改正の内容についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第98号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業に伴う1路線の新規認定及び1路線を変更認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月4日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、12月6日本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第87号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年3月実施予定の「オンライン資格確認」の導入に向けた本市国民健康保険システムの改修と、普通交付金及び特別交付金の額の確定に伴う県への返還金について、必要な額を増額するものです。

歳入歳出それぞれ「4,706万円」を追加し、補正後の予算総額を「94億5,797万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第88号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

後期高齢者医療担当職員の人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動等に伴い、人件費を増額する必要が生じたため、必要な額を増額するものです。

歳入歳出それぞれ「80万円」を追加し、補正後の予算総額を「10億8,580万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第90号 原案可決

本案は、柳川市民文化会館条例の制定についてであります。

令和2年12月20日開館予定の柳川市民文化会館について、施設の設置及び運営などに関する方針を定めた条例を制定するものです。

審査の過程において、現在、大ホール機能を有する施設における使用料、冷暖房利用料及び減免の取扱について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第91号 原案可決

本案は、柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律のいわゆる人権3法の趣旨を踏まえて、本条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、相談体制の充実における新たな取組について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第95号 原案可決

本案は、柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、校区公民館長の任期を変更し、併せて専門委員会の規定を削除するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第3号 採択

本件は、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書であります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市犯罪被害者等支援条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第93号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第94号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第97号 柳川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第98号 市道路線の認定及び変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第90号 柳川市民文化会館条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第95号 柳川市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3 議案の上程について。

議案第99号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第99号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第3号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

日本では建設従事者に最も多くのアスベスト被害者が生まれ、その多くが高齢化しており、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。また、被害者の負担をできる限り少なくして救済するためには被害者救済基金の創設が望まれます。建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対して速やかに、また、負担なく救済するための被害者救済基金創設の検討を求めるため、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第99号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和元年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 矢ヶ部 広 巳